令和６年度　特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

大学の研究者の目線に立った
知財の情報提供に関する
調査研究報告書

令和７年３月

三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社

要　約

背景

特許庁では、大学の研究成果を事業化することを目的として施策を講じてきた。その一環として、大学研究者の特許に対する意欲を高める施策を検討してきたが、依然として特許に対する取組経験（出願やライセンス等）には差がある状況であり、特にそのような経験のない大学研究者に対する的確な情報提供が必要である。

目的

特許に関する取組経験のない大学研究者が、特許に対する関心を高め、出願等に取り組むきっかけとなる情報提供の在り方を検討する。

公開情報調査

大学における特許出願の状況や大学研究者による特許出願プロセス例等について公開情報調査を実施した。

アンケート調査

大学研究者、産学連携担当者に対して、特許意識等を把握するためのアンケート調査を実施した。

ヒアリング調査

アンケート回答者に対して、具体的に意識等を把握するためのヒアリング調査を実施した。

パンフレット作成

特許出願経験のない研究者向けのパンフレットを作成した。

セミナー開催

研究者等を対象にしたセミナーを開催した。

委員会

有識者 5 名で構成される委員会を設置し、本調査研究における調査方針や特許に関する取組経験のない大学研究者に対する情報提供の在り方等についての助言を得た。

まとめ

・研究者のタイプによって、特許に取り組むことによって得られるメリットに違いがある。今後、この違いを意識した情報提供を行うことが重要である。
・また、産学連携組織においては、発明発掘やライセンス等、十分に実施できていない活動もある。研究者だけではなく、研究者を取り巻く様々なプレーヤーに対しての支援を行うことによって、研究者が特許にアクセスしやすくなる環境整備を行う必要がある。

Ⅰ．本調査研究の概要

１．調査研究の背景及び目的

知的財産推進計画 2023 に、「日本が熾烈なグローバル競争に勝ち残るには、大学の研究成果をスタートアップや既存企業が機動的かつスピーディーに事業化につなげていくことが不可欠であり、そのためには大学を中心とするエコシステムの形成が必要である。」と記載されているが、大学の研究成果を事業化につなげるためには、大学の知財を適切に保護することが必要不可欠である。これまで、特許庁・独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下、「INPIT 」とする）では、大学における産学連携人材が手薄であり、研究者に対する伴走的な知財支援に課題があるとの認識の下、大学に知財専門家を派遣し、大学に埋もれた研究成果を発掘・知財化するとともに、大学の産学連携体制の強化を支援してきた。

そして、上述のような支援を有効活用するためには、研究成果を生み出す研究者の知財に関する知識と、知財化への意欲の高さが求められるため、平成３０年度産業財産権制度問題調査研究「大学の知的財産権制度活用の現状と研究者の知財意識に関する調査研究」がなされ、知財に対する知識や意欲が高い研究者がいることが明らかになったものの、依然として研究者の知財に対する知識や意欲は人によってばらつきがあり、知財に関する知識や意欲が不十分な研究者に対して今後も知識と意欲の底上げが必要であることが明らかとなった。

しかしながら、知財の初学者向けの資料は、特許庁や INPIT のホームページをはじめとして多数存在するものの、研究者自身が得られた情報から自身に必要な情報を取捨選択していく必要があり、知財に関する知識や意欲の低い研究者の底上げを困難としていた。

そのため、本調査研究では、特に特許に関して、知財に関する知識や意欲の低い研究者が、自身の研究を知財化の必要性や知財化に必要な支援の要請ができるようにするために、研究者の目線に立った知財に関する情報の提供手法を調査検討する。

２．本調査研究の実施方法

（１）公開情報調査

大学等における知財活動の状況や、実際に特許出願に取り組むプロセスの整理等を目的として、公開情報調査を実施した。

（２）アンケート調査

大学研究者の考え方や特許に対する印象等を把握する目的で、大学研究者を対象としたアンケート調査を実施した（5461 者へ配布、179 者から回収）。

また、大学産学連携組織における活動状況や、同組織から見た大学研究者の知財意識等を把握する目的で、大学産学連携組織を対象としたアンケート調査を実施した（43 機関へ配布、28 機関から回収）。

（３）ヒアリング調査

アンケート調査で得られた情報をさらに深掘りし、課題等を具体的に特定する目的で、大学研究者と大学産学連携組織を対象としてヒアリング調査を実施した。

大学研究者に対するヒアリング調査は、論文投稿及び特許出願の両方の経験を有する大学研究者 9 者、論文投稿の経験を有しているが特許出願の経験はない大学研究者 9 者を対象とした。

また、大学産学連携組織については、6 者をヒアリング調査の対象とした。

（４）パンフレット作成

各種調査結果を踏まえて、特許に関する経験のない大学研究者を対象としたパンフレットを作成した。

（５）ファンディングエージェンシー（FA）におけるセミナーの開催

国立研究開発法人科学技術振興機構（以下、「JST」とする）及び国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下、「AMED」とする）の協力を得て、大学研究者と大学産学連携組

織を対象としたセミナーを開催した。なお、セミナーの内容は、（４）で記載したパンフレットの内容を基本とした。

（６）委員会での検討

調査研究に関して専門的な視点からの検討、分析、助言を得るために、本調査研究に関して専門的な知見を有する者 5 名で構成される委員会を開催した。

（７）とりまとめ

前記（１）～（６）の調査・検討結果を総合的に分析し、報告書としてとりまとめた。

Ⅱ．調査結果

１．大学研究者と特許

（１）研究に対する考え

本調査研究では、主にアンケート調査とヒアリング調査を通じて、まず研究者が有する研究に対する考えの把握を試みた。

その結果、ほとんどの大学研究者が「未知の分野を探究して新たな知を発掘したい」という、いわゆるサイエンスを追求する目標を持っていることわかった。また、これと比べるとやや少なかったものの、8 割以上の研究者が「研究成果の実用化」という視点でも強い意志を持っていることが分かった。

一方、こうした目標の達成に向けて研究活動を進めていくにあたり、資金や人員確保に悩むケースがあることも明らかになった。

（２）特許に対する考え

本調査研究で実施したアンケート調査の回答者のうち、76.5%の大学研究者が特許出願経験を有していた。特許出願を考えたきっかけとして、周囲から受けた影響を挙げる大学研究者が多い。これについては、共同研究先の意向という意見があったのはもちろんのこと、前職での経験や研究室の教授からの助言、学内コーディネーターからの助言、他の研究者の影響等、少なからず周囲からの影響を受けていることがわかった。

特許出願経験のある大学研究者は、研究成果の社会実装という側面で特許のメリットを感じているほか、特許の視点を取り入れることによって新たな研究テーマの着想を得た等、研究の幅が広がったというメリットを感じていることが明らかになった。

一方、特許出願経験のない研究者は、自身には特許が関係ないと思っているというケースが多かったものの、特許出願を検討したが忙しくて手が回らなかった、進め方がわからなかった等、何らかの理由で断念したというケースも相当数存在していた。

調査結果をさらに詳細に検討する目的で、前述した大学研究者の研究に対する考えを 3 パターンに分類したうえで、各パターンが特許に対してどのような印象を持っているかを分析した。具体的には、「サイエンスの追求」と「研究成果の実用化」の両方に強い意志を持っている研究者をバランスタイプ、「サイエンスの追求」に強い意志を持っているが「研究成果の実用化」に対してはそれと比べると強い意志を持っていない研究者を真理探究タイプ、真理探究タイプの逆の傾向の研究者を実用志向タイプとした。分析を実施したとこ

ろ、バランスタイプと実用志向タイプにおいては、95%以上の大学研究者が特許に対して重要だという印象を持っていることがわかった。一方で、真理探究タイプについては一定数が特許を重要だと思っていない結果となったが、それでも 75%程度は特許が重要だと思っているとの結果であった。

各タイプの大学研究者が特許を重要だと思っている理由を探ったところ、バランスタイプと実用志向タイプにおいてはやはり実用化・社会実装の側面で特許が役立つという意見が多かったのに対し、真理探究タイプにおいては研究を発展させるヒントになる等の側面で特許が役立つという意見が多かった。したがって、研究者のタイプ別に特許のどのような側面を訴求すべきであるかを検討することが有用であると考えられる。

２．産学連携組織から見た大学研究者と特許

（１）産学連携組織の活動状況

本調査研究では、大学研究者だけではなく産学連携組織に対してもアンケート調査とヒアリング調査を実施した。

産学連携組織について、まず各組織の活動実態を調査したところ、特許出願支援や特許権維持管理の活動については、全ての組織において一定程度十分に活動できているとの結果が得られた。

一方、発明発掘活動や特許権のライセンス先開拓については、十分に活動できていないという回答も多く得られた。また、その理由として人員不足を挙げる声が多かった。

（２）産学連携組織から見た大学研究者の特許意識

産学連携組織を対象として、同組織から見た大学研究者の特許意識を調査したところ、ほとんど全ての組織において「意識の差があり、偏りがある（一部の研究者だけは意識が高い)」という回答があった。

また、大学研究者が誤解している、または知識が不足していると思われる点として、特許出願に要する費用面の知識や、権利活用に係る契約等の知識等を挙げる声が多く得られた。さらに、特許出願と特許権取得が別物であるという知識が不足しているという指摘や、新規性喪失の例外規定の運用手続きをすれば、いかなる場合も新規性喪失に至らなかったものとみなされるという誤解があるという指摘もあった。

３．特許に関する活動経験の少ない研究者を対象としたパンフレット作成

調査結果を踏まえ、大学研究者を対象としたパンフレットを作成した。大学研究者によって、特許に関する考えや経験が様々である中で、今回はまだ特許出願等に関する経験がない（または少ない）大学研究者を主たる対象として作成することとした。

本調査研究で重要な示唆として得られた、研究者のタイプに応じて訴求すべき特許の見せ方が異なる可能性があるという点を踏まえた構成とした。

具体的には、パンフレットの冒頭で前述した真理探究タイプ、実用志向タイプ、バランスタイプのどれに近いかを考えさせるパートを導入し、実用志向タイプ、バランスタイプは実用化・社会実装を念頭に置いた特許のメリットを記載した章を、真理探究タイプは研究の広がりを念頭に置いた特許のメリットを記載した章を中心に見てもらう流れとした。

４．セミナーの開催

本調査研究の一環として、パンフレットに掲載する内容を中心としたセミナーを実施した。開催に際しては、JST と AMED の協力を得て、各法人が開催するセミナー等の中で説明する時間を設けた。

JST の協力を得て実施したセミナーは 2025 年 1 月 19 日（日）、AMED の協力を得て実施したセミナーは 2025 年 2 月 12 日（水）に開催した。

いずれのセミナーにおいても、6 割以上の参加者から「特許の重要性を理解できた」という感想が得られている。

５．まとめ

各種調査結果および委員会での検討を踏まえて、大学研究者の目線に立った知財情報提供の方向性について取りまとめを実施した。

まず、本調査研究で明らかになったこととして、大学研究者の研究に対する考えはいくつかのパターンがあり、そのパターンによって特許に対する感じ方が変わってくるという点がある。具体的には、実用化を強く意識しているタイプの大学研究者に対しては、実用化・社会実装等に特許が役立つというメッセージを訴求することが有用である。また、サイエンスの追求を強く意識しているタイプの大学研究者に対しては、研究の幅の広がりに際して特許が役立つというメッセージを訴求することが有用である。

また、大学研究者だけでなく産学連携組織に目を向けると、活動内容によってはリソース不足等の影響で十分に実施できていないものがあることが明らかになった。具体的には、発明発掘活動や特許権のライセンス先開拓については十分に実施できていないと回答する組織が多く、この点に焦点を当てた支援が必要であると思われる。さらに、特許出願を経験している大学研究者は、産学連携組織のコーディネーターや他の研究者からの助言・影響を受けて自身も特許に取り組んだという例が少なからず観測されている。この点も踏まえて、産学連携組織を含めた大学研究者の周囲にいるステークホルダーの特許意識を高めるための施策も有用であると考えられる。

「大学の研究者の目線に立った知財の情報提供に関する調査研究」
委員会名簿

委員長（敬称略）

木村　雅和	静岡理工科大学　学長

委　員（敬称略・五十音順）

高橋　真木子	金沢工業大学大学院 イノベーションマネジメント研究科　教授
野上　保之	岡山大学　学術研究院　環境生命自然科学学域　教授
正城　敏博	大阪大学　共創機構　教授
吉田　正義	弁理士法人ドライト国際特許事務所 弁理士／代表所長

オブザーバー

金子　秀彦	特許庁 総務部 企画調査課 知的財産活用企画調整官
石川　薫	特許庁 総務部 企画調査課 課長補佐（活用企画班長・人材育成班長）
新里　太郎	特許庁 総務部 企画調査課 活用企画係長
平井　嗣人	文部科学省　科学技術・学術政策局 産業連携・地域振興課　産業連携推進室　専門官
倉崎　淳	文部科学省　科学技術・学術政策局 産業連携・地域振興課　産業連携推進室　専門職
室屋　南歩	文部科学省　科学技術・学術政策局 産業連携・地域振興課　産業連携推進室
鷲崎　亮	独立行政法人工業所有権情報・研修館 知財活用支援センター 知財戦略部　部長
中村　俊太郎	独立行政法人工業所有権情報・研修館 知財活用支援センター 知財戦略部 エキスパート支援担当　主査
長谷川　篤男	国立研究開発法人科学技術振興機構 知的財産マネジメント推進部 事業知財支援グループ調査役・上席知財サポーター

事務局

上野　翼	三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社 知的財産コンサルティング室　主任研究員
美濃地　研一	三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社 知的財産コンサルティング室　上席主任研究員
齋藤　禎	三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社 産業創発部　上席主任研究員
萩原　達雄	三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社 知的財産コンサルティング室　主任研究員
長尾　尚訓	三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社 知的財産コンサルティング室　主任研究員
村井　佐知子	三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社 産業創発部　主任研究員
北口　景子	三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社 知的財産コンサルティング室　副主任研究員・弁理士
山本　洋平	三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社 産業創発部　副主任研究員
江畑　里奈	三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社 知的財産コンサルティング室　研究員
谷口　真一	三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社 産業創発部　研究員
永田　一将	三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社 産業創発部　研究員

目　次

要約
委員会名簿

Ⅰ．　調査研究の概要 1

１．　背景及び目的 1
２．　本調査研究の実施方法 2
（１）　公開情報調査 2
（２）　アンケート調査 2
（３）　ヒアリング調査 2
（４）　パンフレット作成 2
（５）　ファンディングエージェンシー（FA）におけるセミナーの開催 3
（６）　委員会での検討 3
（７）　とりまとめ 3

II．　大学の研究者と特許 4

１．　研究に対する考え 4
（１）　研究の目的 4
（i）未知の分野の探究や新たな知の発掘 4
（ii）研究成果の実用化 6
（２）　研究のモチベーション 8
（３）　研究で直面しがちな悩み 9
（４）　共同研究や起業に対する意向 10
（i）共同研究 10
（ii）起業 11
２．　特許に対する考え 12
（１）　特許に関連する経験 12
（i）発明届 12
（ii）特許調査 14
（iii）特許出願 15
（２）　出願経験のある大学研究者の考え 22
（i）大学研究者として知っておいた方がよいこと 22
（ii）特許出願してよかったこと 23

（３） 出願経験のない大学研究者の考え 27
(i) 出願をしてこなかった理由 27
（４） 特許に対する印象の分析 31
(i) 特許に対する印象 31
(ii) 論文と特許 36
(iii) 今後の特許に対する意向 52
(iv) 研究に対する考えと特許に対する考えの分析 53
(v) その他の分析 55
（５） 必要な支援等 57
III． 産学連携組織から見た大学研究者と特許 63
１． 産学連携組織の活動状況 63
（１） 各種活動の実態 63
（２） 十分に実施できていない活動とその理由 64
(i) 発明発掘活動 65
(ii) 特許権のライセンス先開拓 66
(iii) 訴訟対応・準備 67
２． 学内における特許関連実績の評価 68
（１） 終身雇用の研究者に対する評価 68
（２） 任期付きの研究者に対する評価 69
３． 産学連携組織から見た大学研究者の特許意識 70
（１） 大学研究者の特許に対する意欲 70
（２） 大学研究者の誤解等 72
（３） 大学研究者の啓蒙活動等 75
IV． 特許に関する活動経験の少ない研究者を対象としたパンフレット作成 . 79
１．作成方針 79
（１）コンセプトとターゲット 79
２．作成プロセス 79
（１）パンフレットの構成 79
（２）作成方法 80
V． セミナーの開催 81
１．開催概要 81
２．受講者アンケート 81
（１） JST 81

（i）対象 81
（ii）特許出願経験 82
（iii）セミナーの感想 83
（２） AMED 86
（i）対象 86
（ii）特許出願経験／研究者の特許出願サポート経験 87
（iii）セミナーの感想 88
VI ． まとめ 91
１．研究者に提供する知財情報の方向性 91
（１）研究者のマインドに応じた特許の見せ方 91
（２）今後の検討課題 92
２．研究者へ特許の情報を提供するためのアプローチ環境整備 92
（１）特許に興味を持っているが出願へたどり着けていない研究者へのアプローチ 92
（２）研究者の周囲に存在するプレーヤーを通じたアプローチ 93
（i）産学連携組織 93
（ii）その他のプレーヤー 93
（３）今後の検討課題 93
資料I アンケート調査 97
資料II ヒアリング調査 123
資料III 委員会の開催 129
資料IV パンフレット 133

Ⅰ． 調査研究の概要

１． 背景及び目的

知的財産推進計画 2023 に、「日本が熾烈なグローバル競争に勝ち残るには、大学の研究成果をスタートアップや既存企業が機動的かつスピーディーに事業化につなげていくことが不可欠であり、そのためには大学を中心とするエコシステムの形成が必要である。」と記載されているが、大学の研究成果を事業化につなげるためには、大学の知財を適切に保護することが必要不可欠である。これまで、特許庁・独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下、「INPIT 」とする）では、大学における産学連携人材が手薄であり、研究者に対する伴走的な知財支援に課題があるとの認識の下、大学に知財専門家を派遣し、大学に埋もれた研究成果を発掘・知財化するとともに、大学の産学連携体制の強化を支援してきた。

そして、上述のような支援を有効活用するためには、研究成果を生み出す研究者の知財に関する知識と、知財化への意欲の高さが求められるため、平成３０年度産業財産権制度問題調査研究「大学の知的財産権制度活用の現状と研究者の知財意識に関する調査研究」がなされ、知財に対する知識や意欲が高い研究者がいることが明らかになったものの、依然として研究者の知財に対する知識や意欲は人によってばらつきがあり、知財に関する知識や意欲が不十分な研究者に対して今後も知識と意欲の底上げが必要であることが明らかとなった。

しかしながら、知財の初学者向けの資料は、特許庁や INPIT のホームページをはじめとして多数存在するものの、研究者自身が得られた情報から自身に必要な情報を取捨選択していく必要があり、知財に関する知識や意欲の低い研究者の底上げを困難としていた。

そのため、本調査研究では、特に特許に関して、知財に関する知識や意欲の低い研究者が、自身の研究を知財化の必要性や知財化に必要な支援の要請ができるようにするために、研究者の目線に立った知財に関する情報の提供手法を調査検討する。

２． 本調査研究の実施方法

（１） 公開情報調査

大学等における知財活動の状況や、実際に特許出願に取り組むプロセスの整理等を目的として、公開情報調査を実施した。

（２） アンケート調査

大学研究者の考え方や特許に対する印象等を把握する目的で、大学研究者を対象としたアンケート調査を実施した（5461 者へ配布、179 者から回収）。

なお、分野ごとの偏りを排除するため、研究者に対するアンケート配布先は、メカトロニクス、ライフサイエンス、マテリアル、エレクトロニクス等の区分に分け、それぞれの分野が均等になるように調整した。また、調査依頼の際に、特許という用語を用いていることから、回収されたアンケートは特許に関心のある層が多い可能性があることに留意されたい。

また、大学産学連携組織における活動状況や、同組織から見た大学研究者の知財意識等を把握する目的で、大学産学連携組織を対象としたアンケート調査を実施した（43 機関へ配布、28 機関から回収）。

（３） ヒアリング調査

アンケート調査で得られた情報をさらに深掘りし、課題等を具体的に特定する目的で、大学研究者と大学産学連携組織を対象としてヒアリング調査を実施した。

大学研究者に対するヒアリング調査は、論文投稿及び特許出願の両方の経験を有する大学研究者 9 者、論文投稿の経験を有しているが特許出願の経験はない大学研究者 9 者を対象とした。

また、大学産学連携組織については、6 者をヒアリング調査の対象とした。

（４） パンフレット作成

各種調査結果を踏まえて、特許に関する経験のない大学研究者を対象としたパンフレットを作成した。

（5） ファンディングエージェンシー（FA）におけるセミナーの開催

JST 及び AMED の協力を得て、大学研究者と大学産学連携組織を対象としたセミナーを開催した。なお、セミナーの内容は、（4）で記載したパンフレットの内容を基本とした。

（6） 委員会での検討

調査研究に関して専門的な視点からの検討、分析、助言を得るために、本調査研究に関して専門的な知見を有する者 5 名で構成される委員会を開催した。

（7） とりまとめ

前記（1）～（6）の調査・検討結果を総合的に分析し、報告書としてとりまとめた。

II．大学の研究者と特許

１．研究に対する考え

大学研究者の知財意識等を調査分析していく前提として、本調査研究ではまず研究そのものに対する考えを調査した[1]。

（1） 研究の目的

（ｉ）未知の分野の探究や新たな知の発掘

本調査研究の一環で実施した大学研究者向けアンケート調査によれば、ほとんどの研究者が研究の目的として「未知の分野を探究して新たな知を発掘したい」という意向を有しているという結果になった。具体的には、「大いにあてはまる（58.7%）」「あてはまる（39.7%）」となっている。

図表 II-1　未知の分野の探究や新たな知の発掘に対する意向

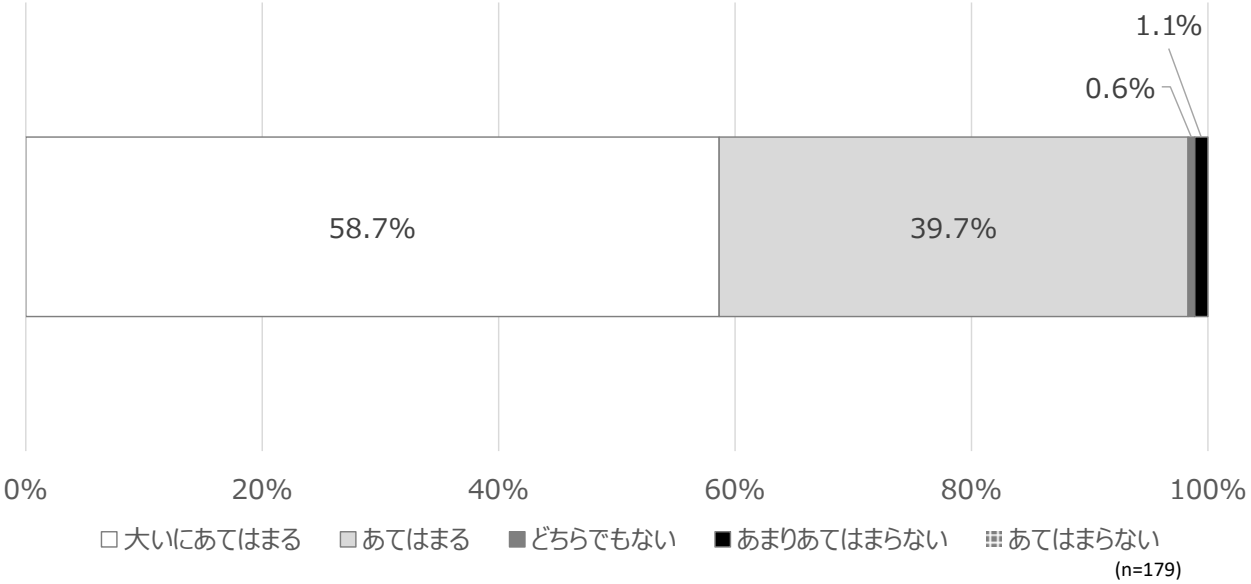

[1] 分野ごとの偏りを排除するため、研究者に対するアンケート配布先は、メカトロニクス、ライフサイエンス、マテリアル、エレクトロニクス等の区分に分け、それぞれの分野が均等になるように調整した。また、調査依頼の際に、特許という用語を用いていることから、回収されたアンケートは特許に関心のある層が多い可能性があることに留意されたい。

また、同じく本調査研究の一環として実施した大学研究者向けのヒアリング調査結果によれば、本テーマに関連して次のような意見が得られている。具体的な考えとして、例えば「教科書に掲載されるような成果創出」を目指しているコメントが複数見られた。

【大学研究者へのヒアリング調査で得られたコメント例】

- 教科書に載るような普遍的なメカニズムを発見することを目標にしている。そのような発見ができるように、疑問に対して仮説を立て、検証していくことで、いつかそのような発見に結び付けばと思っている。（大学研究者・出願経験あり）
- 今まで自分がやってきたことを教科書としてまとめ、若い世代に知識を繋げたい。（大学研究者・出願経験あり）
- 自身が研究しているテーマは 100 年以上研究されているが、それでもまだ物理的に何が起きているかよくわからないことが多い。そうした事象をサイエンスで解明していきたい。（大学研究者・出願経験なし）

（ⅱ）研究成果の実用化

本調査研究で実施したアンケート調査によれば、8 割以上の大学研究者が研究成果の実用化（企業を通じた社会実装、起業等）に対する意向を有しているという結果になった。具体的には、「大いにあてはまる（44.1%）」「あてはまる（40.8%）」となっている。（1）で記載した内容と比較すると、一定数の研究者が「どちらでもない（10.1%）」「あまりあてはまらない（4.5%）」という回答をしている。

図表 II-2　研究成果の実用化に対する意向

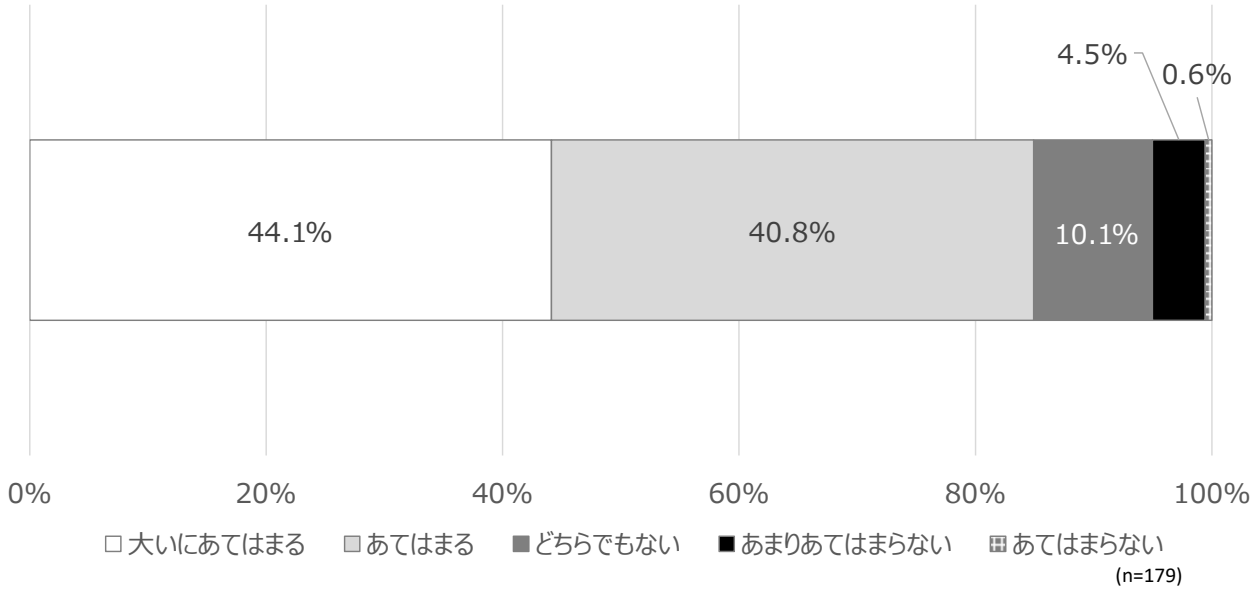

また、同じく本調査研究の一環として実施した大学研究者向けのヒアリング調査結果によれば、本テーマに関連して次のような意見が得られている。

【大学研究者へのヒアリング調査で得られたコメント例】

＜研究成果を社会に実装したい＞

- 基礎研究で良い仕事をしたいと思うと同時に、最終的に社会実装されれば、研究者冥利につきると考えている。（大学研究者・出願経験あり）
- 知の創造が、社会的価値（イノベーション）になれば、望ましいことである。（大学研究者・出願経験あり）
- 社会実装に向けて取り組みたいと考えているが、それを旗印にして取り組めているとまでは言いがたく、研究内容に面白さを感じられるかが先に立つ。結果・成果が巡り巡って社会の役に立てればなおよいという認識にある。（大学研究者・出願経験あ

り）

- 自身の研究成果を実用化していくことに取り組みたいと考えている。（大学研究者・出願経験なし）
- 世に役立つ革新的な技術を作り、社会実装していきたいと思っている。（大学研究者・出願経験あり）

＜研究成果を社会に発信したい＞

- 自身の研究で地道に成果を積み上げて、自身の研究成果を PR していきたい。（大学研究者・出願経験あり）
- 自身の研究成果がどのように使われているか、といったプレスリリースがされるようなことがあるとやりがいを感じられるのではないかと思う。市場規模が大きい領域や、大きな進歩のきっかけとなるような成果を論文と特許の両方で押さえておくことで、学術界と産業界の両方でプレゼンスを発揮できれば理想的である。（大学研究者・出願経験あり）
- 良い研究を実施して成果を論文にまとめて発表して世界から認められることを目指している。３～４年かけて研究を行い、インパクトある論文を出すことを目標としている。（大学研究者・出願経験なし）
- 良い研究を実施して多くの人に知ってもらい、評価されたい。（大学研究者・出願経験なし）

（2） 研究のモチベーション

本調査研究の一環で実施した大学研究者向けアンケート調査によれば、研究を進めるモチベーションになるものとして「自身の研究テーマについて、新たな方向性や広がりが見えたとき」という回答が多く寄せられており、回答した研究者の 9 割以上が該当した。

図表 II-3　研究を進めるモチベーション（複数回答）

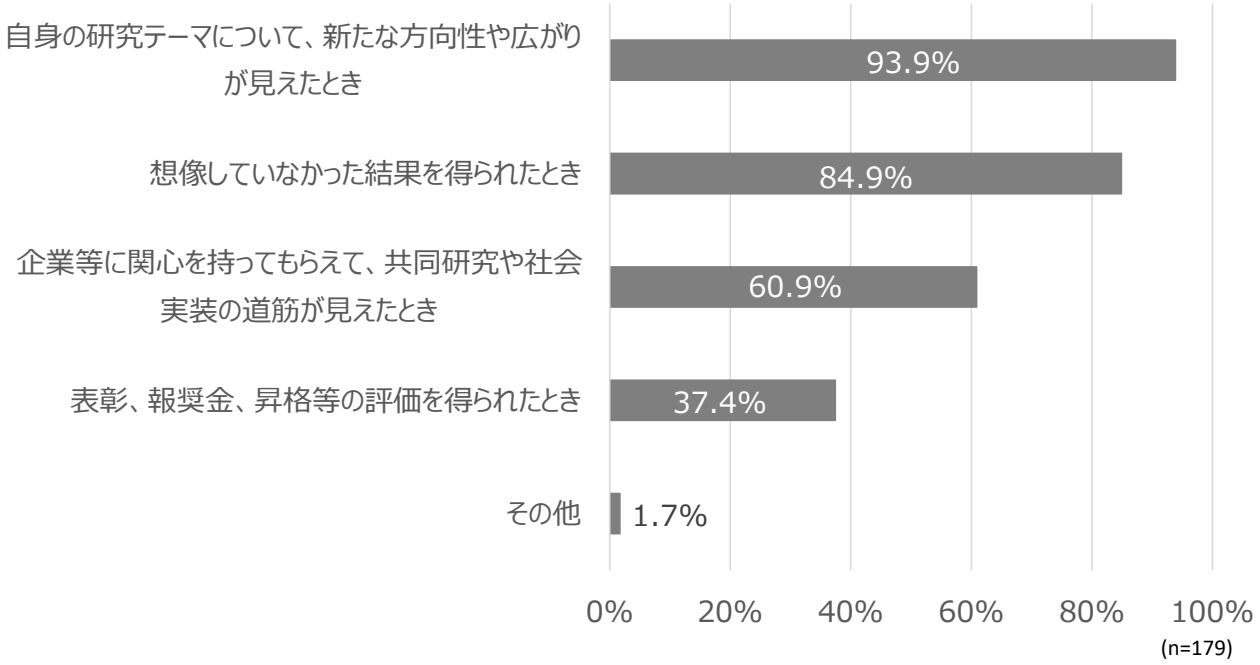

（3） 研究で直面しがちな悩み

本調査研究の一環で実施した大学研究者向けアンケート調査によれば、研究を進めていく中で直面しがちな悩みとして「研究資金の獲得」が最も多く、約 8 割の研究者が該当した。

図表 II-4　研究で直面しがちな悩み（複数回答）

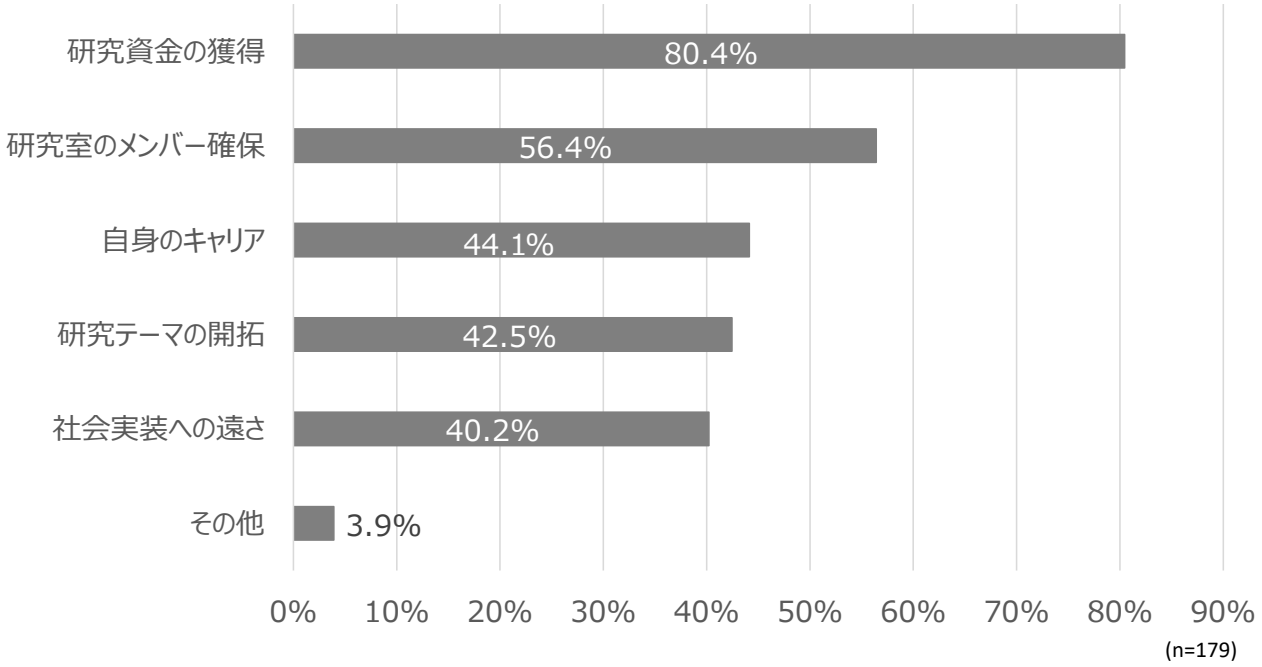

（４） 共同研究や起業に対する意向

（ｉ）共同研究

今回の調査結果では、企業との共同研究に対する意向としては前向きな考えを持つ研究者が約 9 割という結果になった。具体的には「積極的に進めたい（43.6%）」「どちらかといえば進めていきたい（46.4%）」という結果であった。

図表 II-5　企業との共同研究に対する意向

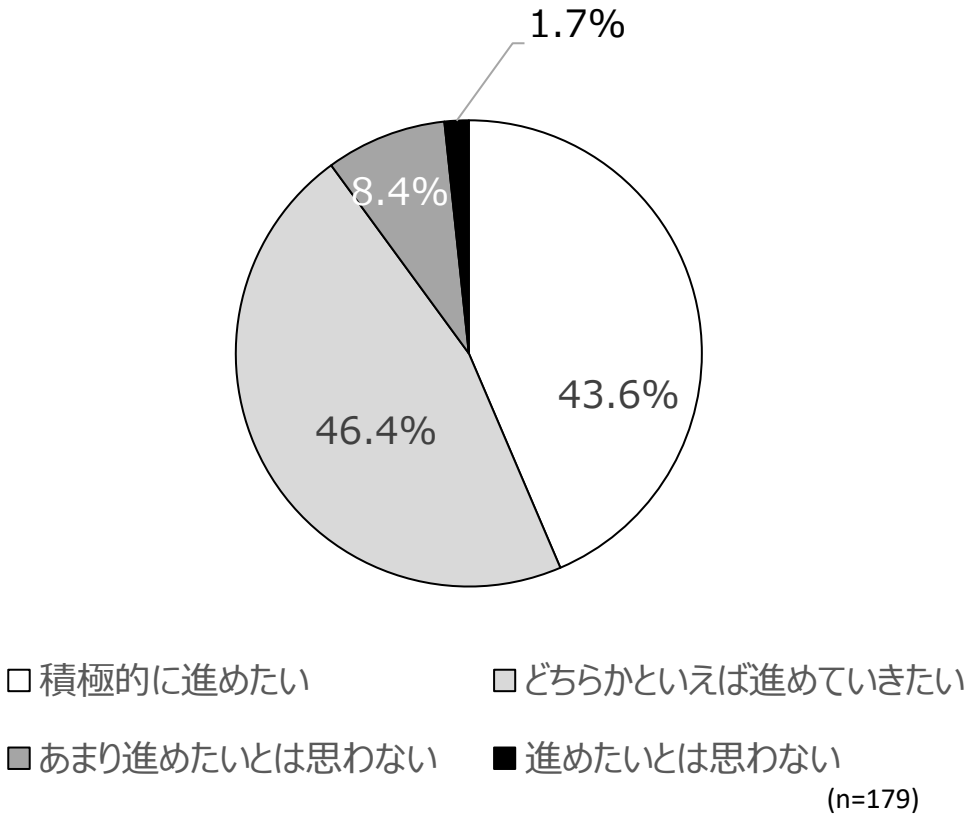

（ⅱ）起業

今回の調査結果では、研究成果をもとに起業することに対する意向としては、6 割以上の研究者において関心があることを確認できた。具体的には「大いに関心がある（19.0%）」「関心がある（42.5%）」という結果であった。

図表 II-6　起業に対する意向

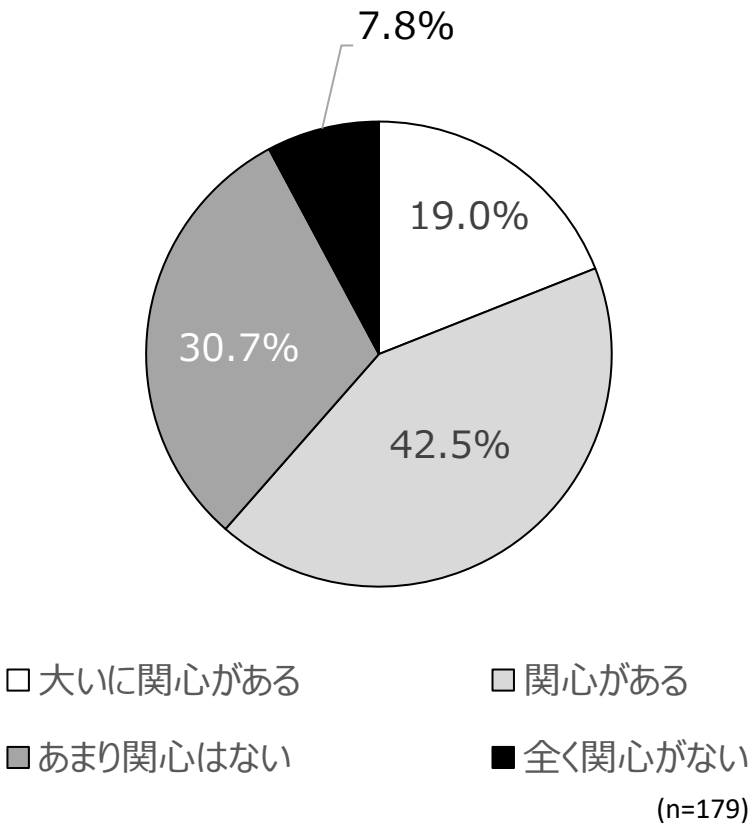

２． 特許に対する考え

（１） 特許に関連する経験

（ｉ）発明届

今回の調査結果では、回答した大学研究者のうち、約 7 割が発明届の提出経験を有していた。発明届の提出経験を有する大学研究者のうち、約 3 割は大学として特許出願をしてもらえなかった経験を有しているという結果も得られている。

図表 II-7　発明届の提出経験と提出後の結果

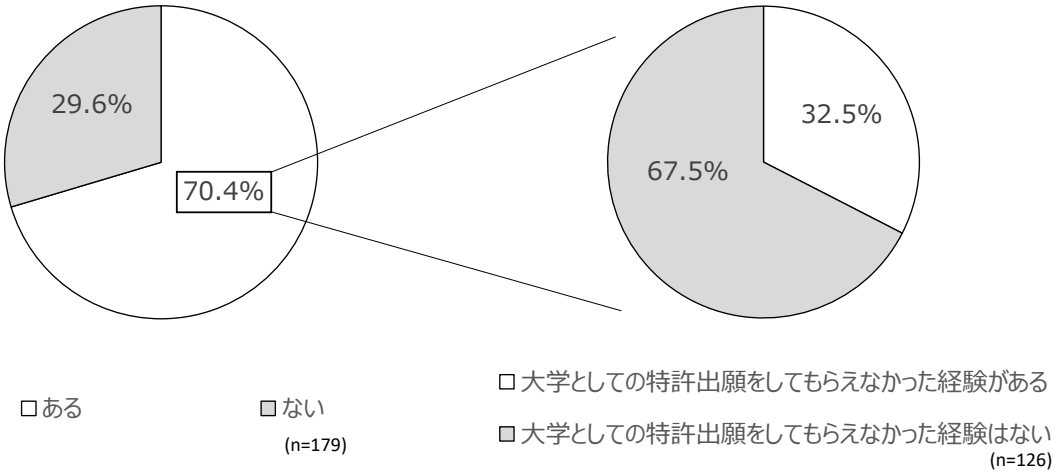

なお、発明届の提出後に大学としての特許出願が見送られたものについてのその後を調査したところ、約 8 割が特許出願をあきらめたという結果になっていた。

図表 II-8　大学としての出願を断念した研究成果のその後

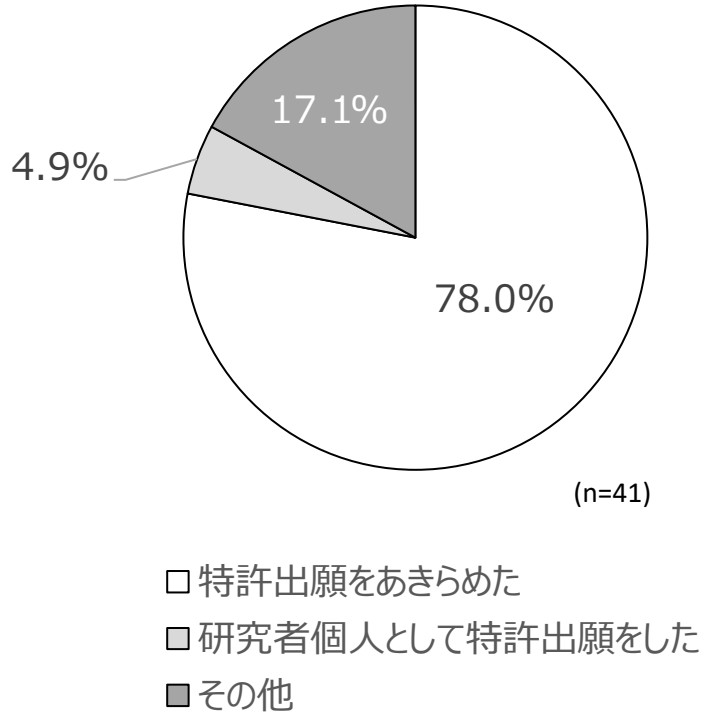

調査結果のうち約 17%が「その他」という回答になっているが、この内容をさらに調査したところ「興味をもってくれた企業と研究者個人との共同で出願した」等の回答が多く、共同出願を探る活動へと転じたケースも一定数存在していることがわかった。

（ⅱ）特許調査

自身の研究領域について、他者の論文だけでなく特許について調査を実施した経験について聞いたところ、本アンケート調査では約 7 割の大学研究者が経験を有しているとの結果になった。

図表 II-9　特許調査の経験

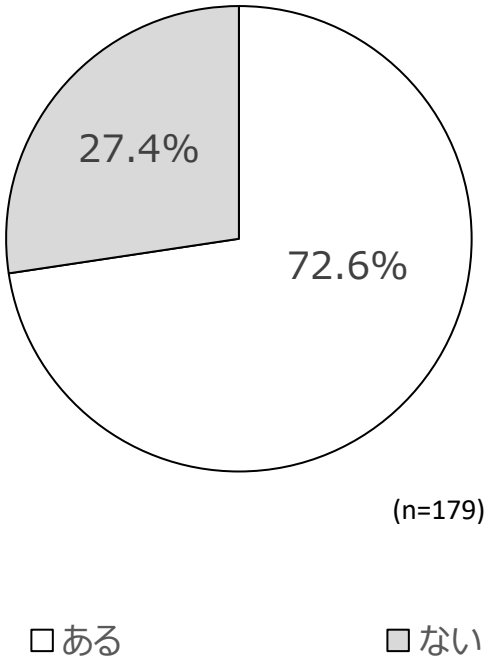

（iii）特許出願

①出願経験

特許出願の経験有無について聞いたところ、本アンケート調査の回答者のうち、76.5%が出願経験を有していた。

図表 II-10　特許出願の経験

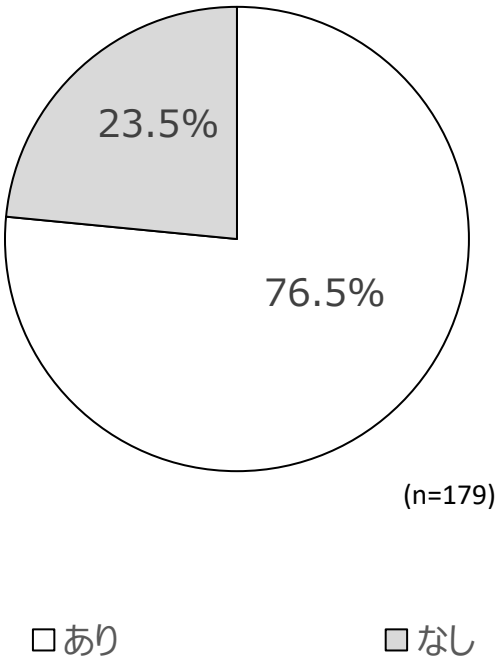

なお、出願経験を有する大学研究者に対して、特許出願を行うに至った経緯をヒアリング調査で追加聴取したところ、次のような意見が得られた。共同研究や事業化を見据えたプロジェクト、企業勤務経験という個人的な経験が契機となっているパターンと、研究室の教授やコーディネーターからの助言、他の研究者から受けた影響等、周囲の存在が契機となっているパターンが見られた。

【大学研究者へのヒアリング調査で得られたコメント例】

○個人としての経験が契機 ＜企業との共同研究を契機として出願＞ ・　もともとは特許に関心はなかった。研究に目的を持つのはやましいというような、純粋理学の環境にいたからである。しかし、企業と共同研究する機会があり、その際に企業の研究者の優秀さに触れると同時に、自身の基礎研究もかえって進んだ。この経

験によって、目的を持って基礎研究をやった方がよいことを知った。また、企業の研究者は大学の研究者と視点が異なるので、ディスカッションをすることによって頭が活性化された。この共同研究で、特許出願をした。（大学研究者・出願経験あり）

・ 学部生時代に国立大学が法人化し、研究室で企業との共同研究を見聞きするようになり、研究者になってからも共同研究の実践を通じて特許のことを学ぶことができた。（大学研究者・出願経験あり）

・ 民間企業と共同研究をしており、その民間企業が特許出願をしたいと言ってきたため、共同で特許出願をすることとなった。（大学研究者・出願経験あり）

・ 着任した研究室の教授は産学連携に積極的であり、企業との共同研究を多数実施していた。企業との共同研究の場合、特許出願を意識するケースが多い。（大学研究者・出願経験あり）

＜事業化を見据えたプロジェクトの経験＞

・ 年間数億円単位の予算のプロジェクトのサブリーダーとなったが、その中で事業化を目指す必要があったためアドバイザーも多くついており、アウトプットとして特許を意識させられていたことがきっかけで興味を持ち始めた。その事業の経験の中で、知財がない事には民間企業の実用化にたどり着かないといことを理解していったことで興味が強まっていった。（大学研究者・出願経験あり）

＜前職での勤務経験で得た感覚＞

・ 民間企業で務めていたときは、特許を出すことは当たり前で最も重視しており、論文よりもまずは特許を出すことを考えていた。競合他社との特許係争に備えてお互いに手打ちにするための特許戦略を検討していた。（大学研究者・出願経験あり）

・ 民間企業出身なので、研究成果の実用化や産業に役立つよう、アイデアを基本特許として権利化している。基本特許は概ね押さえている状況にある。（大学研究者・出願経験あり）

・ 前職で所属していた産業技術総合研究所では、まず知財を出願し、その後学会や論文で発表することが基本であった。（大学研究者・出願経験あり）

○周囲の存在が契機

＜研究室の教授等からの助言＞

・ 指導教官は新規性に注目される方で、特許出願ができるならやってみなさいと指導いただき、具体化させることになった。そうした指導が得られたこともあり興味本位で取り組むことになった。（大学研究者・出願経験あり）

・　出願を推奨してくれる環境に身を置いていたことが現在につながっている。そうした指導教官が増えていくことは、知財に取り組む学生や研究者を増やすことにつながると感じている。（大学研究者・出願経験あり）
・　知財に興味を持ったという意味では、学生や博士研究員の頃から、特許を出さずに学会発表や論文発表してよいかどうか、教員と相談しながら決定してきた経験も大きく影響している。共同研究が多い研究室に所属していたこともあり、自身の研究成果の一部が特許出願されていることも自覚していた。（大学研究者・出願経験あり）
・　留学先での経験が知財意識に大きな影響を与えた。留学先の研究室は、大学の研究成果を世に出して産業化することに積極的であり、特許取得に対する意識も高かった。留学前までは、研究成果は論文にするものだと思っていたが、留学先で研究成果の特許化に取り組んだ結果、幸いにも影響力のある特許を獲得でき、バイオベンチャーへの技術導出にもつながっている。この経験を経て、帰国後は日本のためにも研究成果を知財という形にしていかなければいけないと考えるようになった。（大学研究者・出願経験あり）

＜学内コーディネーターからの助言＞
・　自身の大学では産学連携部署が強化されており、コーディネーターの方からも民間企業は特許がないとビジネス検討をするときに非常に困るという話を聞いていた。（大学研究者・出願経験あり）
・　企業の知財部出身の URA や OB から話を聞けたことも大きい。その他、特許庁の関係者とのネットワークもある。（大学研究者・出願経験あり）

＜他の研究者から受けた影響＞
・　学生時代に関わっていた研究において、海外の研究者が研究内容について特許出願するという話を学外の方から聞くことがあった。海外の別の研究チームによるものであった。その時はこんな内容が特許になるのかと感じつつ出願をしたことを記憶している。そうした経験を通じて特許出願に取り組む機会を得ることになった。（大学研究者・出願経験あり）

②出願形態

出願経験のある大学研究者のうち、大学単独での出願経験のある者は 65.7%であり、民間企業との共同出願経験のある者は 64.2%であった。

図表 II-11　特許出願の形態（複数回答）

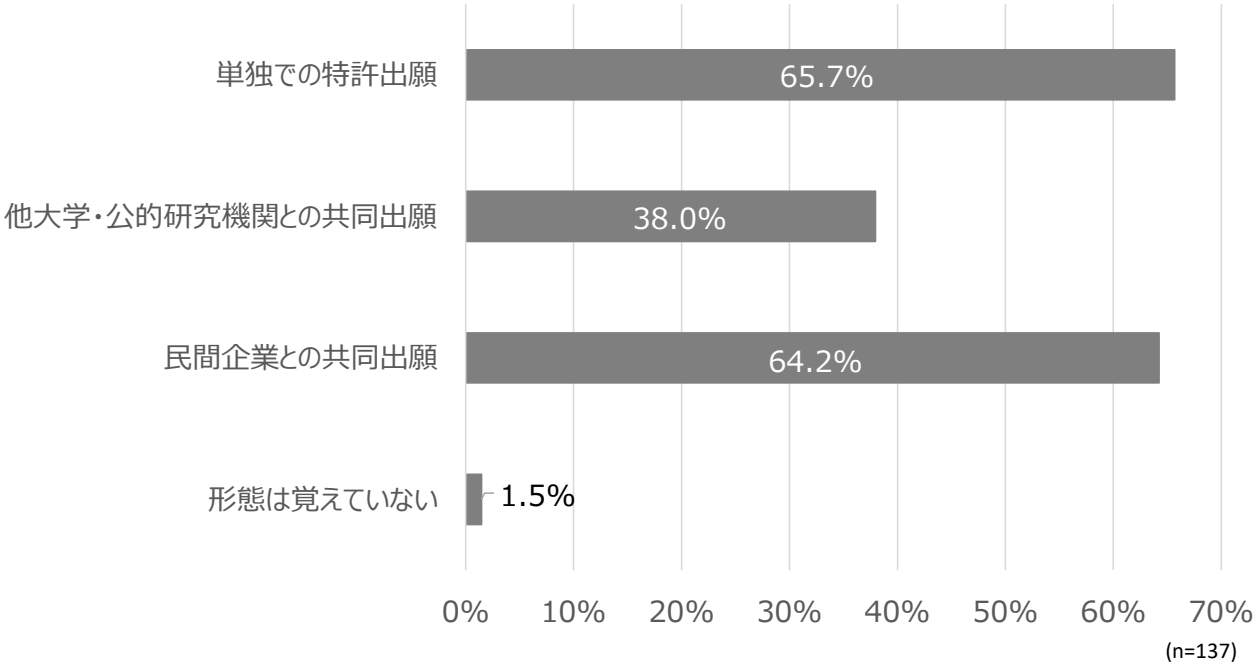

③出願件数

特許出願経験のある大学研究者にこれまでの出願件数を聞いたところ、1 件と回答した者が 23.4%、2～5 件と回答した者が 35.0%、6～10 件と回答した者が 14.6%であり、11 件以上と回答した者が 27.0%であった。

図表 II-12　これまでに出願した件数

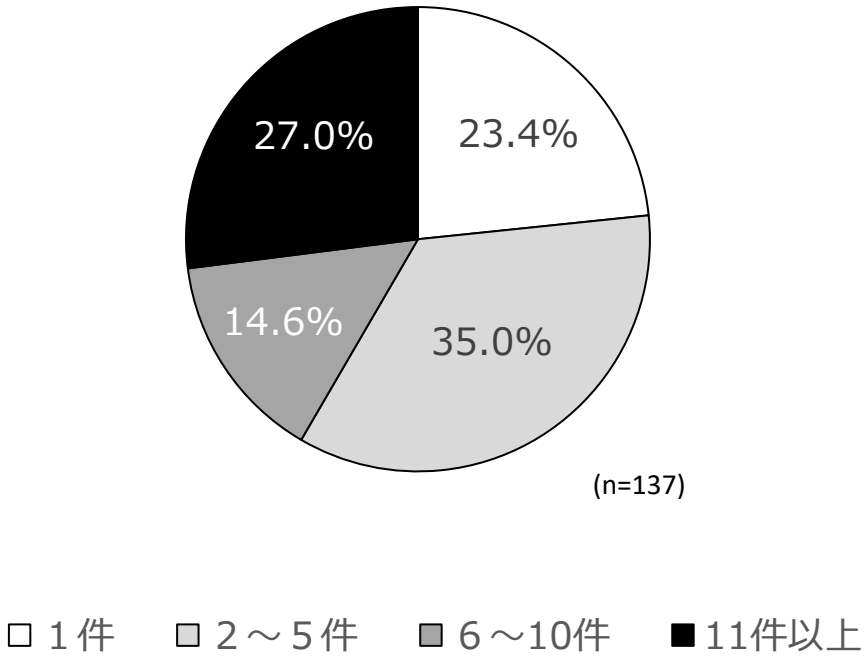

④出願の結果

特許出願経験のある大学研究者に出願後の結果についても聞いたところ、約 8 割が権利化されたものがあるとの回答であった。

図表 II-13　特許出願の結果

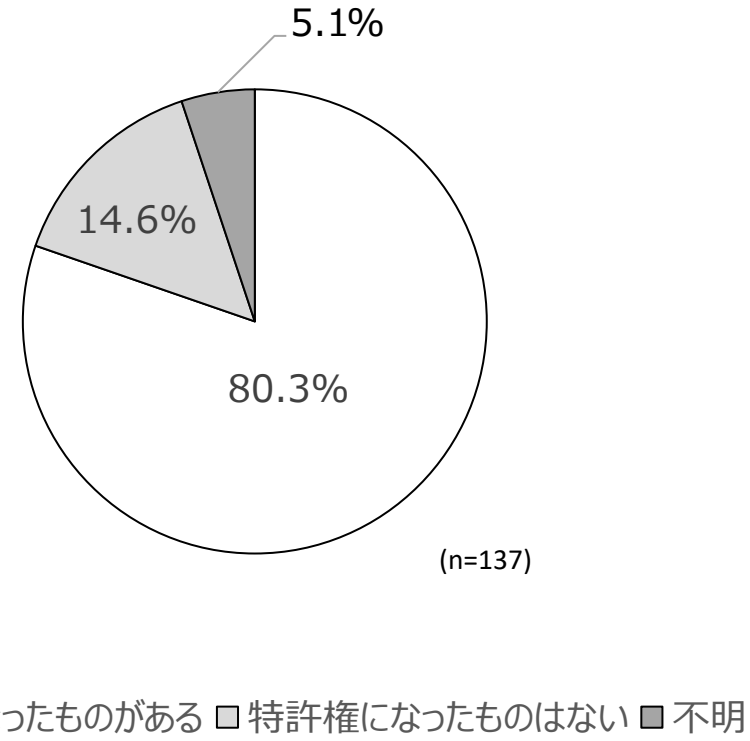

⑤特許権の活用

権利化に至った経験を有する大学研究者に、当該特許権の活用状況を聞いたところ、44.5%の者が「進展には至っていない」とのことであった。一方で、企業が当該特許権を活用して実用化に至ったケースが 34.5%あったことに加えて、起業に活用したケースも 7.3%存在していた。

図表 II-14　権利化された成果のその後（複数回答）

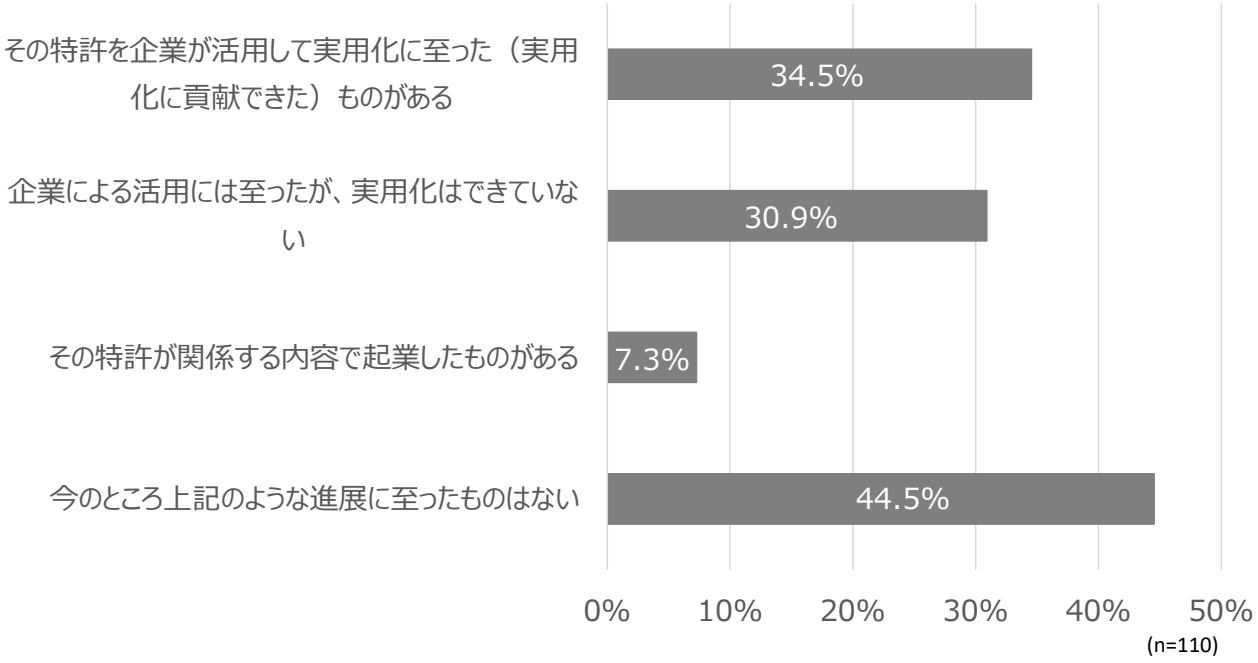

（２） 出願経験のある大学研究者の考え

（ｉ）大学研究者として知っておいた方がよいこと

特許出願経験を有する大学研究者が、自身の出願経験を踏まえて「大学研究者もこれは知っておいた方がよい」と考えるものとして、次のような結果が得られた。

最も多かった意見として、「研究成果を開発・実用化につなげる企業の考え方も知っておいた方がよい（73.0%）」というものがあり、次いで「論文や学会だけでなく、特許出願のことも考えた方がよい（70.1%）」となっており、いずれも７割以上であった。

図表 II-15　出願経験のある大学研究者の考え（複数回答）

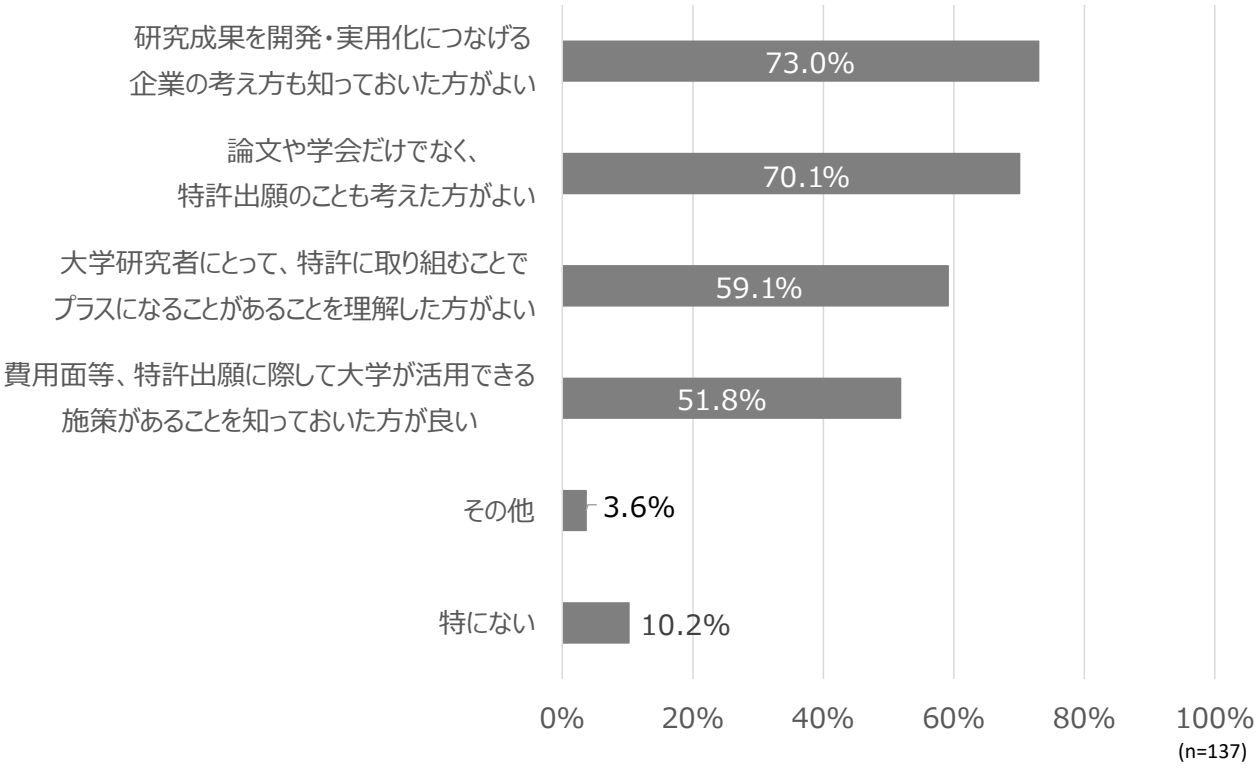

（ⅱ）特許出願してよかったこと

特許出願経験を有する大学研究者に対して、特許出願してよかったことをアンケート調査およびヒアリング調査を通じて把握した。

まず、アンケート調査結果を分析すると、大きく「社会貢献」「研究」「教育」「その他」の観点で大学研究者からメリットが提示された。

図表 II-16　特許出願してよかったこと（アンケート調査結果）

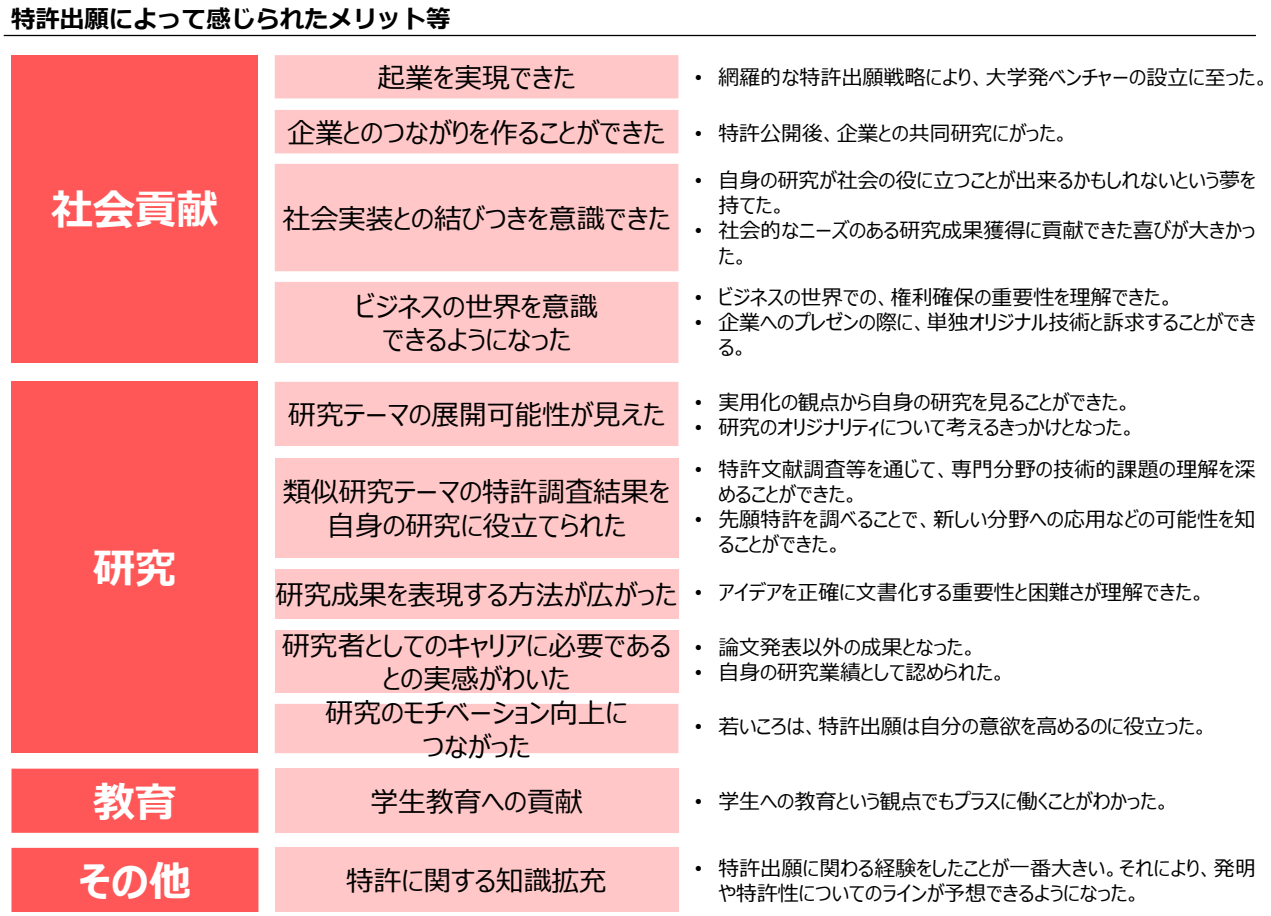

ヒアリング調査結果でも、やはり同様の意見が得られており、コメント例を以下に掲載する。

【大学研究者へのヒアリング調査で得られたコメント例】

○社会貢献

＜企業との連携促進＞

・　特許出願をしておくと、それを見て企業から声がかかることがある。産学連携のきっ

かけになる。国立大学のミッションである社会貢献には、人材育成ももちろんあるが、企業ができない基礎研究を行うこと、企業が直面している課題を解決することも重要である。特許を取っていればそういった企業が向こうからやってくる。特許を取ったときのプレスリリースやメディア掲載にも意味があり、そういったものを見てこれまで付き合いがなかった会社からも声がかかることがある。（大学研究者・出願経験あり）

・ 大学では実用化ができないので、民間企業に製品開発として取り組んでもらう必要がある。しかし、知財がないと企業側は内容を捉えるのが難しく手を出せない。内容が多少外れていても知財があることで、投資や開発に向けたコミュニケーションが始まる。（大学研究者・出願経験あり）

・ 民間企業は真剣に特許を確認しているので、そこから議論が始まることが多く、コミュニケーションツールのように機能することがある。（大学研究者・出願経験あり）

・ 特許として権利化できていることで国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が行う新技術説明会で外部発信のできる機会を得やすくなり、企業との接点を得やすくなった。（大学研究者・出願経験あり）

＜実用化＞

・ 共同研究し権利化ができた際に成果を同社にライセンスして実施による実用化に至りライセンス収入につながったことがある。（大学研究者・出願経験あり）

・ 研究成果を特許化したことで、幸いにも米国および日本において、自分の研究成果が社会実装につながっており、世の中の役に立っている。（大学研究者・出願経験あり）

○研究

＜研究テーマの広がり＞

・ 研究論文のイメージは広げた知識のほんの一部のみを真理として検証・証明して公開していくものである。研究者としてはそれも大事であるが、研究だけだと広げた知識のなかで他にも価値があるものがあるのにそれには注目できない。知財は論文とは発想が逆で、限定的な議論をするのではなくより一般的な議論を目指している。論文の目線からは正しいとまでは断言できないものでも、知財によって次の実用化や応用、次の研究ステップにいけるのではないかと考えている。（大学研究者・出願経験あり）

・ 弁理士等の視点が違う人と話す機会が増えることで、自分では思いつかない用途や応用先について意見をもらったりもできる。（大学研究者・出願経験あり）

・ 自身の分野ではロイヤリティがバックされることはないが、研究テーマの広がりに

つながる。（大学研究者・出願経験あり）

- 企業との共同研究では、担当者と同じ釜の飯を食う感覚になる。大企業の担当者は、基礎研究をやるといっても法務や営業の担当者を巻き込んでくる。事業化に向けて、どういう人がどのような立ち位置で研究をすると事業部門の担当者が出てくるのかもわかる。周辺のビジネスの考え方を学ぶことで、さらに研究を充実させることができる。（大学研究者・出願経験あり）
- 他者（他の研究者や企業）の技術や研究内容について、知財情報の検索（先行技術調査）を通じて認識できることは有用であった。研究テーマの広がりの着想を得ることにつながったことがある。（大学研究者・出願経験あり）
- 企業との接点が増えることで研究テーマの広がりも得ることができた。（大学研究者・出願経験あり）
- 学術界と産業界の思考回路のギャップを深く意識するきっかけとなった。どういった特許であれば購入してもらえるか、といった検討を行う機会を研究の中で確実に考えるようになっている。（大学研究者・出願経験あり）
- 特許出願を通じて、民間企業が大事だと思うことと、大学の研究者が大事だと思うことは異なるということを理解できてよかった。自身は民間企業で働いたことがないため、特許出願を通じて、民間企業に就職したような経験を得ることができた。具体的には、民間企業は営利団体であり、どうすれば利益を上げられるか裏打ちするために特許権の取得を目指しているのだとわかった。（大学研究者・出願経験あり）
- 特許出願した経験から、研究計画を立てる際の考え方が変わった。アカデミアは、自分の興味で研究を行う傾向があり、“世に出すため”ということを目標にして計画していないことが多い。一方で、最初から特許を出せるような研究計画を立てようとすると、ステップやスピード感、考え方が変わってくる。このような考え方ができるようになったことは良かった。特許出願を念頭に置いた研究計画を立てられることは、世の中が研究現場に対して成果の社会実装を求める、昨今の時流にも沿っている。（大学研究者・出願経験あり）

○その他

＜研究者としての実績拡充＞

- 論文発表の前に特許出願を行っておけば、その特許出願が最初の成果になり、論文にも特許出願番号を掲載できることである。（大学研究者・出願経験あり）
- 論文の先駆けになるようなアイデアを基本特許として押さえておけば、研究成果の一つになる。特許は、論文プラスαの実績に出来ることがメリットである。（大学研究者・出願経験あり）

・ 論文に加え、特許出願を CV の研究実績リストに記載できることが大きい。（大学研究者・出願経験あり）
・ 実用化していない段階では業績の一つという認識が強い。（大学研究者・出願経験あり）

＜報奨金＞
・ 特許出願をしたことにより報奨金をもらえた点は良かった点である。（大学研究者・出願経験あり）

＜研究成果の流出防止＞
・ アイデアだけ取ろうとしてくる会社に対する対策になることである。企業の研究所は、テーマを立てて、予算を取り、研究を行う。しかし、最近は企業から、何か教えてほしいといわれることがある（NDA なしを望まれることもある）。こういったときに、アイデアに関する特許を取っておけば流出を阻止することができる。（大学研究者・出願経験あり）

（３） 出願経験のない大学研究者の考え

（ｉ）出願をしてこなかった理由

本アンケート調査に回答した大学研究者のうち、特許出願経験のない者に対してその理由を聞いたところ、次のような結果が得られた。

最も多かったのは「自身には特許は関係ないものだと思っていた」という理由が半数を占めていた。一方で、特許出願に興味を持っていたものの何らかの理由で断念したという者が一定数存在していた。そのうち、「興味はあったが研究活動が忙しくて手が回らなかった（31.0%）」が理由として多く挙げられており、その他にも「興味はあったが進め方がわからなかった（28.6%）」「興味はあって特許出願を考えたが、制度の問題（新規性喪失等）に直面して断念した（19.0%）」「興味はあったが費用面で断念した（16.7%）」等があった。

なお、「その他」の内容としては「特許を取れる結果がない」「論文化して公知とすることを優先した」等のコメントがあった。

図表 II-17　出願をしてこなかった理由（複数回答）

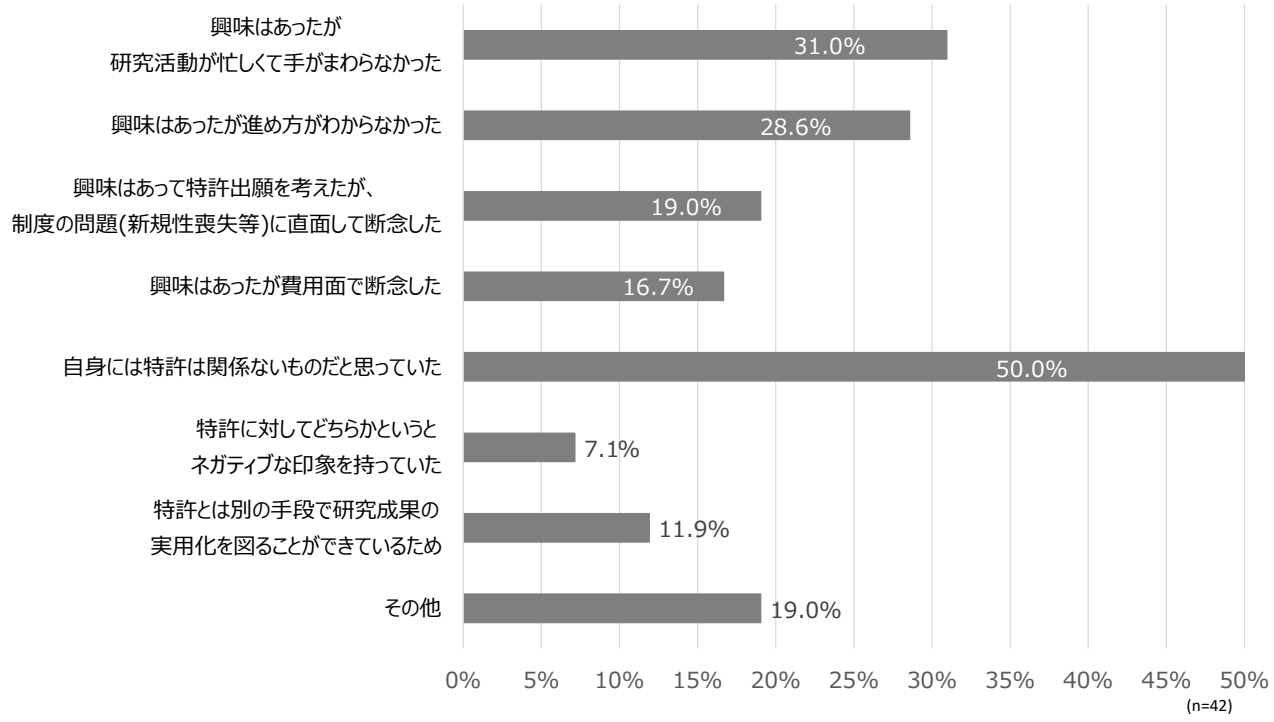

この点については、特許出願経験を有していない大学研究者に対するヒアリング調査でもさらに詳細に聴取したところ、次のような意見が得られた。

【大学研究者へのヒアリング調査で得られたコメント例】

○興味は持っている

＜機会があればチャレンジしたいとは思っている＞

- 機会があれば出願したいと常々考えている。しかし、これまで実際に出願したことはない。（大学研究者・出願経験なし）
- 機会があれば、当然特許出願を行いたい。その理由として、特許を取得していることで、企業側が対象となる技術を活用しやすくなること、発明に対する対価を受け取れる可能性があることの両方を意識している。（大学研究者・出願経験なし）
- 比較的応用に近い分野であるので、特許出願をした方がよいと考えたことはあった。（大学研究者・出願経験なし）
- 実際に自分で一通り経験すると、どういったものが特許になって、作業量がどの程度でというところがなんとなく理解できると考えている。経験がないためわからないことが多いが、重要性は理解しているので、まずは一回経験する必要があると思っている。（大学研究者・出願経験なし）
- 最近になって学術の貢献だけではなく、産業へ貢献しなければいけないという気持ちに変化があり、その手段の一つとして特許取得があり得るかと思い、考えるようになった。具体的には研究内容の一つ、二つぐらいは特許の対象になり得るかと思っている。（大学研究者・出願経験なし）

＜断念せざるを得なかった＞

- 最近の事例では、新規性があるのか知りたくて特許出願を検討した。学内の弁理士の判定や企業とのマッチングにおいて、応用に近くないという理由で興味をもってもらえず、出願は諦めていた。（出願経験なし）

○自身の研究とは関係ないと思っている

＜研究テーマや成果のレベルとの不一致＞

- 研究内容がいわゆる基礎研究に近い領域であり、応用も見据えたい思いもあるがたどり着けていない実態がある。（大学研究者・出願経験なし）
- これまでの研究成果は臨床に直結するものではなく、基礎的な研究が多くて特許にならない内容であったことが大きな理由である。（大学研究者・出願経験なし）
- 研究結果が特許に結びつくほどのことではないから出願を見送っている。もう少し

内容が良ければ、出願をより前向きに検討した。（大学研究者・出願経験なし）
・　出願に足る内容となっていなかったことが理由である。（大学研究者・出願経験なし）

＜特許の考え方が自身の思想とは異なる＞
・　自身の研究分野では基本的にはオープンにすることが主流となっており、集められたデータを囲い込んで商売するという発想はあまり見られない。（大学研究者・出願経験なし）
・　個人的にアイデアから商用利用へブラッシュアップすることはあまり関心がなく、わざわざ保護する特許を取得することの利益を感じなかった。（大学研究者・出願経験なし）

○他に優先したいものがある
＜論文・学会を優先＞
・　論文との兼ね合いが大きい。論文投稿や学会発表前に特許出願をしなければならないと認識している。（大学研究者・出願経験なし）
・　権利化はあまり考えず、論文で発表していくことを重視している。（大学研究者・出願経験なし）
・　大学では、論文が研究業績として評価されるが、特許はほとんど評価されない。（大学研究者・出願経験なし）
・　特許を考えるタイミングがレイトステージだったことが理由である。博士課程で長期に研究していたテーマであったが、学会で数回発表して公知になっていた。遡って出願できるらしいという話も聞いたが、取り組まなかった。（大学研究者・出願経験なし）
・　博士後期課程３年目という時期だったことが理由である。研究論文をパブリッシュしないと卒業できず、学位を取得できないという目先の課題があった。指導教官は自身の学位取得を優先する考えを示し、協議した上で特許出願を見送る判断を下した。（大学研究者・出願経験なし）
・　自身の研究は基礎研究寄りのものが多く、良いジャーナルに掲載されることが評価され、特許は評価されていないため、今までは意識していなかった。（大学研究者・出願経験なし）
・　多くの化学の研究室において同様だと思うが、学生に研究をやってもらい、その成果を論文にし、発表することが多い。その中で、特許を取得することになると、学生は学会などで成果発表をすることができず、学生の就職活動など進路に影響を与えてしまう問題がある。この問題は研究室から特許出願を進める上で大きな障壁である。

（大学研究者・出願経験なし）

＜優先度が低い＞

・ もう少し煮詰まったら検討しようと思っているうちに流れてしまうものもあった。（大学研究者・出願経験なし）

・ 研究プロジェクトが今後どこまで進めるだろうかと考えたときに、将来性の見通しがたたない成果については権利化をする優先順位が高くならない。（大学研究者・出願経験なし）

○取り組む環境にない

＜ハードルが高い＞

・ 勝手な思い込みかもしれないが、特許出願のためには、膨大な実験結果をそろえなければならないイメージがある。特許出願の対応を行うとなると、その分論文化するのが遅くなってしまうことや、学生が学会発表する機会・余力がなくなってしまうことを懸念している。（大学研究者・出願経験なし）

＜身近に経験者がいない＞

・ 特許を取っている人が身近にはいなかった。（大学研究者・出願経験なし）

（4） 特許に対する印象の分析

（ｉ）特許に対する印象

本アンケート調査において、出願経験の有無を問わず、特許に対する印象を聞いたところ、次のような結果が得られた。回答者のうち、39.7%が「非常に重要」という印象を持っており、45.3%が「どちらかというと重要」という印象を持っているとの結果になった。

図表 II-18　特許に対する印象

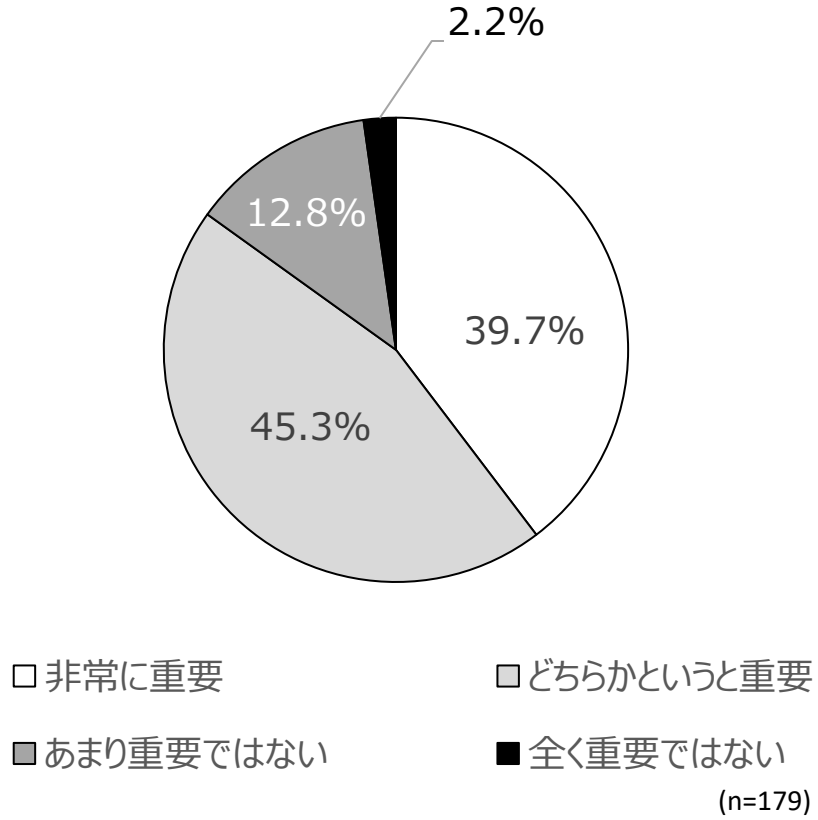

本調査研究では、特に特許出願経験を有していない大学研究者に対して、特許に対する印象を追加でヒアリング調査しており、その結果次のようなコメントが得られた。

【大学研究者へのヒアリング調査で得られたコメント例】

＜敷居が高い印象＞

・　論文投稿や学会発表前にも実験データの整理等の作業は発生するが、特許出願の方が、敷居が高い印象を持っている。特に、学会発表は、小さな成果であってもとりまとめて公表していくハードルが低い印象を持っている。（大学研究者・出願経験なし）

・　インパクトファクターの高い論文への投稿の場合も、大量のデータ取得・整理が必要になるものの、特許出願の場合においても、ある現象が確認された際に、他の物質にも適用されるのか、一般性はあるのかといった点を検証するための実験を行うため、論文投稿や学会発表の２～３倍程度の労力が必要になるように感じている。（大学研究者・出願経験なし）
・　やったことがないということもあって、ハードルが高いという印象はある。（大学研究者・出願経験なし）
・　特許のネガティブな要素をあげるのなら、金銭面と時間面の問題がある。例えば、大学院生が出した結果をベースに特許出願を考えると、論文の締め切りといった時間的なところがネックになっているのではないか。（大学研究者・出願経験なし）

＜研究成果が囲い込まれてしまうという印象＞
・　企業秘密として内容が囲い込まれることになり、技術分野の発展にはそぐわないのではないかと感じている。（大学研究者・出願経験なし）

＜論文や学会、キャリアの制約になってしまうという印象＞
・　論文化や学会発表に制約がかかるという印象を持っている。大学では論文発表や学会発表を重視しているが、例えば大学院生の場合、学位取得や卒業というリミットのある中、特許出願がその妨げになる場合がある。（大学研究者・出願経験なし）
・　任期付き研究者にとっても、特許出願は研究成果を挙げて研究者としてのキャリアを継続する際の妨げになる場合がある。研究実績の評価の際、査読付きの論文発表件数は重視されているため、特許出願まで学会発表等ができないのは、研究者としては切実な課題であろう。（大学研究者・出願経験なし）

＜メリットを想像できない＞
・　研究成果が特許に関係がありそうで、出願するかどうか迷った時に、メリットとしては「何か良いことがあるかもしれない」というものだが、デメリットとしては出願書類の作成が大変で、「取得しても良いことがないかもしれない」という考えもある。特許を取得することが良くないという印象はないが、今のところ特許を取得するメリットが想像できない。（大学研究者・出願経験なし）
・　特許を取得したところで、それがその後に持つ影響は個人の力では限界があるかと思っている。個人で特許を使って仕事を増やす時間も力もない気がする。（大学研究者・出願経験なし）
・　特許を取得してもその先にできることをイメージするのが難しいことは、研究者が

特許取得に労力を費やす障壁の一つになっているかもしれない。ただし、自分の経験不足だけである可能性もある。（大学研究者・出願経験なし）

＜取り組んだ方がよいという気持ちはある＞

・ 特許を取っておかないと後々苦労するという話はチームの中で聞いており、出さないといけないという印象は持っている。（大学研究者・出願経験なし）
・ 自分たちが開発したものであると証明ができるのは特許であり、論文化や発表の前に対応しておかないといけないことであると理解している。（大学研究者・出願経験なし）
・ 遺伝子工学の分野では、アイデアとして思いつくのはオリジナリティでも、それを真似するのは難しくないため、権利化する必要性が高い分野であると認識している。（大学研究者・出願経験なし）
・ 特許がある方がよいとは思っている。研究の持続性を高めるうえでも特許が評価されるようになってきており、やれるものなら対応したいと考える。（大学研究者・出願経験なし）

＜必要な場面があることも理解している＞

・ 今のプロジェクトでは特許出願を求められている訳ではないが、我々の分野だと競争的な資金を獲得する時などにも意味がある。（大学研究者・出願経験なし）

また、自身の周囲にいる大学研究者の特許に対する考え等についてもヒアリング調査をしたところ、次のようなコメントが得られた。

【大学研究者へのヒアリング調査で得られたコメント例】

＜特許意識はまだ高くない＞

・ 税金でまかなっているため、国立大学の活動は社会貢献である。しかし、社会貢献に対する大学の先生の意識は、高校の出前授業を行った、公開講座で講演を行ったというようなものである。たしかに人材育成は社会貢献であり、学生を教育し、付加価値を付けて社会に送り出している。しかし、大学の社会貢献はそれだけではなく、企業がリスクの高さ故にできないこと、企業が直面している課題に対して産学連携で問題解決することも社会貢献である。自身が特許出願を考えるようになった理由は、特許出願することも国立大学法人の社会貢献だと思ったからである。しかしながら、ほとんどの研究者はそう思っていない。プロフェッショナルは、誰のために働くかを理解することが重要だが、多くの大学研究者は自分のステークホルダーは自分だと思

っている。それよりマシな場合でも、学生がステークホルダーだと思っている。社会のために、という意識を持つ大学研究者が少ない。（大学研究者・出願経験あり）

- 周囲の研究者の特許意識は低いと思う。あまり特許につなげるというより、いち早く論文として公表することの方がプライオリティが高いと考えている。（大学研究者・出願経験あり）
- 理学的な思想を持つ研究者も多く、特許に関しネガティブなイメージを持っている場合も多いだろう。（大学研究者・出願経験あり）
- 周囲を見ると、積極的に特許を出願している教員は少ない印象である。一部の教員だけがよく出願している印象もある。教員同士の会話の中でも、特許が話題に上ることはほとんどない。（大学研究者・出願経験なし）
- 正確にはわからないが、自身の周囲だと 9 割の研究者は特許をとっていないのではないか。特許について研究者と話し合ったことはない。（大学研究者・出願経験なし）
- 理学系の研究者の多くは、同じく特許に対する意識は低いと思う。（大学研究者・出願経験なし）
- 大学の評価システムでは特許の件数も評価の観点であるが、昇格に一番響くのは論文数であるため、それも特許より論文を優先することに影響していると思う。良い論文を書いている先生は特許を取得していなくても昇格するが、特許のみを取得している先生が昇格した事例を聞いたことはない。（大学研究者・出願経験なし）
- 基本的には、アカデミアの研究者は、知財意識はあまり高くないと感じる。論文の執筆・発表の方が大事という傾向が強く、無防備に学会・論文発表をしがちである。（大学研究者・出願経験あり）

＜高いハードルを感じている大学研究者が多い＞

- 特許を出願することが面倒と考える研究者は多い。公開された特許公報を読んだだけでは、特許を書くのは大変だと感じてしまうだろう。特許独特のくどい言い回しや書き方に困惑し、面倒と思っても仕方がない。研究者一人で書くのはどうやっても難しく、弁理士の支援が必要である。（大学研究者・出願経験あり）

＜分野によって差がある＞

- 研究者間、研究分野間での特許意識には温度差がある。工学部でも純粋な物理、数学、土木分野や自身のように特許と全く関係がないと考えている研究者がいる。一方、糖鎖をはじめ生命科学、バイオ分野では当然特許が重視されている。（大学研究者・出願経験なし）
- 診断や治療等に役立つ領域では、周囲の研究者を見渡しても、特許意識は比較的高い

と感じている。（大学研究者・出願経験なし）

- スタートアップをやっている場合や、寄付講座で企業と共同研究を行っている場合、特許の意識の高い先生方が中心となるため、そうした研究室の関係者は、知財に対する感度が高くなる傾向がある。（大学研究者・出願経験なし）
- 同じ領域でも、より基礎研究に近い方々のほうが、特許意識は低くなるのではないか。（大学研究者・出願経験なし）
- 分野によるだろう。化学の学科の中では、高分子、無機系の学問の先生は企業と共同研究を広く進め、アウトプットは論文だけでなく特許もあるかと思う。学内ではこのような先生は 4 分の 1 程度ではないだろうか。（大学研究者・出願経験なし）
- 研究内容的に、特許を取得しやすいものと、しにくいものがあると思う。製品に直結するような研究は逆に論文を書くのが難しいため、アウトプットとして特許を取得しなければならないかと思う。論文は現象や材料の面白さが一番の評価項目であるため、例えばコストを抑えることに関する研究内容は、論文に向いていない。また、現象が既知のものであっても、ある企業の特定のニーズに合わせる研究も特許が適切になるかと思う。（大学研究者・出願経験なし）

＜そもそも学んだことがない＞

- そもそもどうしたらいいかわからない状況で、特許を読んだこともなく、教育を受けたこともないという方もいる。特許の明細書は、研究者自ら一通り通して書いてみないと分からない。（大学研究者・出願経験あり）
- 特許についての講義を受けたことがない。博士号をとって研究者になっても特許についてのアナウンスはなかった。企業と共同研究しない限り、研究者は特許について勉強することはないと思う。（大学研究者・出願経験なし）
- 最近の学生や民間企業を経験している研究者は特許を意識することが多いと思うが、長く大学にいた研究者は特許に触れる機会が今までなかったと思う。（大学研究者・出願経験なし）

＜特許のことを考える研究者も増えてきた＞

- 学内、学会を問わず、自分の研究領域の研究者の意識として、以前は特許出願を全く考えておらず、学会発表が最重要と捉える方が中心であった。最近は学会発表を行う際に出願も意識されて発表の準備を進めている方が増えてきたと捉えている。（大学研究者・出願経験あり）

（ⅱ）論文と特許

前述した調査結果においても、一部論文のことに言及する大学研究者が存在していたところ、論文と特許の関係等に対する見解についてヒアリング調査を実施した。また、あわせて改めて大学研究者が関係する特許出願等に関するプロセスを整理するとともに、主要論文誌の投稿プロセス等についても調査した。

①ヒアリング調査結果

論文と特許の関係等について、大学研究者からは次のようなコメントが得られた。

【大学研究者へのヒアリング調査で得られたコメント例】

＜論文発表前に特許出願を実施＞

- 自身は基本特許を大学で持つことの重要性を理解しているため、論文発表前に特許出願を行うようにしている。そうすれば、論文発表よりも早く自身の研究成果としての立場を確保できる。（大学研究者・出願経験あり）
- 両方取り組む際には提出の順番に気を付けており、基本は特許を先に出している。新規性喪失の例外規定を使ったのは 1、2 回しかない。論文の出版には内容を相当精査しないといけないのに対して、特許はそこまでの厳密性が必要とされず、対象も広くとるので先に出すことができる。論文と特許を両方出すと決めているものに関しては、両方同時に準備しながら特許が先にでるようにコントロールしながらやっている。（大学研究者・出願経験あり）
- 特許は厳密なものではなく、論文を出す前にアイデアを特許で出しておくと良い。論文の審査では、文章やグラフに対する指摘も厳しいが、特許では少し不完全でも出願することが出来る。今後、事業化や産業に役立てる技術であれば、特許を出願すべきである。（大学研究者・出願経験あり）
- 新規性を喪失すると特許権を取得できないため、共同研究をして論文投稿や学会発表をする際は、それらの約 3 週間前に企業に原稿を見せ、権利化できる発明が含まれていないかを確認してもらっている。権利化できそうな発明が含まれている場合、特許出願が完了するまで発表や投稿を遅らせたり、内容を一部非公開にしたりすることがある。（大学研究者・出願経験あり）
- 特許化を考えているなら、順番としては、まず出願、その後に論文になる。この場合、特許化を考えていないライバル研究者よりも、論文発表と学会発表が遅れてしまうことが課題である。また、どのレベルの情報までなら出して差し支えない、等の感覚

をつかめるようになることが必要である。（大学研究者・出願経験あり）

＜論文と特許の両方を重視＞

・ 論文と特許に関して、内容は近くても守備範囲が全くちがうので、両方持たせたいのが本音である。本当の基礎中の基礎のものは難しいが、ある程度ターゲットが見えているようなものは両方とも出したい。実際には論文は非常に細かい検討になるため、基本的に特許と同じ内容になることはないと考えている。（大学研究者・出願経験あり）

・ 研究のすべてを知財化する必要はなく、「これは学術的な発表を行うべき」、「こちらは知財化すべき」、といった形で整理し、論文化と知財獲得との折り合いをつけていくしかない。（大学研究者・出願経験あり）

＜プロセスに共通点が多い＞

・ 特許出願は、論文執筆とプロセスやパラダイムが似ており、共通点も多い。特許出願のプロセスで、何を新規性とするかを考えるが、論文化しようとする場合も自分のベンチマークは何か、ベンチマークの最上位にある背景は何かを探索するようになる。（大学研究者・出願経験あり）

＜両者の相違点を理解することも重要＞

・ 特許出願のために出すデータは、論文に必要なデータとは種類が違う。そのため、特許化のために何が必要かを理解した上で、先に特許出願用のデータを取って手続きを進めることになる。ただし、そのデータだけで論文にするには不十分であることが多く、改めて論文用にデータを取り直す必要がある。（大学研究者・出願経験あり）

②特許出願に至るまでの流れ

大学によって差はあるが、発明が創出されてから特許出願の手前までのプロセスは概ね次のとおりである。

図表 II-19　出願の手前までのプロセス例

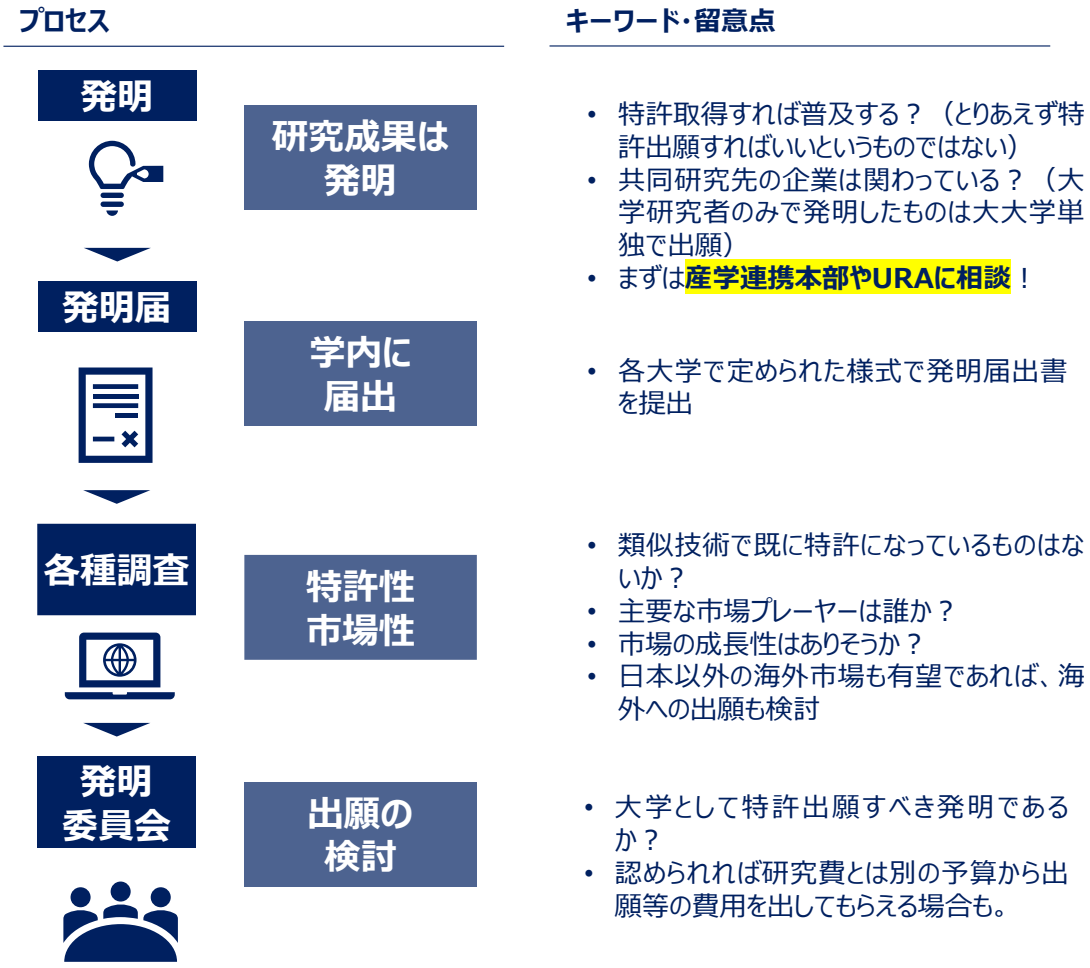

さらに、改めてではあるが特許出願を行う対象として判断されたものについては、次のような流れとなる。なお、本チャートは、本調査研究で作成した大学研究者向けパンフレットにも掲載している。

図表 II-20　出願後のプロセス例

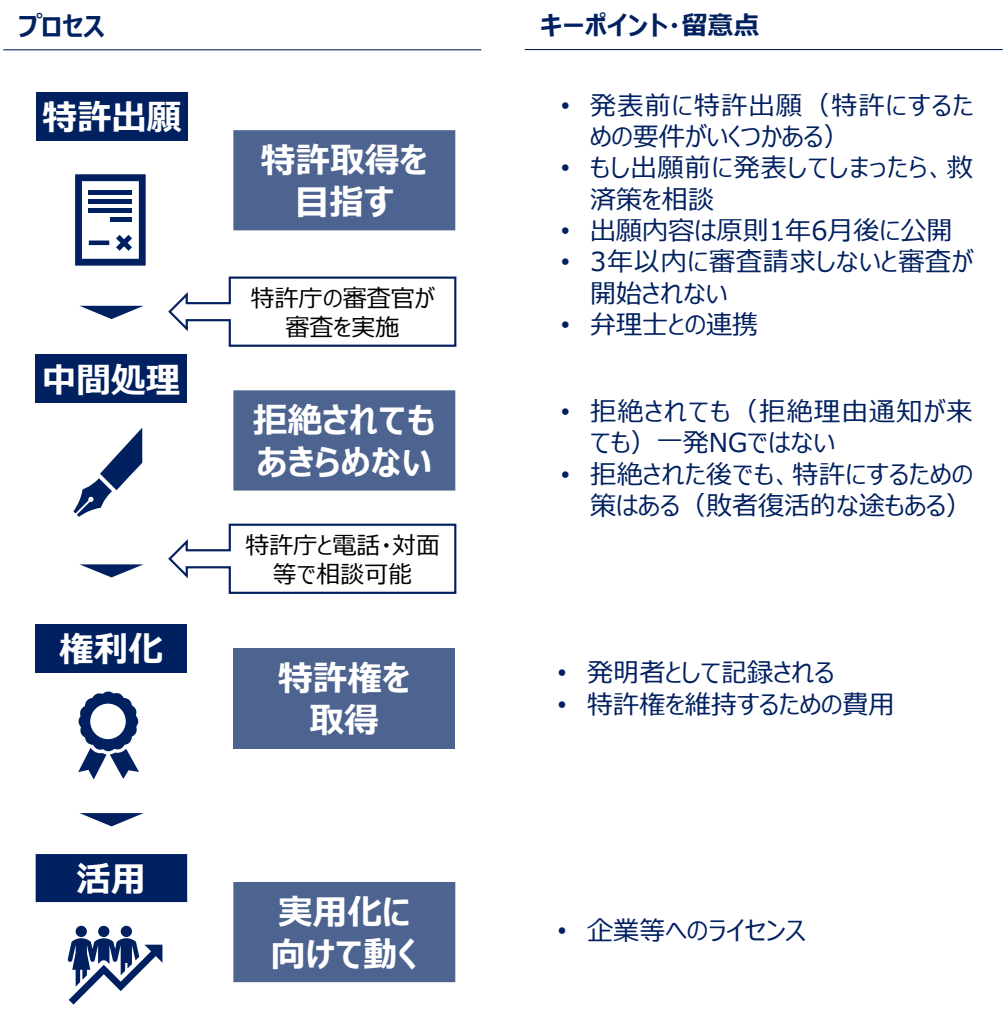

【大学産学連携本部へのヒアリング調査で得られたコメント例】

＜出願までのプロセス＞

・　大学の教職員は、発明と思われる内容を論文や学会等で発表する前に、産学連携本部に届出をする。教職員は職務発明に該当する発明等を行ったときは本学に届け出ることが定められている。発明の評価は、知的財産評価委員会の審議を経て産学連携本部長が決定する。また、大学が承継すべきと判定された発明は、本部で一元管理し、特許出願・中間処理業務を行う。大学が承継できないと判定を受けた発明は、原則として発明者に帰属する。（大学産学連携本部）

- 発明届は研究者が書くが、書く前に相談に来て、必要であれば簡単な先行技術調査を行う。このように事前に相談に来るため、発明届が出てきた段階で 95%以上は出願になる。（大学産学連携本部）
- 先生からの特許出願の申し込みと知財専門教員による発掘が最初のプロセスで、次に大学に発明届を出していただく。知財関係の教員が発明者の先生とディスカッションして発明届に至るまでをサポートしている。発明届を大学の知的財産審査委員会にて審査して、OK が出たら特許出願する。（大学産学連携本部）
- 届出書を出す前に相談会があって、コンサルティングを行っている。コンサルティングではどのように社会実装を目指しているかを聞いて、こちらからはお手伝いすることを提案している。それで特許出願が重要であることをわかっていただくようにしている。（大学産学連携本部）
- 特許出願プロセスは、発掘⇒発明届⇒審査会⇒出願⇒中間処理⇒権利維持管理、ライセンス等となっている。発明の発掘は、産学連携コーディネーターが中心になって行う。そして、発明者が発明届を作成し、審査会にかけられる。出願書類の作成は特許事務所の弁理士に依頼する。なお、分野毎に異なる特許事務所に依頼をしている。特許事務所に分野の得手不得手があるからである。企業との共願の場合はその企業が特許事務所の選定や手続きの管理を行う。（大学産学連携本部）

③活用できる制度の例

大学の出願において活用できる制度の例についても調査を実施した。調査結果を以下に掲載する。

図表 II-21　活用できる制度の一例

制度	条文	内容	メリット	デメリット
外国語書面出願	第36条の2第1項	● 外国語の出願書類で出願することができる。 ● 外国語はどの言語でも可 ● 翻訳文の提出が必要（第36条の2第2項）		
パリ優先権	パリ条約第4条A～I 特許法第43条	● パリ条約の同盟国において行った特許出願の内容について、他のパリ条約の同盟国に特許出願する場合は、第一国における出願日を基準に新規性等が判断される。	● PCT国際出願は利用できないが、パリ優先権出願であれば利用できる国（台湾、アルゼンチン等）がある。 ● 出願国が少ない場合、PCT国際出願よりコストを抑えられる可能性がある。 ● PCT国際出願のように国際調査等のプロセスがないため、対象国に早期に出願できる可能性がある。	● 優先日から１年以内に、各国で出願手続を完了する必要がある。 ● 原則として、出願時までに翻訳文を準備する必要がある。
国内優先権	特許法第41条	● 既に出願されている自己の発明を含む改良発明等について、国内優先権を主張することで、先の出願の出願時を基準に新規性等が判断される。	● 改良発明、関連発明を包括的に保護することができる。 ● 複数の出願を独立して行うよりも、手間やコストを抑えることができる。	
新規性喪失の例外	特許法第30条	● 論文発表等で発明を公開した後1年以内に特許出願した場合は、その公開によって新規性が喪失しないものとして扱われる。		

制度	内容
早期審査	● 通常の審査・審理に比べて、審査結果・審理結果を早く得ることができる。 ● 現在早期審査の対象になる出願は以下のとおり： (1)実施関連出願（スタートアップによる出願であって実施関連出願の場合は、面接活用審査の申請も可能） (2)外国関連出願 (3)中小企業、個人、大学、公的研究機関等の出願 (4)グリーン関連出願 (5)震災復興支援関連出願 (6)アジア拠点化推進法関連出願
スーパー早期審査	● 通常の早期審査に比べて、審査結果をさらに早く得ることができる。 ● 現在早期審査の対象になる出願は、以下(1)(2) の両方の要件を満たす特許出願： (1)「実施関連出願」かつ「外国関連出願」であること、又はスタートアップによる出願であって「実施関連出願」であること (2)スーパー早期審査の申請前4週間以降になされたすべての手続をオンライン手続とする出願であること
PPH	● 各特許庁間の取り決めに基づき、第1庁（先行庁）で特許可能と判断された発明を有する出願について、出願人の申請により、第2庁（後続庁）において簡易な手続で早期審査が受けられる。 ● PPHを利用できる国 →https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/index.html

④外国への出願

前述した内容に加えて、参考までに外国での権利化を図る際のプロセスについても調査して整理を実施した。

「図表Ⅱ-22PCT 出願」中の「国内移行手続」以降の審査フローについては、次ページ以降にあるような各国での特許出願手続と同様である。

図表 II-22　PCT 出願

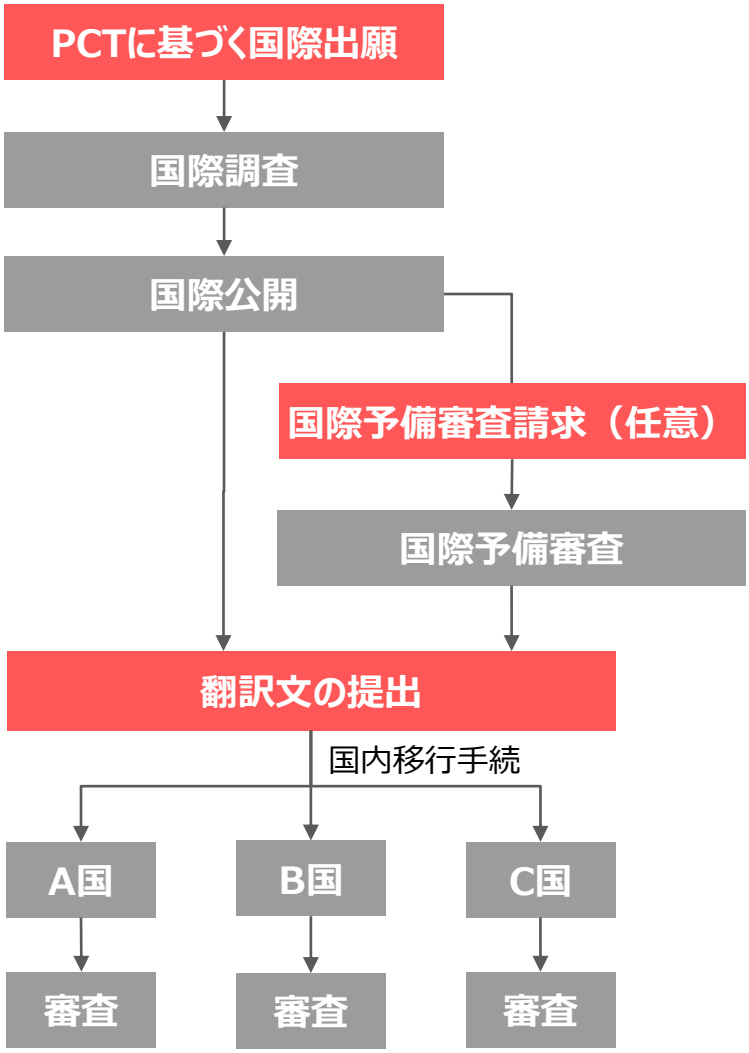

図表 II-23　米国での特許出願

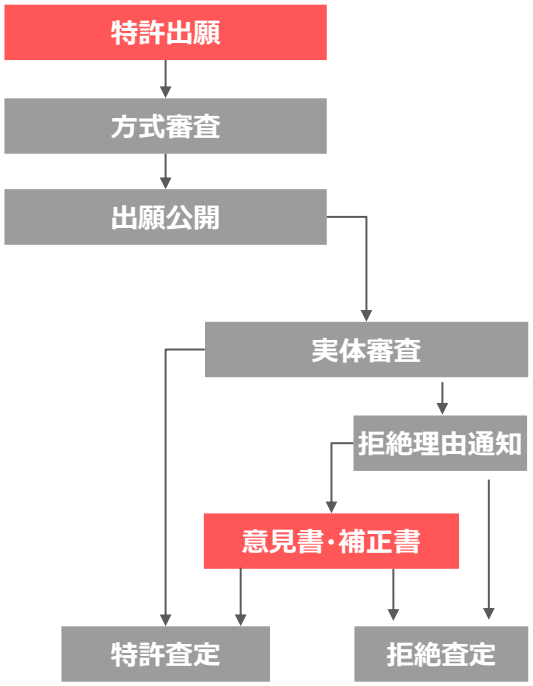

審査官との電話/面接	● 係属中の特許出願について、WEBツール（USPTO AIR）を使用して審査官との面接を申し込むことができる。 ● 面接はビデオ通話（Microsoft Teams）で実施する。

審査期間	● 25.2か月（2022年） （出願日から放棄又は最終処分を受けるまでの平均期間（植物特許、再審査を含む））
特許査定率	● 69.1%（2022年） （特許査定率＝特許証発行件数／処理件数）

出願書類へ使用可能な言語	英語その他の外国語（英訳の提出が必要）

制度	条文	内容
早期審査（Accelerated Examination Program）	MPEP708.02(a)	● 要件を満たした出願について優先審査を申請すると、優先的に審査を受けることができる。 ● 優先審査と異なり、各クレームの特許性を説明した補助文書を提出する必要がある。
優先審査	MPEP708.02(b)	● 要件を満たした出願について優先審査を申請すると、優先的に審査を受けることができる。
PPH	MPEP708.02(c)	● JPOとUSPTOは、平成20年から日米特許審査ハイウェイを実施している。
仮出願	特許法第111条(b)	● 1年以内に通常出願がなされることを前提に、明細書の様式が任意であり、特許請求の範囲が不要といった簡易かつ安価な手続（仮出願）により、早期に出願日を確保できる。 ● 仮出願は英語以外の言語でも可
減免制度	USPTO fee schedule	● 特許出願料、審査料金、年金等各種手数料について、小規模事業体（small entity）は40%、極小規模事業体（micro entity）は20%まで軽減される。 ● 大学等はsmall entityに含まれる。

図表 II-24　中国での特許（専利）出願

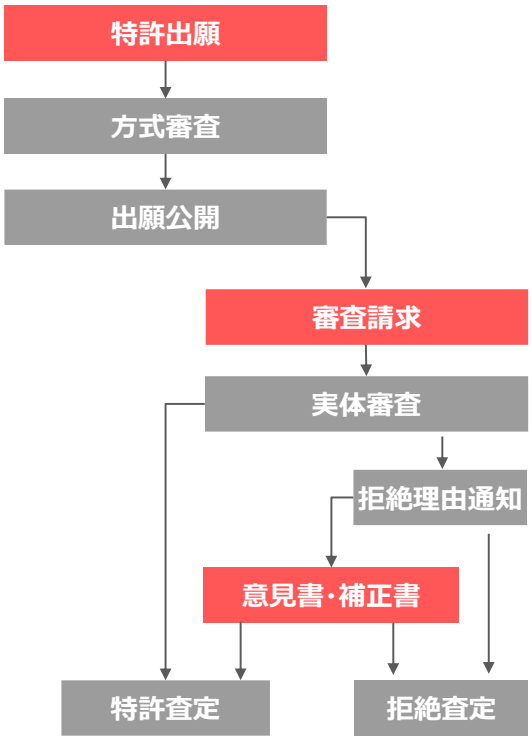

審査官との電話/面接	● 審査官は、必要に応じて、ガイドラインの規定に従い、実体審査手続において、会議、電話による協議、現地調査等の補完的手段を用いることができる。 （Guidelines for Patent Examination（GPE）第II部第8章第2.1条(4)項）

審査期間	● 16.5か月（2022年） （実体審査開始から最終処分までの平均期間）
特許査定率	● 51.1%（2022年） （特許査定率の定義を公表していない。）

出願書類へ使用可能な言語	中国語

制度	条文	内容
早期公開請求	専利法第34条	出願人の請求に基づき、早期に出願公開される。 なお、特許出願と同時に審査請求を行っておけば、権利化も早期に図ることができる。 （中国では、出願公開しなければ、実体審査に入らない。）
PPH		JPOとCNIPAは、2011年から特許審査ハイウェイ試行プログラムを実施している。本プログラムは複数回の延長を経て、2028年まで延長されている。

図表 II-25　欧州での特許出願

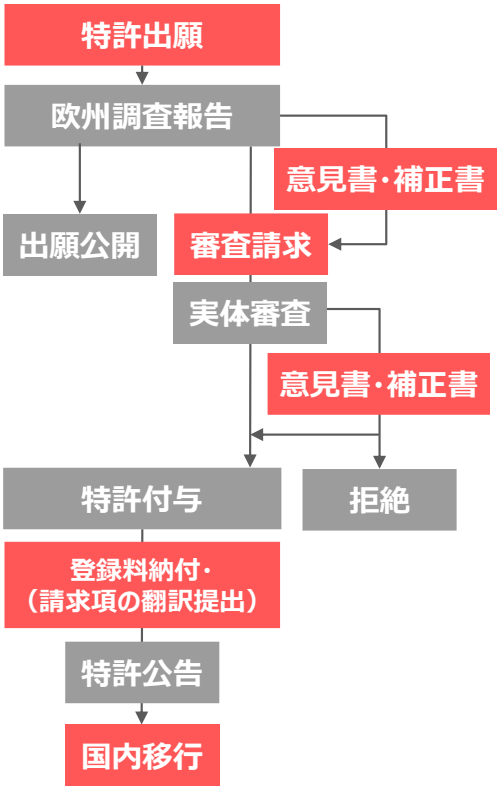

図表 II-26　ドイツ、イギリス、フランスでの特許出願

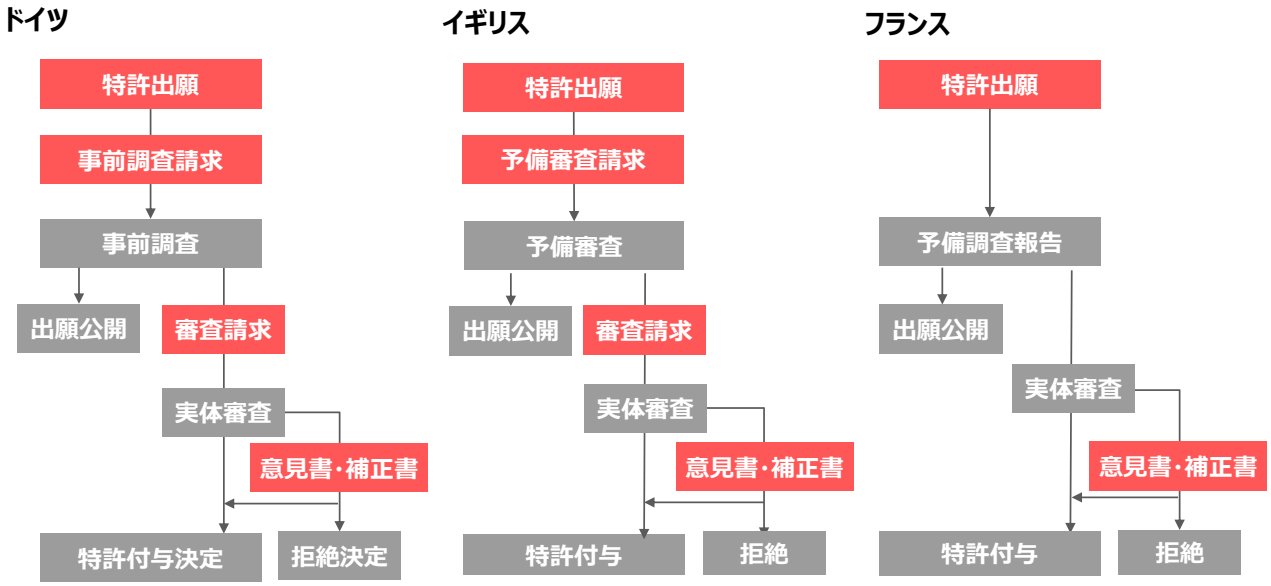

⑤主要論文誌に関する情報

特許に関する権利化プロセスとあわせて、主要な論文誌に関する掲載プロセスを調査した。具体的には、Cell、IEEE、Nature Materials、Lancet、Science Robotics についての調査を実施した。調査結果を以下に掲載する。

＜Cell＞

事前の特許出願に関する明確な記載はなく、論文提出時の条件として、①これまでに公開されたことがないもの、②他のジャーナルでの出版が検討されていないもの、計 2 点が挙げられており、投稿することで、①②の条件について、全ての著者が了承しているものとの認識で査読等が進められる。論文提出と並行した特許出願を妨げる明確な記載はないものの、特許出願が公開された際の扱いについて明確な記載がないことには留意が必要である。

図表 II-27　CELL の概要

項目	詳細
論文の概要	• Cell Pressが発行するライフサイエンス分野のジャーナル。 • 論文提出と並行した特許出願を妨げる記載はないものの、特許出願が公開された際の扱いについて明確な記載は確認できなかった。 • 論文投稿費用は無料、論文のオープンアクセス化には、CELLの各ジャーナルにより差があるものの、最低でも$1,375の費用が必要となる。
新規性に関する記載概要	• これまでに公開されていないこと（要約、公開された講義、または学位論文の形式を除く）。 • Cell Press 内外の別のジャーナルで出版が検討されていないこと。これは、別のジャーナルに提出または転送され、論文の却下または出版の最終決定がまだ下されていない原稿や、審査中、改訂中、または意義申立ての結果を待っている原稿も含まれる。 • 他のジャーナルでの投稿を検討・投稿済みの原稿は、CELLに投稿する前に取り下げる必要がある。 • 新規性を検証するために、あなたの記事は独創性検出サービス「Crossref Similarity Check」によってチェックされるとともに、Cell Press のジャーナル間のデータベースでも審査される。
重複投稿に関する記載概要	• 原稿は同時に複数のジャーナルに投稿してはならない。 • 論文の他のジャーナルで採択される可能性がある場合（論文の掲載または却下の最終決定が下される前）は、いかなる場合でも投稿してはならない。 • これらのポリシーを施行するために、Cell Press ジャーナルはジャーナル間のデータベースを使用して新しい投稿であるかどうかスクリーニングを行う。ただし、Cell Press の複数ジャーナル投稿への投稿は、意図的に透明性のある方法で複数のジャーナルによる検討を伴うため、重複投稿とは見なされない。

図表 II-28　CELL の論文投稿プロセス

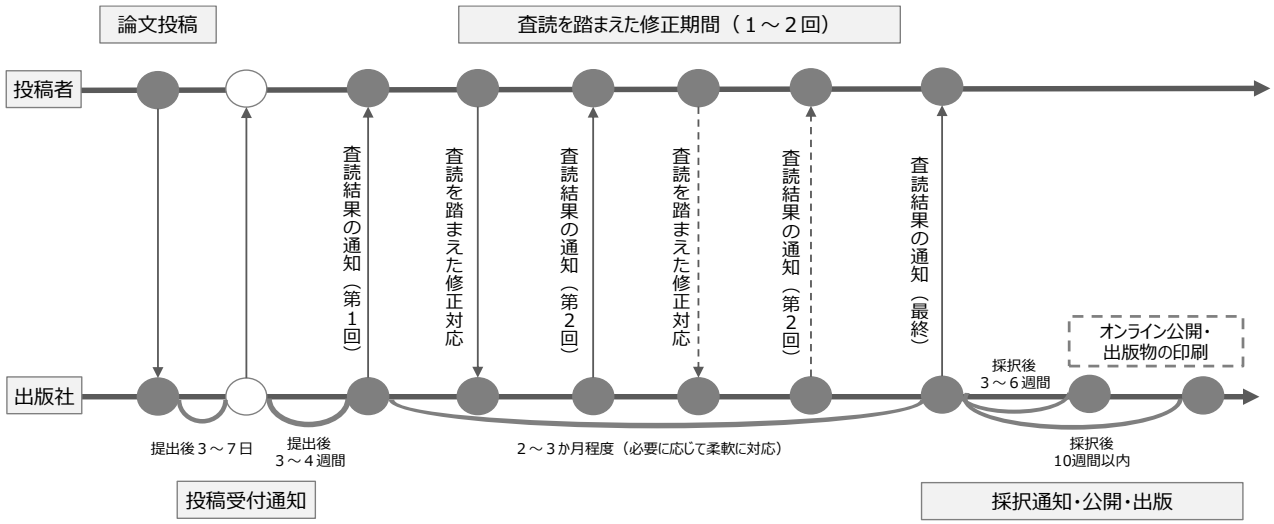

＜IEEE＞

米国電気電子学会が発行する電気・電子・情報分野のジャーナルである。事前の特許出願に関する明確な記載はなく、論文提出時の条件として、①他の場所で出版されておらず、②他の査読付き出版物の審査中でないことが挙げられている。新規性については、技術分野において資料が様々な段階で発表されることが一般的であるとの認識のもと、適切な引用を行うことで、新しい投稿が以前発表された内容とどのように異なるかを明示することを求めている。

図表 II-29　IEEE の概要

項目	詳細
論文の概要	• 米国電気電子学会が発行する電気・電子・情報分野のジャーナル。 • 事前の特許出願に関する明確な記載は確認できなかった。一方で、技術分野のジャーナルにおいては、研究進捗の様々な段階で発表される可能性があることを認識しているとの記載もあり、そうした際には、新たな投稿が以前発表された内容とどのように異なるかを明示することを求めている。 • 論文投稿費用は無料（2013年時点で、1本あたり$25の査読費用が必要なジャーナルもあった模様）、論文のオープンアクセス化には、IEEEの各ジャーナルにより差があるものの、$1,350~$2,995の費用が必要となる。
新規性に関する記載概要	• 著者は他の場所で出版されたことがなく、他の査読付き出版物で審査中でもないオリジナルの論文のみを提出すること。 • 論文を投稿する著者は、発表済みまたは投稿済みの著者による類似の以前の出版物（例：会議論文）があるかどうかを開示する必要がある。また、新しい投稿が以前に発表された公表物とどのように異なるかを明確に示す情報を含める必要がある。そのような論文は、投稿された論文で引用する必要がある。 • たとえば、初期のアイデアをワークショップで発表し、より発展した成果を会議で発表し、完成した貢献をジャーナル記事で発表するという形を取ることが可能である。
重複投稿に関する記載概要	• IEEEにおける「重複投稿」とは、特定の論文が 2 つ以上の出版物で同時に積極的に検討されている（審査中である）ことを意味する。 • 複数投稿を許可するかどうかは、各IEEE 組織単位の裁量に委ねられる。 • 著者は、論文の複数投稿について通知する必要がある。

図表 II-30　IEEE の論文投稿プロセス

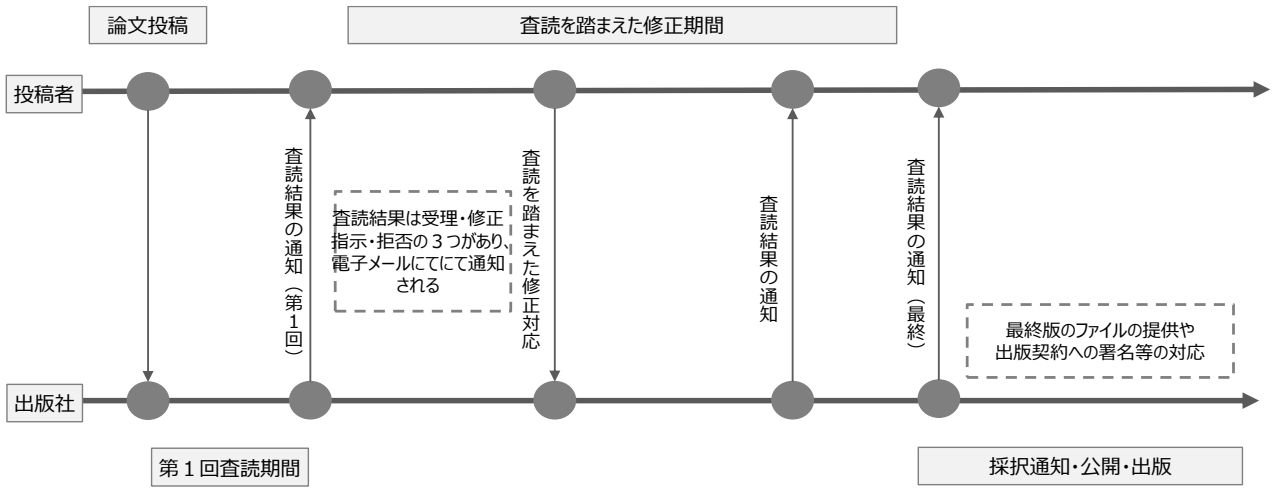

＜Nature Materials＞

「Nature Materials」は、材料科学と材料工学の全領域にわたる最先端の研究を一堂に集めることを目的とした、学際的な月刊誌である。基本的には Nature 姉妹紙全体で同様の基準で判断される。事前の特許出願に関する詳細な記載はなく、競合する金銭的な利益の一つとして特許が記載されている。その中で、論文の公開によって特許の価値に影響を与え得ること、特許・特許出願に関して情報の開示要求がされる可能性があると記載されている。

図表 II-31　　Nature Materials の概要

項目	詳細
論文の概要	• 材料科学と材料工学の全領域にわたる最先端の研究を一堂に集めることを目的とした、学際的な月刊誌である。 • 事前の特許出願に関する詳細な情報は確認できなかったが、競合する金銭的な利益の一つとして特許が挙げられている。ただし、論文の公開によって特許の価値に影響を与え得ること、特許・特許出願に関して情報の開示要求がされる可能性があるとの記載がある。 • 論文掲載には2パターンあり、①雑誌購読者のみが利用できるモデル、②オープンアクセスモデル。①の費用は記載がなく、②は£8890.00/$12290.00/€10290.00の3パターンが提示されている。②の３つのパターンの違いについては記載がない。
新規性に関する記載概要	• Nature Portfolioのジャーナルに投稿する資料は、オリジナルで、他の場所で出版されたり、同時に出版のために提出されたりしてはいけない。 • 関連資料が検討中または他の場所で出版されている場合、投稿の一部が他の場所に掲載されている（または掲載される予定）場合は、カバーレターに記載する必要がある。 • 主要な結果、結論、または意味が他の研究から明らかでない場合、または他の要因がある場合（英語以外の言語で発表されている場合）などに限って掲載の可否が検討される。
重複投稿に関する記載概要	• プレプリントに関するポリシーは別で定められており、基本的には推奨されており査読等に影響はない。 • それ以外に関しては、「Nature Portfolioのジャーナルに投稿する資料は、オリジナルで、他の場所で出版されたり、同時に出版のために提出されたりしてはいけない」以上の記載はない。

図表 II-32　Nature Materials の論文投稿プロセス

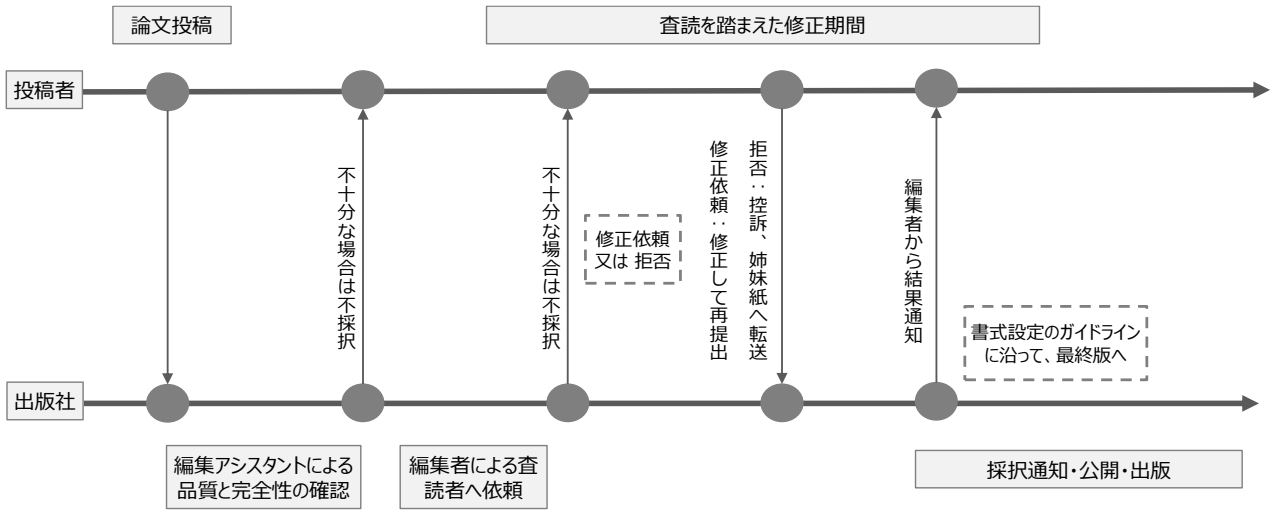

＜Lancet＞

1823 年にトーマス・ワクリーによって創刊された、独立した国際的な総合医学週刊誌である。事前の特許出願に関する明確な記載はなく、論文提出時の条件として、①以前に他の雑誌で出版されたことがなく、②他の雑誌で審査中ではないことの計 2 点が挙げられている。論文提出と並行した特許出願を妨げる明確な記載はないものの、利益相反の観点から、「提出された論文に直接関係がなくても、他者や組織との金銭的および個人的な関係を開示しなければならない」とされており、例として特許または特許出願が挙げられている。

図表 II-33　Lancet の概要

項目	詳細
論文の概要	• ランセットは、1823年にトーマス・ワクリーによって創刊された、独立した国際的な総合医学週刊誌。創刊号（1823年10月5日）以来、この雑誌は科学を広く普及させることで医学が社会に貢献し、社会を変革し、人々の生活に良い影響を与えることを目指し活動を実施。 • 重複投稿の基準として、他の雑誌での出版・審査中でないことが明記されており、特許出願は含まれていないものの、利益相反を防止する観点から、特許出願に関する記載を論文末尾に記載することが求められている。 • 論文投稿費用は無料、論文のオープンアクセス化には、$7,110-の費用が必要となる。
新規性に関する記載概要	• 記載された著者のみの著作物であり、以前に他所で出版されたことがなく、他の雑誌で審査中ではないこととされている。
重複投稿に関する記載概要	• 記載された著者のみの著作物であり、以前に他所で出版されたことがなく、他の雑誌で審査中ではないこととされている。（前述の内容と同様） • なお、過去に投稿されたものであれば、他のジャーナルや査読者からの査読結果の開示を奨励しており、そのようなジャーナルの関連編集者に連絡することがある旨も記載されている。 • 原稿が今後の学会で発表される予定である場合は、出版と関連するプロモーションを同時に行うことができる可能性があることから、担当編集者に連絡するよう指示するアナウンスも確認できた。

図表 II-34　Lancet の論文投稿プロセス

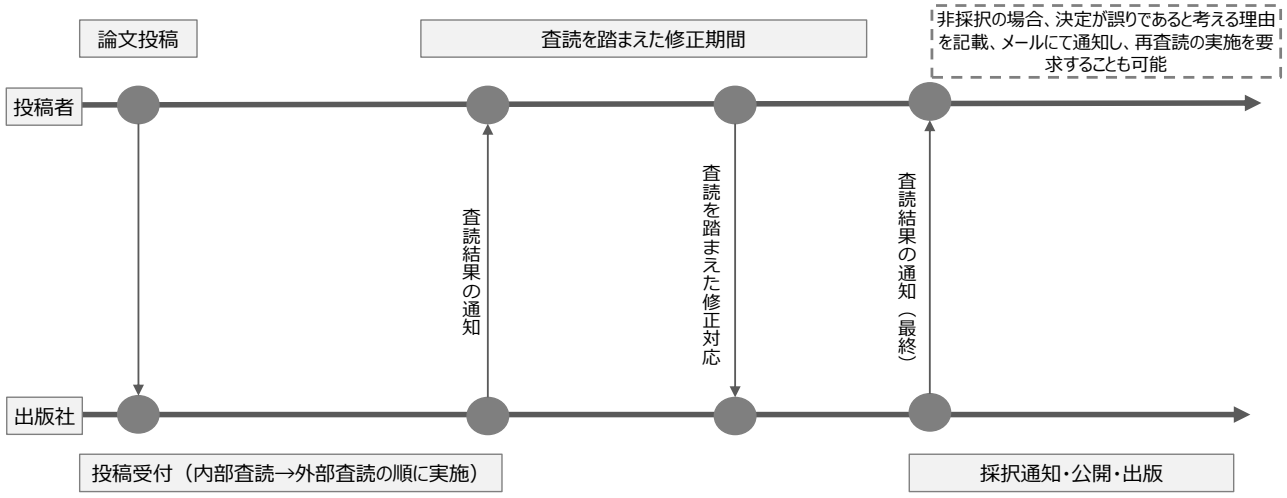

＜Science Robotics＞

ロボット工学の分野を発展させる、科学または工学に基づいたオリジナルの査読済み研究論文を掲載している。事前の特許出願に関する明確な記載はない。論文の各著者には、①新たなデータの取得・分析・解釈、②作業で使用される新しいソフトウェアの作成、③新たな論文の起草もしくは大幅な改定、のいずれかに貢献したことが求められる。学位論文については、先行出版物とみなされないとの言及があった。一方で、利益相反の観点から、特許出願に関する情報開示が求められている。

図表 II-35　Science Robotics の概要

項目	詳細
論文の概要	• ロボット工学の分野を発展させる、科学または工学に基づいたオリジナルの査読済み研究論文を掲載。 • 論文投稿費用は無料、論文のオープンアクセス化には、$5,450-の費用が必要となる。 • 利益相反の観点から、報告された研究や発表されたコンテンツに関連する疑惑の原因とみなされる可能性のある所属、資金提供元、競合する利益を明らかにする必要があるとされており、特許出願についても情報開示が求められている。
新規性に関する記載概要	• 新規性については、国際医学雑誌編集者委員会（ ICMJE ）の著者資格の定義に基づき、Science誌へ投稿する著者の資格に言及する形で、以下の基準を満たす必要があるとされている。 ✓ 新たなデータの取得・分析・解釈 ✓ 作業で使用される新しいソフトウェアの作成 ✓ 新たな論文の起草もしくは大幅な改定
重複投稿に関する記載概要	• Science Roboticsに限らずScience 誌全般として、すでに他所で出版されている、または出版が検討されているオリジナルの研究論文や研究論文の一部は先行出版物とみなされる。また、査読済みで引用可能な会議議事録は先行出版物と見なされる。 • 一方で、学位論文は先行出版物とは見なされない（Science Journals: Editorial Policiesより）。 The Science journals will not consider any original research paper or component of a research paper that has been published or is under consideration for publication elsewhere. We do not regard dissertations/theses as prior publications. We do regard peer-reviewed and citable conference proceedings as prior publication.

図表 II-36　Science Robotics の論文投稿プロセス

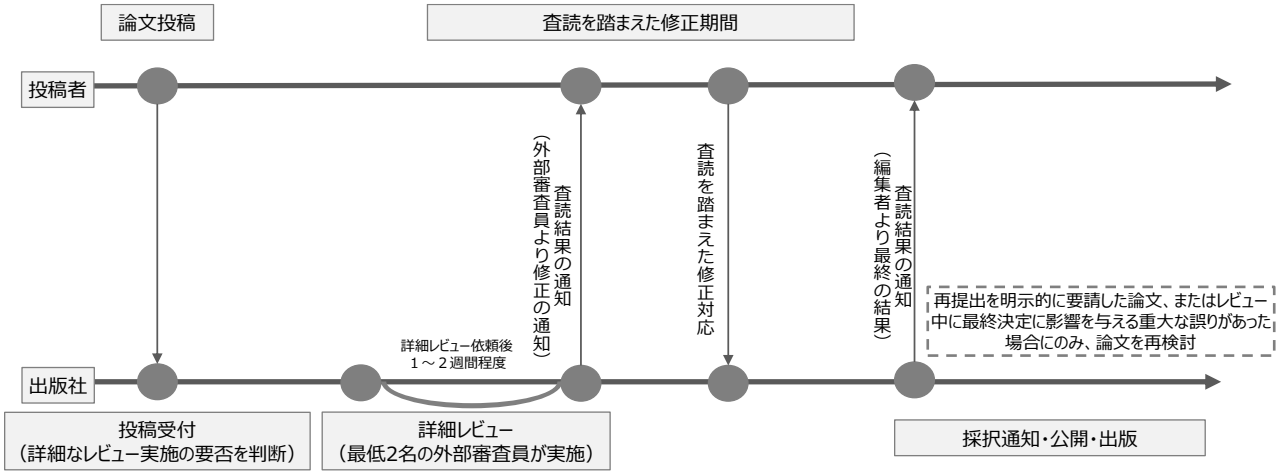

（iii）今後の特許に対する意向

大学研究者に対して、今後研究成果を特許にすることについての意向を聞いたところ、約 8 割が前向きから前向きな回答があった。具体的には、35.8%が「大いに意欲がある」と回答しており、44.7%が「どちらかというと意欲がある」と回答していた。

図表 II-37　今後研究成果を特許にすることについての意向

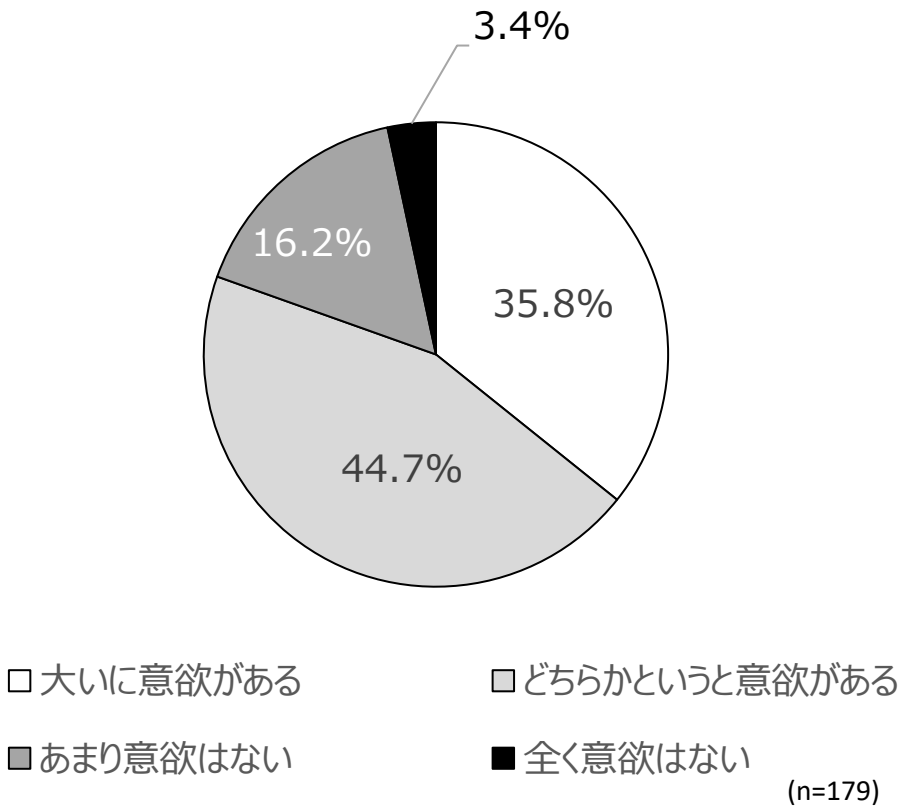

（iv）研究に対する考えと特許に対する考えの分析

アンケート調査結果のうち、研究に対する考えと特許に対する考えをクロス分析することによって、特徴等の導出を試みた。

本アンケート調査では、研究に対する考えとして「未知の分野を探究して新たな知を発掘したい」という観点と「研究成果を実用化したい」という観点のそれぞれについて、どの程度そのように思うかを質問していた。「未知の分野を探究して新たな知を発掘したい」という観点は「大いにそう思う」が、「研究成果を実用化したい」という観点については「大いにそう思う」を選んでいない場合を真理探究タイプ、そして真理探究タイプの逆のパターンを実用志向タイプ、両方とも「大いにそう思う」場合をバランスタイプとして設定した。

図表 II-38　研究に対する考えに基づくタイプ分け

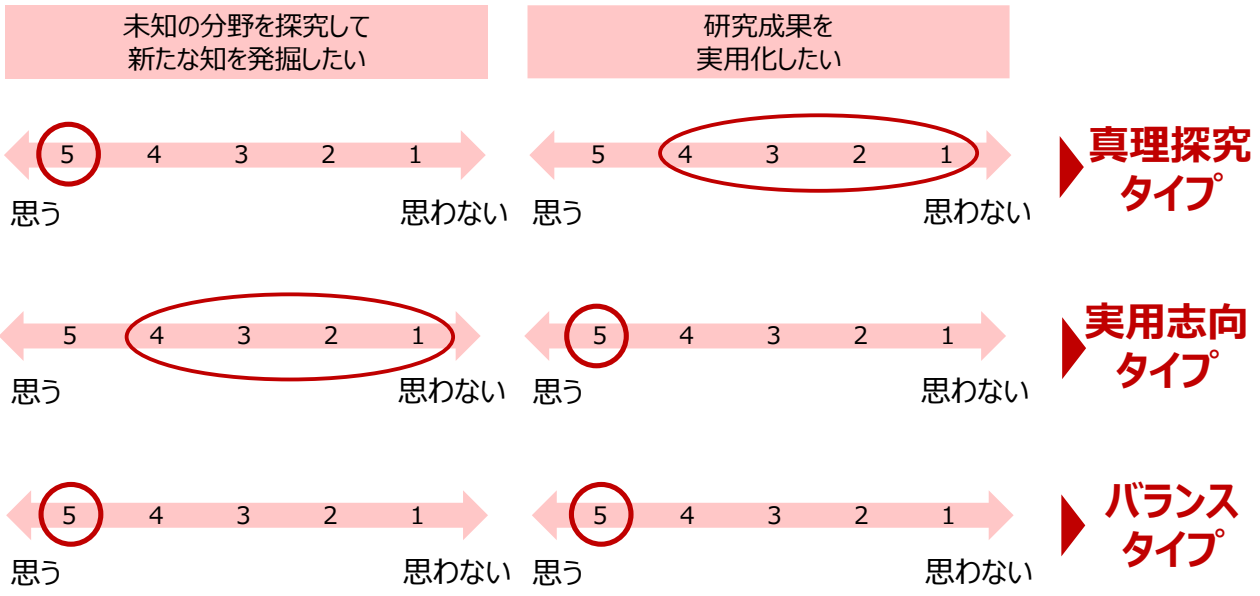

そのうえで、タイプごとに特許に対する印象を集計すると、バランスタイプと実用志向タイプではほとんど全員の大学研究者が特許に対して「非常に重要」「どちらかというと重要」という印象を持っているという結果になった。一方、真理探究タイプについては、「非常に重要」「どちらかというと重要」と回答した大学研究者が多くなったが、全体の 75%程度であり、残りの 25%程度は「あまり重要ではない」「全く重要ではない」との回答であった。

図表 II-39　研究者のタイプごとに見た特許に対する印象

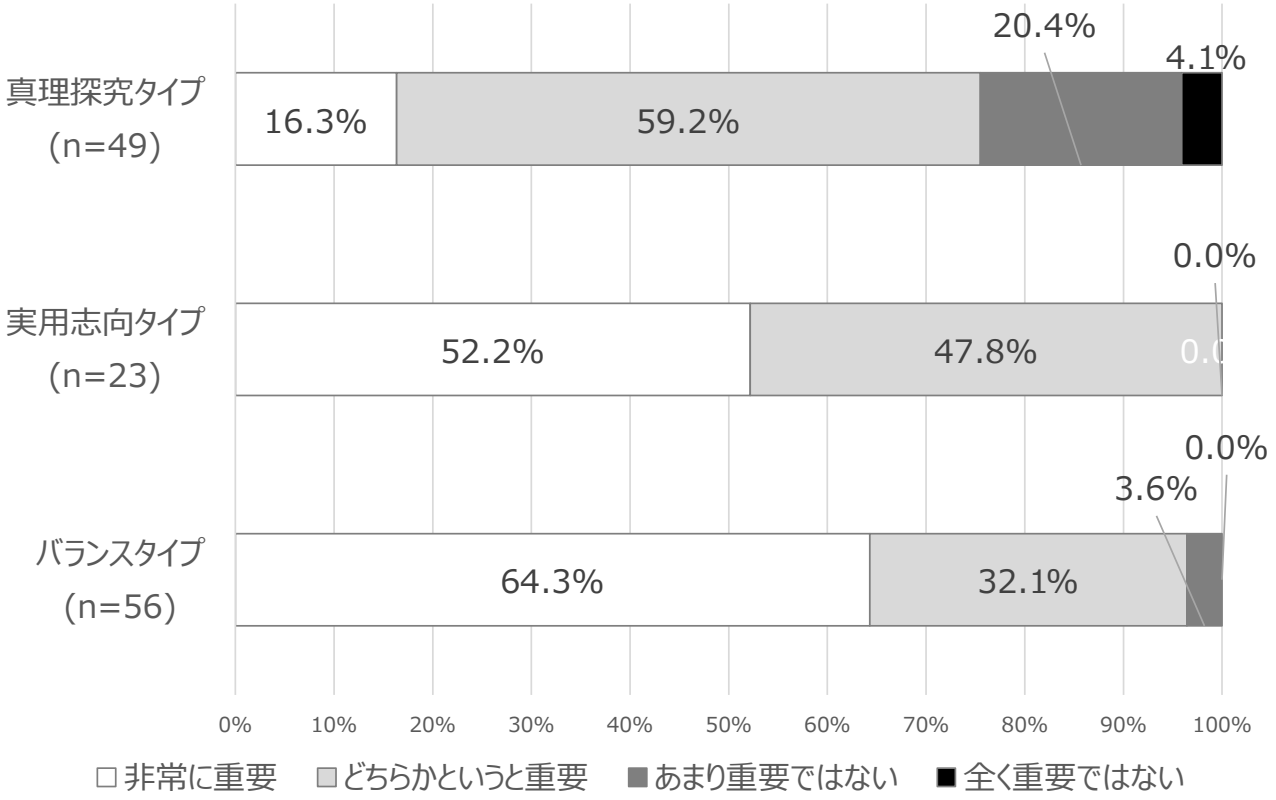

このうち、実用志向タイプとバランスタイプは「研究成果を実用化することについて強い意識がある」という点で共通しているが、これらのタイプがアンケート調査において回答した具体的なコメントを確認すると、やはり実用化・社会実装等の観点で特許を重要だと思っているとのコメントが多かった。一方、真理探究タイプは「未知の分野を探究して新たな知を発掘したい」という意識が強い、いわゆるサイエンスを追求するタイプであると見ることができるが、このタイプで特許出願経験のある者がアンケート調査で回答した具体的なコメントを確認すると「論文と特許の着眼点や埋めるべきデータが違うことに気付けた」「類似特許の調査は研究におおいに役立った」等、研究の幅を広げるヒントを得られるという点で特許を重要だと思っていることがうかがえた。

（ｖ）その他の分析

①年代別に見た特許に対する印象

その他の観点として、大学研究者の年代別に見た特許に対する印象を分析した。特に 30 代から 50 代の変化を見ると、特許に対する印象として「非常に重要」「どちらかというと重要」をあわせた割合が、30 代では 77.7%、40 代では 84.6%、50 代では 87.5%となっており、増加傾向にあることがわかる。

なお、30 代で特許を重視している大学研究者の回答を詳細に見ると、その理由として「自身のキャリアに必要であると感じた」「業績の一つとして加えることができた」等、キャリア的な側面での言及があったほか、「特許出願プロセス自体が勉強になった」等、知識・経験的な面での言及もあった。

図表 II-40　年代別に見た特許に対する印象

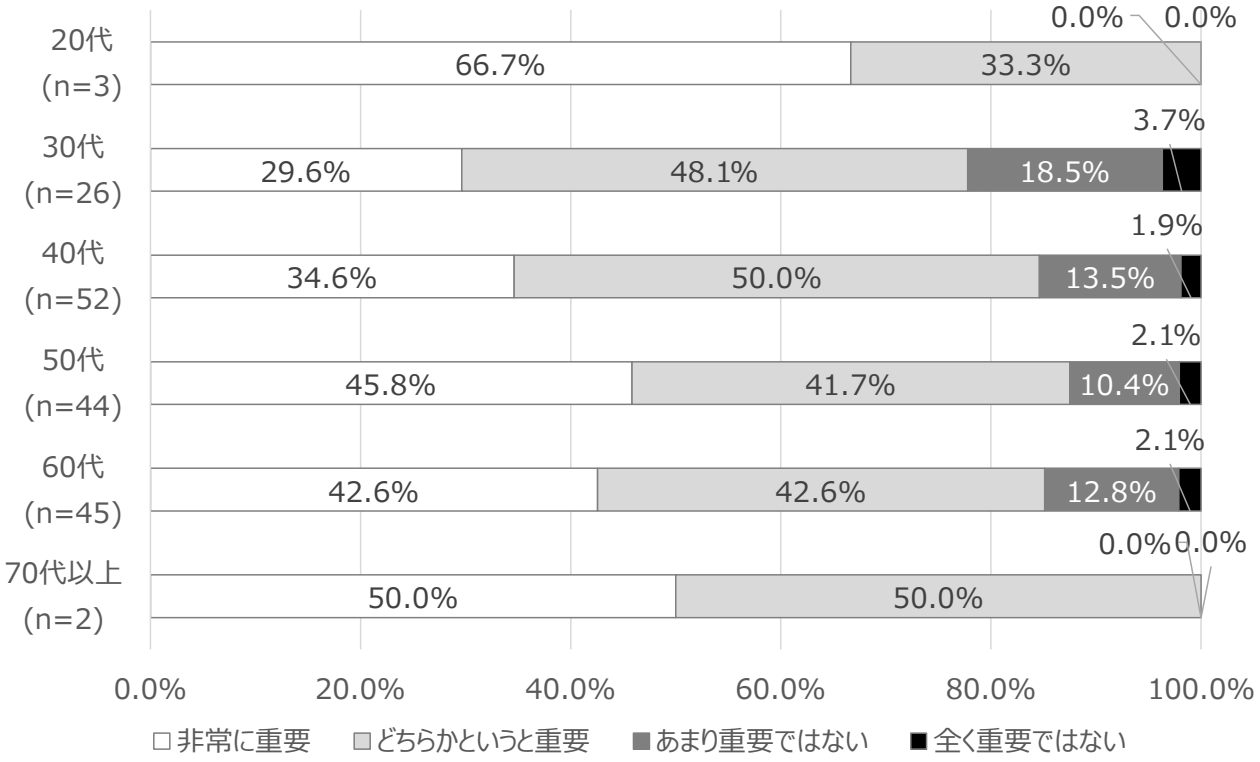

②研究分野別に見た特許に対する印象

その他の観点として、研究分野別に見た特許に対する印象を分析した。n 数の少ない分野があることに留意する必要はあるが、全ての分野において「重要」「どちらかというと重要」と回答した人の割合が多数だった。

図表 II-41　研究分野別に見た特許に対する印象

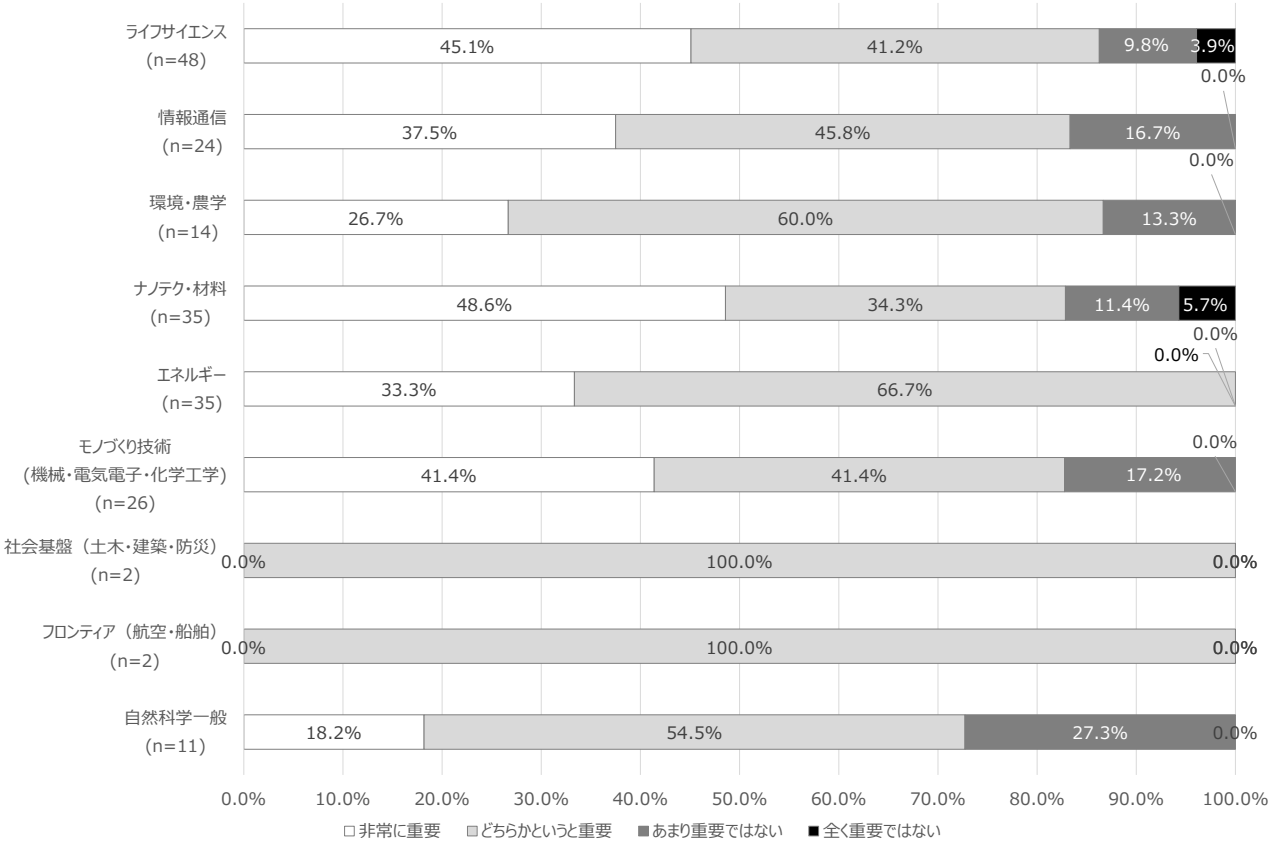

（５） 必要な支援等

本アンケート調査において、出願経験の有無を問わず、大学研究者が特許出願への興味をさらに高めるために必要な支援策等を聞いたところ、次のような結果が得られた。

アンケート調査結果によれば、費用面と人員面のサポートを求める声が多く、いずれも7割以上の大学研究者がそのように回答している。

図表 II-42　今後積極的に特許出願を行うために必要な支援策等（複数回答）

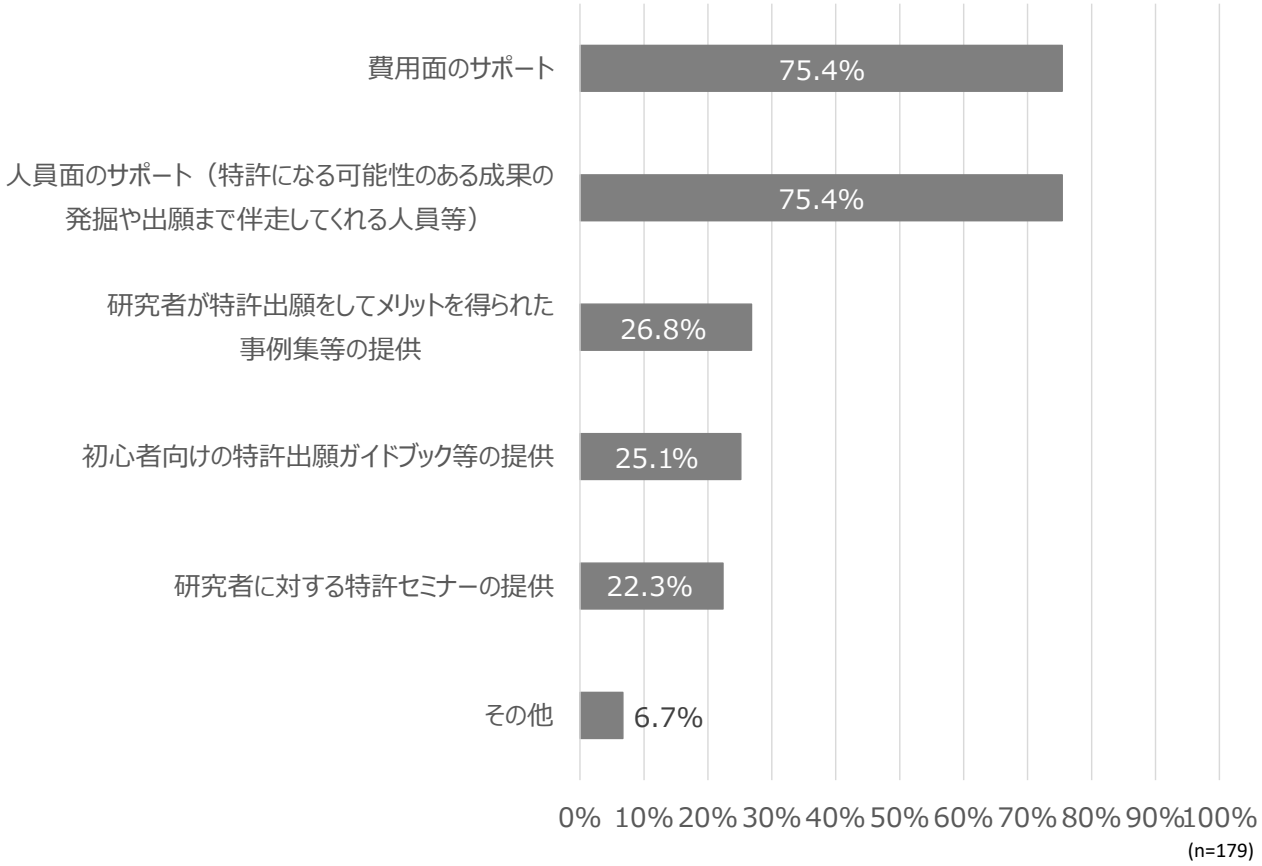

アンケート調査結果のうち「その他」の内容としては、「研究者としてのメリット提示」「インセンティブの設計」「権利化特許に対する大学からの適切な報酬を与える。また、研究者評価を学術論文だけでなく、権利化特許も高く評価する必要がある」等、特許に取り組むことによる大学研究者のメリットを明らかにすることへの提言があった。また、「出願前の特許調査支援」「本当に実用性がある技術の目利きができる人が大学を指導しない限り変わらない」「面倒な書類を書いてくれる事務的支援」「事務手続きだけではなく，特許を得るための戦略をアドバイスしてくれる人」等、実務面・実行面での支援を要望する声もあった。

なお、本テーマについては本調査研究の一環として実施したヒアリング調査でも聴取しており、次のような意見が得られた。ヒアリング調査結果では、大きく分けて「研究者への見せ方」「体制」「仕組みの整備」という観点で意見が得られている。

【大学研究者へのヒアリング調査で得られたコメント例】

○研究者への見せ方

＜ハードルの低さを見せる＞

- 上手く特許出願している先生の背中を見せることが重要ではないか。出願プロセスを見学・体験してもらうことで、ハードルが高くないことを実感してもらえるのではないか。（大学研究者・出願経験あり）
- 特許等に関する知識がほとんどない初心者向けのセミナー等があれば参加してみたい。（大学研究者・出願経験なし）
- 特許セミナーについて、特許庁が教授陣に働きかけて、若手研究者に学ぶ機会を与えることが大事ではないか。どういう研究が特許をとれるかがわかれば関心が高まるのではないか。（大学研究者・出願経験なし）

＜研究者としてのメリットを見せる＞

- 論文と合わせて、一粒で二度おいしいということを言い続けている。（大学研究者・出願経験あり）
- 研究者にとって特許のメリットとデメリットや実例などを紹介するセミナーをオンラインで行うとよいのではないか。特許庁が動画を作成して、配信するような形でもよい。（大学研究者・出願経験なし）
- こういうことがわかったら特許をとろうという参考となるもの、特許のメリット、必要な手続き・プロセスが簡単にわかるものといった３つの情報があると良いのではないか。（大学研究者・出願経験なし）
- 研究者はその気になれば制度を調べたり、出願に向けて動いたりはできるので、方法論よりはどのタイミングで出願をするべきか、出した時のメリットデメリットは何かというところをまとめられたものが必要ではないか。（大学研究者・出願経験なし）
- 農学部の研究者から、一つの研究に対し、論文だけでなく特許を先に取得することで「一粒で二度美味しい」と聞き、関心が高まった。（大学研究者・出願経験なし）
- 大学として特許に関心を持つようにプロモーションをする必要がある。ファカルティ・ディベロップメントの勉強会等で、特許出願のメリットや留意点等の講習をすると良い。（大学研究者・出願経験なし）

＜成功事例を見せる＞

・ 産学連携や特許出願の成功体験について様々なケースを見せていくことが重要である。武勇伝でも良いので何らかのケースにしなければ、研究者にとって自分事にならない。（大学研究者・出願経験あり）

・ 成功事例が少ないことが課題と考えている。日本の大学の特許収入を見ても、アメリカなどと比べて大きく差をつけられている。成功事例の紹介は積極的に行ってほしい。本来、特許出願すべき例で、出願しなかったことにより被ったデメリットの周知ができるとよいが、この方法は、特定の人を批判することにつながるため難しい。（大学研究者・出願経験あり）

・ 特許権を取得したことで SU の社長になったり、報奨金を沢山得られたりした等の成功例が増えれば、研究者は特許に関心を持つだろう。研究者が特許出願をすることで成功することが当たり前になれば、研究者も特許に関心を持つようになるだろう。（大学研究者・出願経験あり）

・ 基礎研究をされている先生が特許出願を行った事例集などがあれば、普段企業との接点が少ない傾向にある基礎研究を手掛ける教員も興味を持つのではないか。（大学研究者・出願経験なし）

・ 特許を取得することのメリット、デメリットや、論文発表との関係性を理解していなく、それらの検討や手続が面倒だと感じている研究者が多い。これらの点を整理し、その後にどのような展開があり得るのか明らかにすることを支援することは効果的かもしれない。（大学研究者・出願経験なし）

＜イメージの刷新＞

・ 特許はお金儲けのツールであるイメージが一部の研究者の間では強いため、必ずしもそうではない点は強調する必要があると思う。（大学研究者・出願経験なし）

○体制

＜支援者の存在を周知＞

・ 特許出願は一人ではなく、支援者など誰かが助けてやってくれるということを分かってもらうことが重要である。（大学研究者・出願経験あり）

＜学内の体制整備・風土改革＞

・ URA やコーディネーターがもっと先生方に特許を取って権利化をしようというアプローチができる体制を作るのも選択肢としてはある。旧帝国大学のような大きな大学だと別だが、多くの地方大学は URA やコーディネーターが非常に少ない。支援が

あるとよりアクティブな動きもできるかもしれない。（大学研究者・出願経験あり）

- 学術論文には「新規性」が必ずあるので、論文にする前に、その新規性が特許となるかどうかを判断してくれる部署があれば、もう少し研究者が特許を身近に感じるのではないか。（大学研究者・出願経験あり）
- 気軽に相談できる環境を身近に準備することも重要である。（大学研究者・出願経験あり）
- 大学からの特許支援制度も拡充してきているが、より拡充していくことで研究者のモチベーションになるのではないか。特許出願にむけた費用について、自腹の研究費ではなく、大学側からの支援があると出願につながるかもしれない。（大学研究者・出願経験なし）
- 研究者自身への働きかけも必要だが、大学の執行部や知財部門におけるサポート機能の強化や意識向上は、切実であり重要である。大学の執行部等に対し、強制的に意識を変えるような働きかけがあると良い。（大学研究者・出願経験あり）
- 大学の知財部は、限られた人数、予算の中で運営されているが、強い特許を大学として獲得するためには、意識・体制・予算が不十分である。研究者側は、適切な相談先がなかったり、資金が足りなかったり等の理由で、出願できずに諦めているケースが恐らくある。サポートがもっとしっかりしていれば、大学の知財をもっと育てられるはずである。他大学の研究者からも、同じような課題意識を耳にしている。（大学研究者・出願経験あり）
- 海外の大学は、知財をビジネスととらえているため、大学が知財獲得に向けてしっかり動いている。知財部が強く意識も高いので、強い知財を獲得できる。一方、日本の大学の場合、強い特許を出そうという前提では動いてもらえないため、いざ社会実装となったときに、“特許が穴だらけで使いづらい”、等と企業から指摘されてしまうことになる。研究者は手続きで振り回された挙句に、特許が穴だらけという結果になるのは、非常に勿体ない。（大学研究者・出願経験あり）

＜大学の評価に反映する＞

- 大学としてどのように知財の取り組みを推進しているか、どのくらい特許が出願されているか、等を定期的にチェックし、適切に運用・推進されていれば国からの支援が受けられ、取り組みが不十分な場合は国からの指摘が入る等の仕組みがあるとよい。この評価が国からの支援に反映されると、大学として切実な問題となるため、執行部も真剣に取り組むだろう。学内の研究者に対する特許出願への働きかけも進むのではないか。（大学研究者・出願経験あり）

＜知財教育の実施＞

・ 特許出願は面倒なので、その時間があったら論文を書きたいという研究者がいても良いが、特許を含めた知財に関する教育は必要である。研究者を講義で集めようとすると嫌がるので、上手く教えることができれば良い。（大学研究者・出願経験あり）
・ 若手（学生）のうちから知的財産の意識を持ってもらうように指導していくことが重要である。（大学研究者・出願経験あり）
・ 大学として、以前は知財検定に関する講座を開設していたが、そうした機会を設けることも有用。特許出願という選択肢があること、権利化にあたり必要な行動内容を理解してもらうことが重要と考えている。（大学研究者・出願経験あり）
・ 学生の時期に、大学の講義などで、半強制的に授業で知財教育を受ける機会を持つことは大事ではないか。自分自身が特許の重要性を実感したのは、大学の学部生の頃に、製薬企業の方による２日間の集中講義があったこと。製薬における研究や特許、ご自身のキャリア等とからめた内容であった。「特許」という存在を認識する機会になった。（大学研究者・出願経験なし）
・ 学生の段階で、講義に入れるなどして知財意識を持たせることは有用だろう。（大学研究者・出願経験あり）
・ 大学や公共機関において、定期的な勉強会のような形で、誰でも参加できるような形で、頻繁に知財に関わるテーマに触れる機会があっても良い。必要になったときにいつでも行けることが重要である。（大学研究者・出願経験あり）

○仕組みの整備

＜資金還元の仕組み＞

・ 日本全体が、横並び社会を変えない限りは特許出願への意識を高めるのは難しいだろう。米国にしても、中国にしても、研究者は特許を出して、ベンチャーを立ち上げることに非常に関心を持っている。成功すれば儲かるからである。そして、そのときに特許を出していなければお金にならない。大学発ベンチャー、ジョイントベンチャーでお金が入る仕組みがあれば、特許出願も増えていくだろう。優秀な大学や研究者は自立して先を行くべきである。知的財産に関してもサポート人材とともに取り組み、独立採算できる仕組みにし、大学発ベンチャーがもっと生まれていく仕組みにする必要がある。そうすれば、必然的に特許も出てくる。（大学研究者・出願経験あり）
・ 若い研究者が、ベンチャーを興したり、企業コンサルの副業をやったりして、収入が増える仕組みを作ればよいのではないか。米国の研究者の友人はそういったことをよくやっているし、自身の企業コンサルと大学からの収入が同等ぐらいである。日本では頑張っても変わらないことが、特許出願にも表れているのではないか。（大学研

究者・出願経験あり）

＜社会のニーズに触れる機会の創出＞

・ 新技術説明会などで企業に引き合いを求めている人が多いかと思うが、企業側のニーズを簡単に知ることができるシステムがあると、特許取得の戦略を検討しやすくなる。実現することは難しいと思うが、自身の研究が求められているのかを判断できる機会が現状では少ないと思う。（大学研究者・出願経験なし）

III ． 産学連携組織から見た大学研究者と特許

１． 産学連携組織の活動状況

（1） 各種活動の実態

本調査研究の一環として、産学連携組織に対するアンケート調査を実施し、「発明発掘活動」「特許出願支援」「特許権維持管理」「特許権のライセンス先開拓」「訴訟対応・準備」という活動の実施状況についての把握を試みた。

調査結果を分析すると、特許出願支援や特許権維持管理においては、全ての大学の産学連携組織において「十分に実施できている」「概ね実施できている」という回答があった。一方、発明発掘活動については、4 割以上の大学産学連携組織において「あまり実施できていない」「実施できていない」という回答があったほか、特許権のライセンス先開拓については 7 割以上の大学産学連携組織において「あまり実施できていない」「実施できていない」という回答があった。訴訟対応・準備については、約 8 割の大学産学連携組織において「あまり実施できていない」「実施できていない」と回答されている。

図表 III-1　大学産学連携組織の活動状況

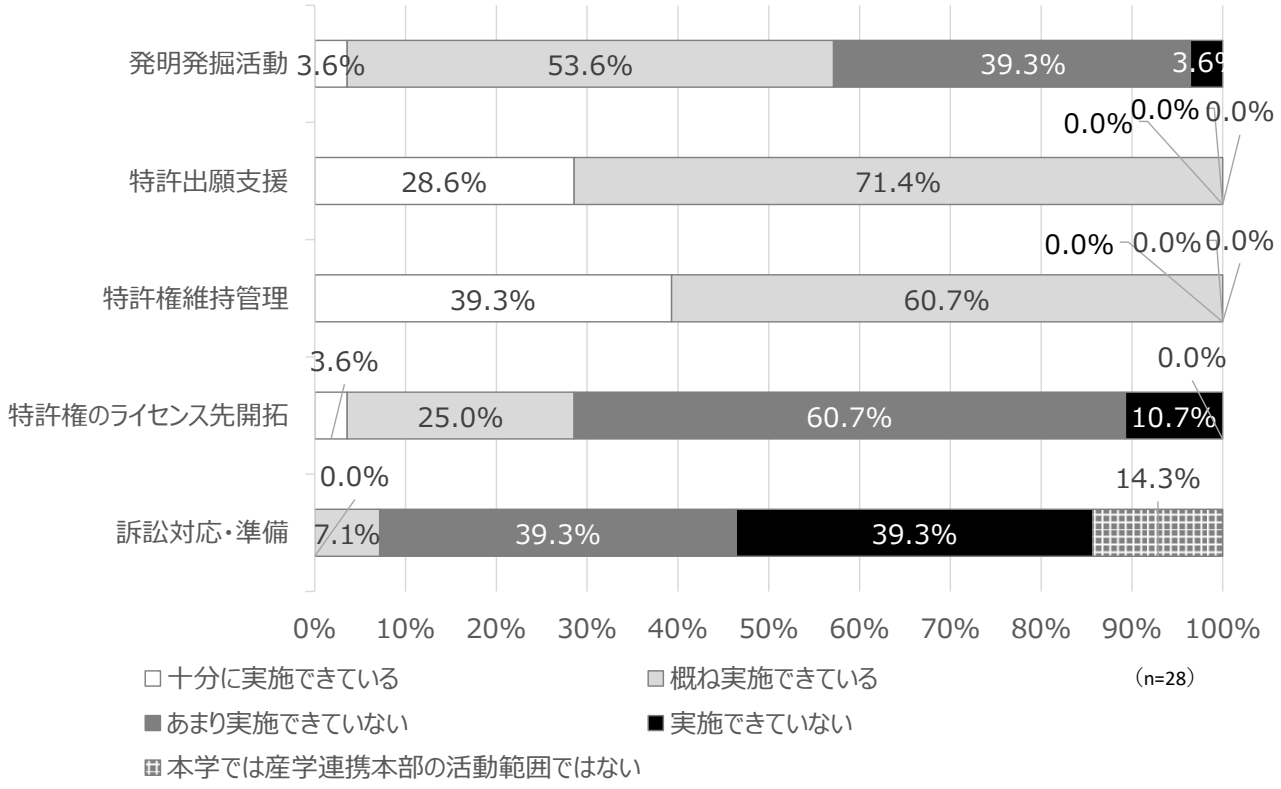

（2） 十分に実施できていない活動とその理由

前掲した大学産学連携組織の活動状況のうち、「あまり実施できていない」「実施できていない」という回答があった「発明発掘活動」「特許権のライセンス先開拓」「訴訟対応・準備」について、その理由等についてもアンケート調査の中で把握することを試みた。

なお、一部ヒアリング調査でも言及しているように、やはりリソース面での課題が指摘されている。

【大学産学連携組織へのヒアリング調査で得られたコメント例】

・ 地方の国立大学は予算が厳しく、特許出願の経費を大学に相談しても予算が増えないことも課題である。
・ 特許に対する気運が高まっているが人と予算が足りない。支援があればもっと盛り上げられるという感触はある。
・ 社会実装しようとするために特許を出そうとしているが、人と予算が不足している。
・ 出願、維持のお金の心配がなければ積極的になると思う。

（ｉ）発明発掘活動

まず、発明発掘活動について「あまり実施できていない」「実施できていない」と回答した大学産学連携組織に対して、その理由等を調査したところ、全ての大学産学連携組織から「活動を実施するための人員不足」という回答が得られた。「活動に必要な知識・スキルの不足」を挙げた大学産学連携組織も 16.7%あったが、リソース不足の側面が大きいという実態が浮かび上がった。なお、その他の意見として予算不足を挙げる声もあった。

図表 III-2　発明発掘活動を十分に実施できていない理由（複数回答）

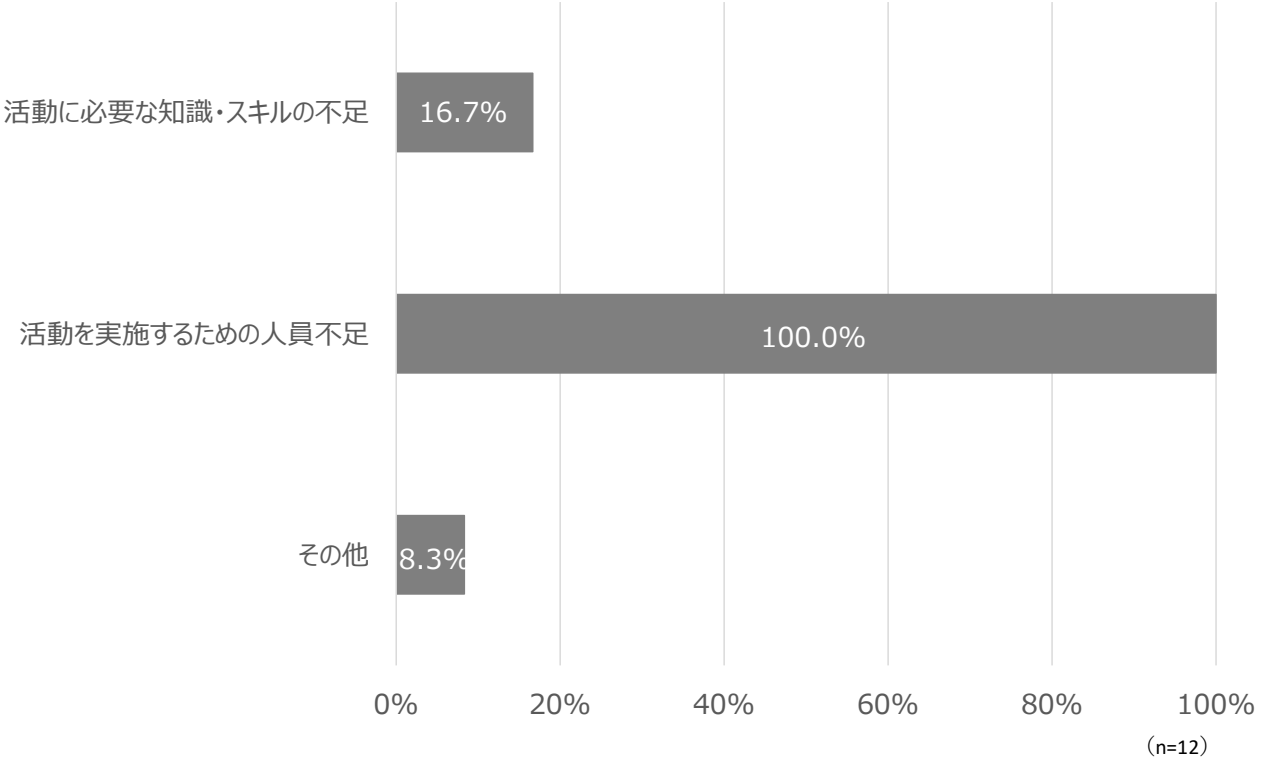

（ⅱ）特許権のライセンス先開拓

次に、特許権のライセンス先開拓について「あまり実施できていない」「実施できていない」と回答した大学産学連携組織に対して、その理由等を調査したところ、95.0%の大学産学連携組織から「活動を実施するための人員不足」という回答が得られた。「活動に必要な知識・スキルの不足」を挙げた大学産学連携組織はそれよりも少ないが、35.0%がこれを原因の一つとして挙げている。当該活動についてもリソース不足の側面が大きいが、一定数知識・スキル不足もあるという実態が浮かび上がった。なお、その他の意見としてはやはり予算不足を挙げる声もあった。

図表 III-3　特許権のライセンス先開拓を十分に実施できていない理由（複数回答）

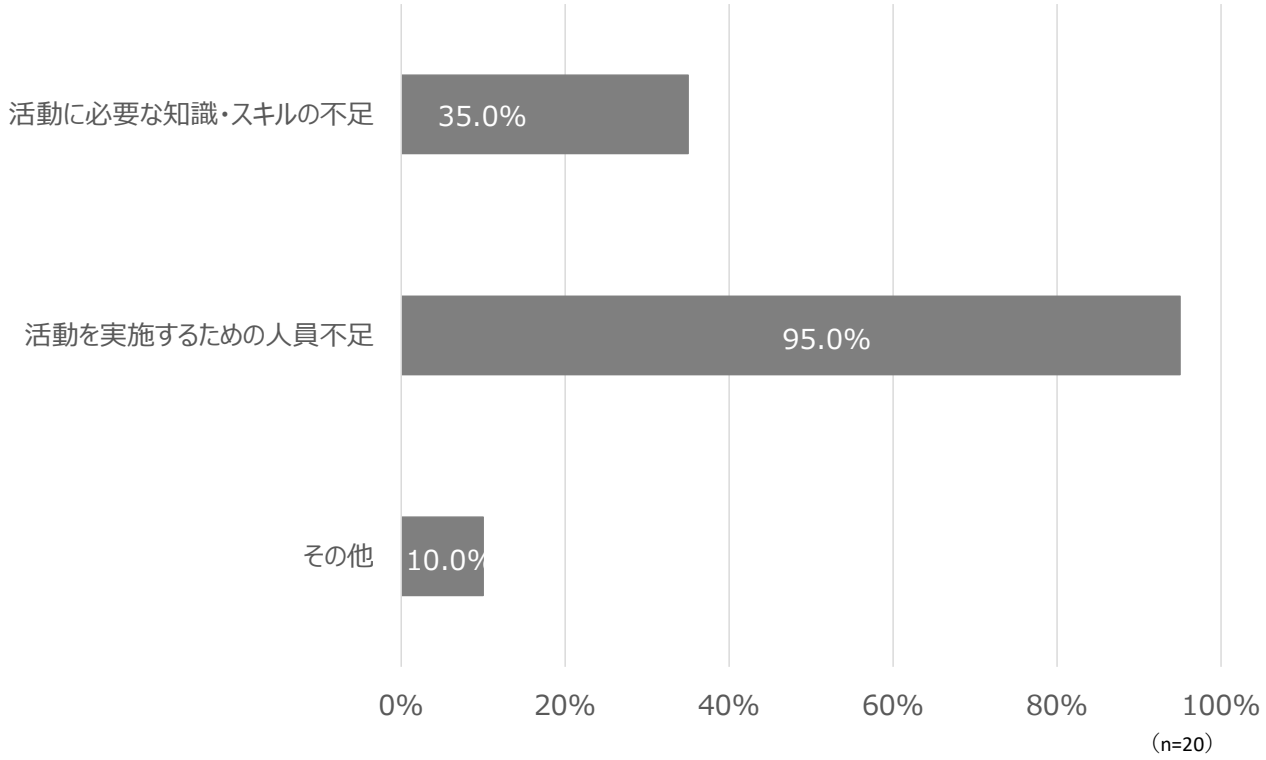

（iii）訴訟対応・準備

さらに、訴訟対応・準備について「あまり実施できていない」「実施できていない」と回答した大学産学連携組織に対して、その理由等を調査したところ、約 6 割の大学産学連携組織から「活動を実施するための人員不足」という回答が得られた。また、4 割以上の大学産学連携組織が「活動に必要な知識・スキルの不足」を挙げている。当該活動についてもリソース不足の側面が大きいが、一定数知識・スキル不足もあるという実態が浮かび上がった。なお、その他の意見としては予算不足を挙げる声があった一方で、そもそもそのような機会がないという指摘も多くあった。

図表 III-4　訴訟対応・準備を十分に実施できていない理由（複数回答）

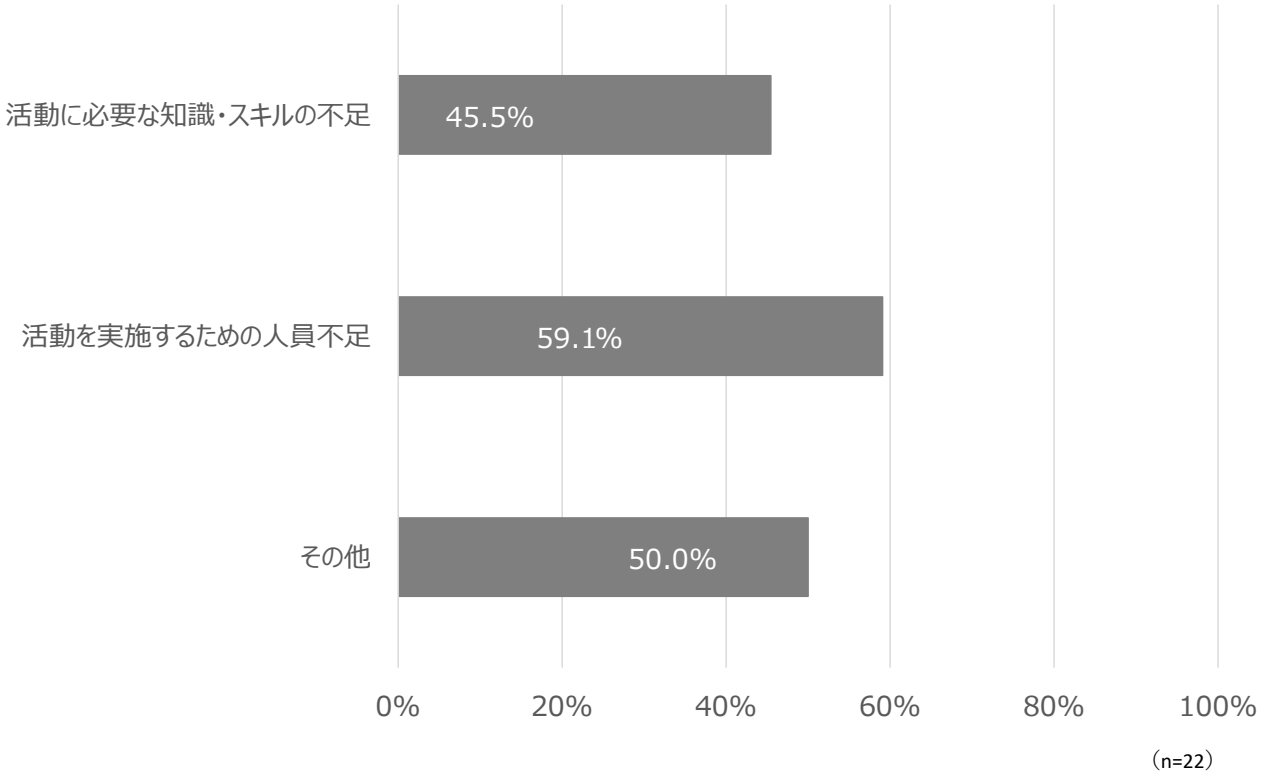

２． 学内における特許関連実績の評価

（１） 終身雇用の研究者に対する評価

終身雇用を前提とした大学研究者の採用時とその研究者の昇格時に、特許に関連する実績がどの程度評価されるかを産学連携組織を対象として調査した。

まず採用の場面では、35.7%の組織で「論文の件数程ではないが、ある程度は評価される」との回答があった。その他の意見も多く、例えば「あまり影響はない」という意見もあれば、「研究領域や学部によって基準が異なる」「他の実績も含めて総合的に勘案される」との意見もあった。

次に昇格の場面では、42.9%の組織で「論文の件数程ではないが、ある程度は評価される」との回答があった。その他の意見も多く、概ね採用時と同じような言及があった。

図表 III-5　終身雇用の研究者に関する採用・昇格時の特許実績評価

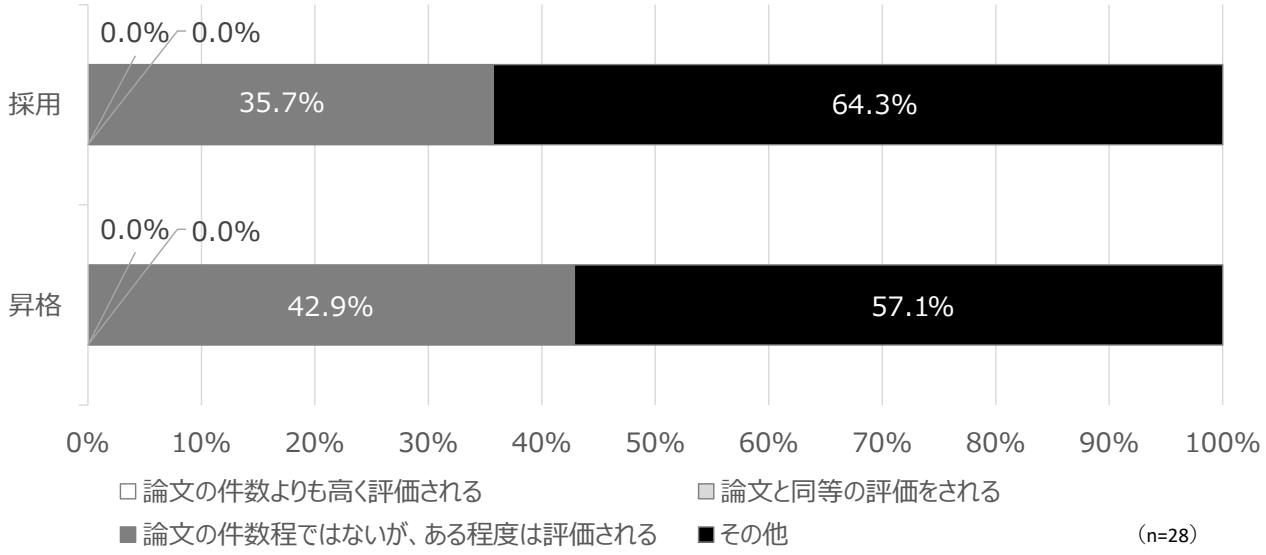

（２） 任期付きの研究者に対する評価

任期付きを前提とした大学研究者の採用時とその研究者の昇格時に、特許に関連する実績がどの程度評価されるかを調査した。

採用の場面、昇格の場面の両方で終身雇用の研究者と同じ結果となった。その他として回答のあった内容も同様であったが、「職務内容（ジョブディスクリプション）により、影響がある者、無い者が分かれる」という具体的なコメントも得られた。

図表 III-6　任期付きの研究者に関する採用・昇格時の特許実績評価

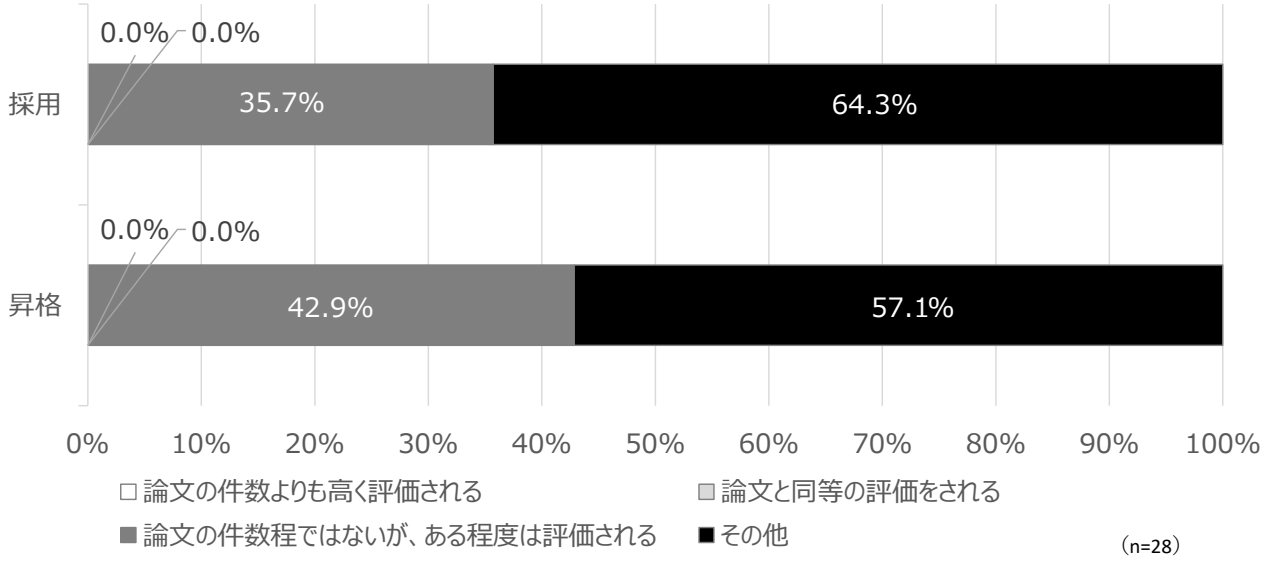

３． 産学連携組織から見た大学研究者の特許意識

（１） 大学研究者の特許に対する意欲

大学産学連携組織を対象としてアンケート調査を行い、大学研究者の特許に対する意識がどのように見えているかを把握した。

一部の組織（3.6%）では「全体として意識は高いと感じる」との回答があったものの、96.4%の組織で「意識の差があり、偏りがある（一部の研究者だけは意識が高い）」との回答があった。

図表 III-7　大学産学連携組織から見た大学研究者の特許意識

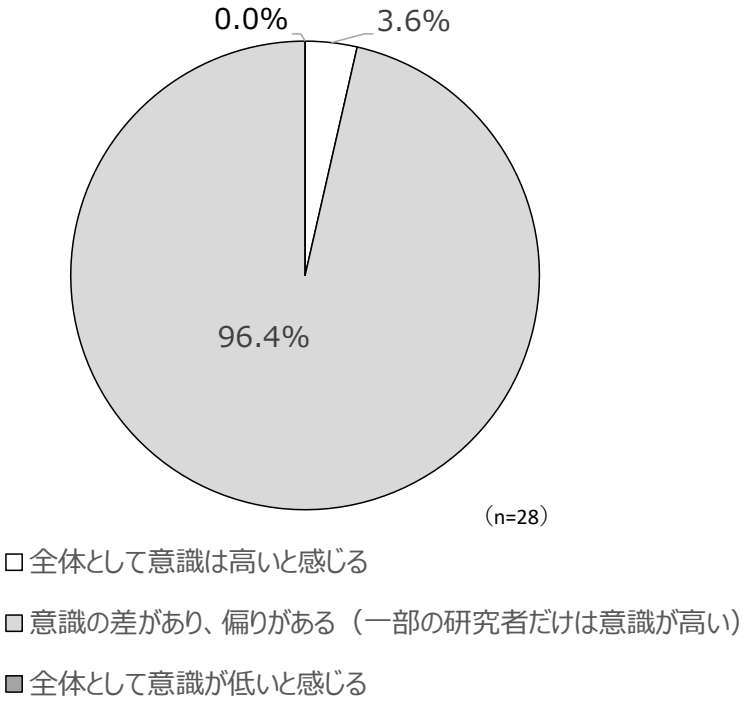

なお、この点については大学産学連携組織の担当者に対するヒアリング調査も実施しており、次のようなコメントが得られている。

【大学産学連携組織へのヒアリング調査で得られたコメント例】

＜研究者によって差がある＞
・　特許に対して活発に取り組んでいる先生とそうでない先生がいる。
・　実際に特許を出願する先生は、医学部、理工学部の一部の先生に集中している。
・　特許の意義を実感している先生は多い。一方、未だに自分には関係がないと思ってい

る先生も一定数いる。
・ 研究者の特許に対する意識は人によって差があるが、もう少し広く知的財産権についての意識をみると、全体としては高いと感じている。
・ 肌感覚としては、特許に関連する先生は２割から３割くらい。出願経験のない先生は自分の研究が特許につながる研究ではないと認識している方が多い。

＜ルール等の一環で事務的に対応しているケースがある＞
・ 発明した場合は届けるというルールがあるから当センターに相談にくる先生が多く、研究成果を特許にして企業に使ってもらうということを頭に描いていない先生もいる。
・ JST、NEDO 等の研究助成に応募申請する時に、特許についてどのように記載すればよいか相談に来る先生がいるが、自分の研究をどうやって世に出すかをあまり考えていないのではないかと感じている。

＜ポジティブな方向で変わってきている＞
・ 大学知財に 20 年ほど関わっているが、研究者の意識は変わってきた。産学連携において、知的財産があることがアドバンテージになるという意識はどの先生も持っている。
・ 出願件数がどんどん増えているため、学内の研究者の特許意識が上がってきているものと思われる。

＜共同研究のきっかけづくりとして意識して活用している研究者もいる＞
・ 多くの特許を出願する先生の中には、特許を企業との共同研究の呼び水に使っている先生がいる。企業が実施するということではなくて、共同研究を行うことを目的としている。

＜スタートアップの文脈で意識する研究者が増えてきた＞
・ 最近スタートアップの観点から特許を意識する先生が少し出てきたと感じている。

＜他の研究者に影響を受けることがある＞
・ 研究所所属の先生は、研究発表やディスカッションの場で、他の先生から「特許出願したほうがよいよ」とアドバイスをもらうことはあるようだ。
・ 研究室単位で独立して活動している先生が多いため、なかなか周囲の情報は入ってこないが、プレスリリース等で隣の研究室が特許ライセンスをしたというような情

報が出ると、急に相談に来る先生もいる。

（2） 大学研究者の誤解等

また、大学産学連携組織から見て、大学研究者が特許について誤解しているように見える点等を調査した。

最も多かった意見として「出願から権利化、権利維持に係る費用の知識が不足している（67.9%）」が挙げられる。また、「取得した特許権の実施（他者へのライセンス・譲渡等）に係る知識（契約等）が不足している」という指摘も 6 割以上の組織が指摘している。さらに、「特許出願と特許権取得が別物であるという知識が不足している（42.9%）」「新規性喪失の例外規定の適用手続きをすれば、いかなる場合も新規性喪失に至らなかったものとみなされるという誤解がある（32.1%）」等の指摘も 3 割以上の組織から挙げられた。

図表 III-8　大学産学連携組織から見た大学研究者の特許に関する誤解等（複数回答）

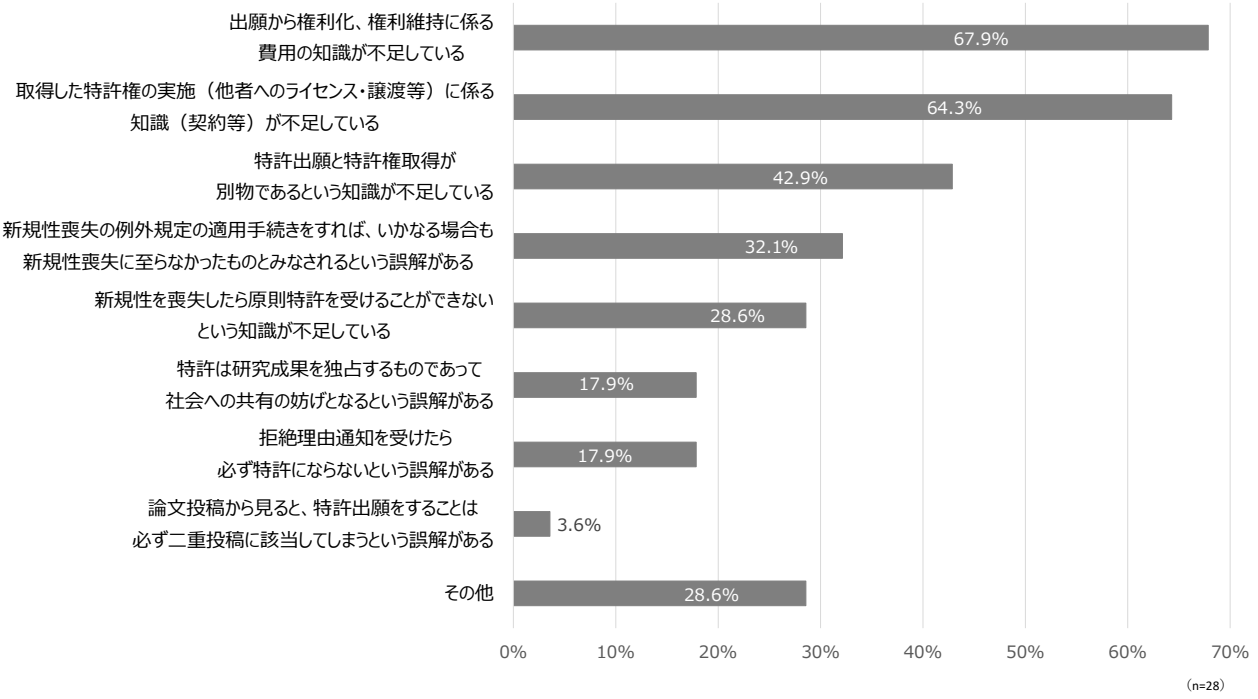

なお、この点についてはその他の意見として多様なコメントが寄せられており、例えば次のようなものがあった。

【アンケート調査で得られたその他の意見の例】

＜研究成果と特許の関係に関する知識・感覚の不足＞

・　どのようなアイデアが発明に該当し、特許権取得に繋がるかの理解度が不足している。
・　自分の研究は特許出願とは関係ないと思い込んでいる。
・　どのような研究成果が特許になり得るかという知識が不足している。
・　特許法上の発明（特に技術的「思想」）を十分に理解していない。

＜特許に関する基本的な知識の不足＞
・　進歩性の重要性を理解していない（学術研究・論文は新規性が重要なため）。
・　知的財産に関する基本的知識、発明者性に関する理解が不足している。

＜権利帰属に関する誤解＞
・　大学が権利を有する発明を研究者個人の権利と認識しているケースがある。

＜そもそも特許に対する関心が高まらないと誤解すら生じない＞
・　意識が低い研究者にはそのような誤解も生じ得ない。

あわせて、さらに具体的な見解を把握するためにヒアリング調査も実施しており、次のようなコメントが得られた。

【大学産学連携組織へのヒアリング調査で得られたコメント例】

＜メリットがないと思われている＞
・　特許を出願しても何もよいことはないと認識されているように感じている。
・　毛嫌いはしていないが、自分には関係がないと思っている先生はいる。
・　先生に特許の話をしても関係ないと言われるので、作戦として、アントレプレナーシップ、社会実装という入口を作っている。先生にアントレプレナーシップ、社会実装に興味をもっていただくことによって、自分の研究が社会につながるシーズになるということに気づいていただき、それが特許につながるということを理解いただこうとしている。

＜面倒だと思われている＞
・　特許に対してネガティブな印象をもっている先生は多いと感じているが、手続きや期限などの事務的なものに加えて、弁理士との打合せが面倒なこともある。弁理士には論文を読んで勝手に明細を作成してほしいというマインドの先生も多い。
・　特許に係る業務を負荷と感じている、そもそも特許に抵抗感がある、との話は噂レベ

ルで聞いたことがある。

＜特許にすると研究成果を公開するという考えに反すると思っている研究者もいる＞

・ 特許出願の経験がない人の中には、研究成果は広く公表して使えるようにした方がよいという考え方の人もいる。産連本部としては、大学が権利者となっていても、実施許諾するときは無償同然にすることもできることを説明し、大学が権利者となっておかなければその後の企業との連携に影響があることを説明している。
・ 特許は独占するもので私利私欲の権利と捉えている先生もいる。自分はもっと公正な立場で研究しているという考えをもっている。

＜活用されていないのに維持を望む研究者もいる＞

・ 取得した特許を大事にとっておきたいと考えている先生もいる。古くなって維持費がかかっており、ライセンスしていない特許でもずっと維持したがる。その先生は自分の研究費から費用を出して維持しているが、何のために特許を取っているか理解していない。

＜権利範囲についての誤解がある＞

・ 特許の権利範囲についてあまり理解できていない先生は多い。1 件特許が取れていると、全てカバーされているような気になっている。そのため、連続的／継続的な研究成果について出願の相談をしてこないことがある。
・ 大学発スタートアップの創出を盛り上げようという動きがある。そうした場合、最初の出願に基づく権利範囲が狭いと、事業化に役立たないことがある。事業化のことを考えて出願を行っていかなければいけない。

＜新規性喪失の事例は未だにある＞

・ 論文を先に出してしまう研究者は未だにいる。新規性喪失の例外のメリットだけ覚えていて、発表した後も出願できるという認識になっている。それで痛い目に遭ったことがないため、実感がない。特許出願書類は 1、2 か月かけて作成した方がよいとアドバイスしているが、学会発表の直前に届出書を出せばよいと思っている研究者がいる。自身でベンチャーを起こしている先生でさえ、そういう認識の人がいる。国内展開メインであれば良いという考え方もあるが、海外展開を見据えるとリスクがある。
・ 新規性喪失の例外規定（特許法第 30 条）について意識の低い先生がいる。以前は、出願前に、HP に発明の内容を自ら掲載したり、学会発表をしてしまったりする先生

がいた。また本人が意図せず、関係者が web でどんどん公開してしまったために特許を受けられなかった先生もいる。
・ 新規性喪失の例外の適用には、1 年間の期間制限が設けられているところ、その期間について誤解をしている先生もいた。

（3） 大学研究者の啓蒙活動等

大学産学連携組織として、大学研究者が特許に関心を抱くための啓蒙活動等をどのような形式で実施しているか等についてヒアリング調査を実施した。

【大学産学連携組織へのヒアリング調査で得られたコメント例】

＜ライバル研究者の取組紹介＞
・ 最も効果があるのは、ライバル・気にしている先生が特許をたくさん出していることを知ったときである。URA が調べて、「○○先生も特許を出している」などと言うと、刺激を受けて特許出願しようとすることもある。
・ 身近な先生の情報がもっとも影響を与えるらしく、学会で出会った先生からライセンスの話がでたり、ベンチャーを起こそうとしている先生が特許出願をしたという話を聞いたり、知っている先生が取り組んでいることを知ると「自分もやろう」と思うことがあるようだ。

＜研究者が興味を持つテーマと紐づける＞
・ アントレプレナーシップ教育と社会実装のファカルティディベロップメントの中で特許の説明をした。

＜研究成果発表会の場を活用＞
・ 学内の研究成果発表会に参加し、出願できそうな発明をした先生には出願をするように個別に働きかけている。

＜分野ごとに啓蒙すべき＞
・ 啓蒙することはよいが、医学部であれば医学部だけでやる方がよい。学部によって狙いや捉え方が違う。事例をあげながら説明しないと、同じように捉えてしまう。例えば医学と農学は同じようにみえるが特許については全く異なる。一元的にセミナーをやるのではなく、学部や学科などで個別にやる必要がある。
・ 材料エネルギー系の先生に言ったことを医学部の先生に言っても多分わからないだ

ろう。

＜個別対応＞

・ 農学部の先生と研究室単位でセミナーをやったことがある。自分たちの研究では明細書の中で何が重要かなど直球的な質問があり、良かったと考えている。事例が大変大事であり、請求項の立て方を具体的に説明する。

・ 1 on 1 で丁寧にやることに尽きる。研究者にとってのメリットを提示できるか、我々に任せられるか、お願いしたいと思ってもらえるか、社内コンサルをやっているという考えで研究者に接することが基本である。例えば、特許をとると研究費が稼げるというと聞きたいという研究者は多いが、相手が食いつきやすいところを押さえることで興味をもってもらうということにつながると考えている。

＜こちらから主導的に啓蒙することが必要＞

・ コンテンツがあっても興味がないと見に行かない。学部単位の教授会で全教員が集まるところで 15 分程度のファカルティディベロップメントを実施すれば特許の意識を高めることができるのではないか。時間は 15 分でよい。難しいものをやると毛嫌いする。

＜新任研究者への働きかけ＞

・ 新しく赴任した先生に対し、個別で約 1 時間程度、知財に関する学内の制度や、特許制度等に関して今年から説明を行っている。具体的には、職務発明の取り扱いや、新規性喪失の例外の適用可否が大学によって異なるため、面談では、これらについても説明を行っている。特に、他大学から本大学に移ってきた先生は勘違いしている場合が多いからである。この説明を受けて、早速出願した先生もいる。

＜実施できていない＞

・ 当センターではセミナーなどの啓蒙活動は全く出来ていない。特許についての啓蒙が必要と認識しているが、やれていない。上層部からも啓蒙するほうがよいという話がある。

また、現状の啓蒙活動の状況を聞いたうえで、今後大学研究者向けの活動として必要だと思われる施策等についてもヒアリング調査したところ、次のようなコメントが得られた。

【大学産学連携組織へのヒアリング調査で得られたコメント例】

＜定期的な情報提供＞

・ 1～2 回のセミナーでは、先生は特許について意識するようになっても、特許の価値を意識できるようになることは難しいので、定期的に講座のようなしっかりした形のものを実施する必要があると考えている。人員が不足しており、自前で行うことは難しいので、例えば特許庁が特許講座のオンラインコンテンツを制作、提供して、様々な大学が利用できるようにしていただけるとありがたい。

＜特許を自分事にする＞

・ いかに身近に感じるか、自分事と意識できるかが重要である。そのためには、その学部・学科でどれくらい特許出願しているか、大学として知的財産収入がどれくらいあるかというような話をしている。

＜知財以外をテーマにしたイベント等とのタイアップ＞

・ 知財とは無関係の学内セミナーにおいて、知財に関する講演をすることができないか検討しているところである。新規性喪失の例外等、制度面の話を中心に行いたい。

＜特許意識の高い研究者輩出＞

・ 研究者の中に意識を高い人を増やすという方法もある。後者については、20 人位の研究グループの中に３級知財技能士がいると、支援者側との議論が早くなり、その結果、時間工数を大幅に改善できる。研究者が知財系の資格を取得することを補助するという施策を検討いただきたい。

＜発明届が増えた際の対応まで考える必要がある＞

・ 年配の先生が規則に従って発明を届出たところ、評価委員会で出願しないという判断になって先生にお返しした。そうなると先生にとっては余計な仕事になってしまう。大学の仕組みや制度で発明の届出が沢山出されても、センターはその処理で手一杯になるだけで、成果が見込まれる発明に手が回らなくなってしまう。

＜資金面の支援＞

・ 社会実装のために知財を出せと言われているが、文部科学省は交付金を減らそうと

している。経済産業省にバックアップしていただけないと厳しい。特許庁は特別会計をもっているので、先導いただきたい。地方大学をもう少し応援いただきたい。

Ⅳ． 特許に関する活動経験の少ない研究者を対象としたパンフレット作成

１．作成方針

（1）コンセプトとターゲット

本調査研究の一環として、大学研究者を対象としたパンフレットを作成した。大学研究者によって、特許に関する考えや経験が様々である中で、今回はまだ特許出願等に関する経験がない（または少ない）大学研究者を主たる対象として作成することとした。

また、そうした大学研究者に対して産学連携本部が特許の話を持ち出す際のツールとしての活用も想定している。

さらに、上述のとおりこれまでに特許に関する経験がほとんどない大学研究者をターゲットにしていることを踏まえ、少なくともタイトルや冒頭部分では「特許」という用語を前面に出さないようにした。

２．作成プロセス

（1）パンフレットの構成

委員会での助言等を踏まえて、以下の構成とした。本調査研究の結果から得られた示唆によって、研究者のタイプに応じて訴求すべき特許の役割が変わってくる可能性があることを鑑みて、パンフレット冒頭でタイプ診断的なものを行い、選んだタイプに応じで重点的に読む箇所を推奨する流れとしている。

図表 IV-1　パンフレットの構成

パート	趣旨・概要等
タイトル	特許に関する経験や関心のない大学研究者向けのパンフレットであることを踏まえ、特許という用語を前面に出さず、「研究活動を前に進めるヒント」というタイトルにした。
１．はじめに	特許に関する経験や関心のない大学研究者でも読み進めやすくすることを目的として、研究者としてのタイプ診断を行うパートとした。 具体的には、「真理探究タイプ」「実用志向タイプ」「バランスタイプ」のいずれかを選んでもらうようにし、選んだタイプによって

	重点的に読むべきパートを促す内容とした。
２．研究の幅を広げるツールの紹介	主に「真理探究タイプ」の大学研究者に対して推奨するパートとして作成した。 真理探究の過程で研究の幅を広げるツールとして特許があることを紹介し、またその実例についても取り上げた。
３．社会実装への橋渡しになるツールの紹介	主に「実用志向タイプ」「バランスタイプ」の大学研究者に対して推奨するパートとして作成した。 実用化の過程で役立つツールとして特許があることを紹介し、またその実例についても取り上げた。
４．研究者のタイプ別に見た考え方	「真理探究タイプ」「実用志向タイプ」「バランスタイプ」のそれぞれが、特許に対してどのような考え方を持っているかを紹介した。 具体的には、本調査研究のアンケート調査で得られたデータを掲載した。
５．取り組む際のプロセス	前のパートまでを読んで特許に関心を持った際に、実際にどのようなプロセスで特許出願を進めていくかについて、その概要を掲載した。
６．参考情報	大学研究者向けの特許関連ガイドや参考情報について、既に公開されているものを中心に紹介した。

（2）作成方法

主に本調査研究で実施したアンケート調査やヒアリング調査の結果を中心的な材料としてパンフレット用に編集した。また、実例等については、公開情報調査で得られた情報[2]も掲載した。作成したパンフレットのイメージは、資料編に掲載する。

[2] 平成 30 年度特許庁産業財産権制度問題調査研究「大学の知的財産権制度活用の現状と研究者の知財意識に関する調査研究」45-79 頁（三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社、2019 年 3 月）

Ⅴ． セミナーの開催

１．開催概要

本調査研究の一環として、パンフレットに掲載する内容を中心としたセミナーを実施した。開催に際しては、JST と AMED の協力を得て、各法人が開催するセミナー等の中で説明する時間を設けた。

JST の協力を得て実施したセミナーは 2025 年 1 月 19 日（日）、AMED の協力を得て実施したセミナーは 2025 年 2 月 12 日（水）に開催した。

２．受講者アンケート

（1） JST

（ｉ）対象

JST 主催セミナーの受講者役職は、以下のとおりであった。教授、准教授、講師、助教のそれぞれが一定数参加した。

図表 V-1　受講者の属性

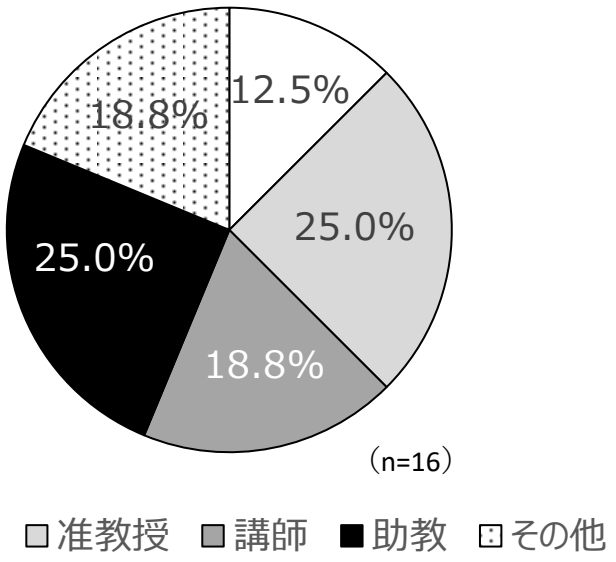

（ⅱ）特許出願経験

JST 主催セミナーの受講者のうち、約 6 割が特許出願経験を有していた。

図表 V-2　受講者の特許出願経験

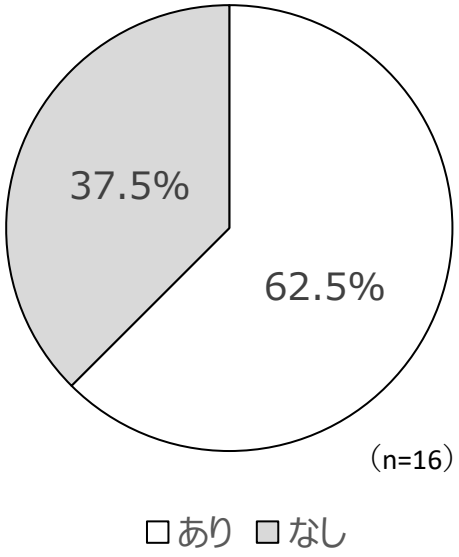

（iii）セミナーの感想

JST 主催セミナーの受講者の感想として「特許の重要性を認識できた」という意見が最も多く、87.5%を占めた。また、「自分の研究成果について、改めて特許の視点で考えてみようと思った」という感想も 6 割以上の参加者から得られており、「研究成果の実用化に対する意欲がわいた」という感想も 4 割以上から得られた。

図表 V-3　受講者の感想（複数回答）

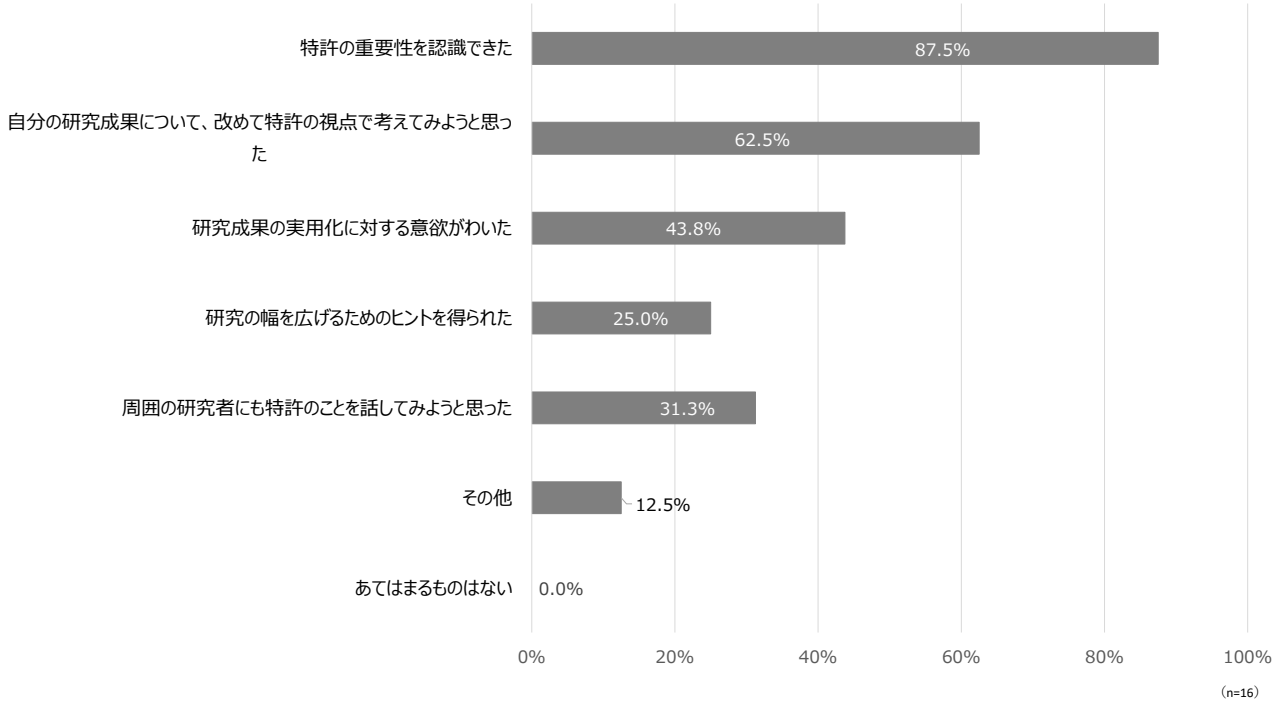

その他、自由記述の感想として次のような意見があった。

【アンケート調査で得られたその他の意見の例】

○さらに知りたい内容についての要望

＜特許制度や出願タイミングに関する情報＞

- 特許出願にどのような科学的データが必要か、実際の例なども含めて知りたい。
- 最初に声掛けする部署（施設によって違うとは思いますが・・）と、「どの程度の研究成果状況になったときに相談するのがよいのか」といったタイミング的なものが書かれていると参考にしやすいかと思います。

・　まずは出願しなければ始まらないので、出願についての情報が必須だと思います。
・　どういうフローで特許出願となるのかわかりやすく書いて欲しい。
・　どのような知見、技術で特許が取れるのか 誰にどのように相談したらよいのか。
・　どのような内容の知財が特許出願できるのかについて。例えば、以前は IL6R や PD-1 という標的分子でも出願できているが、最近は標的のみでは困難であり、抗体、ADC、低分子、中分子など、どこまでデータを示せば特許出願可能なのかが知りたいです。　特許出願の相談を大学の知財部に相談しても、出願に辿り着けないケースが多い印象です。また、特許取得前後に、製薬会社や VC との相談、ベンチャー立ち上げなどどのような戦略で行えばいいのかについての情報があればイメージしやすいです。

＜社会実装と特許の関係に関する情報＞
・　企業にとって魅力を感じてもらえる（あるいは感じてもらえない）特許出願の要点を、具体的に教えていただきたい。
・　特許を自分で維持し続けることは、困難になってきますので、出願の時点から、ライセンシー候補企業の見つけ方などについての情報も知っておいた方が良いと思います。

＜研究の広がりと特許の関係に関する情報＞
・　研究者にとって特許が重要な業績であるという点。

＜今後はより発展的なガイドも必要＞
・　特許を出願するモチベーションを高める、という趣旨を強く感じましたが、実際には出願に伴う負担や、死蔵特許化を防ぐ工夫などの情報も、教育されるべきと考えます。より実践的で高度な内容の資料も、並行して作成いただきたいです。
・　特許事例をいくつかご紹介いただいたかと存じますが、ショートの内容で構いませんので、特許出願をした方が良い成果事例、特許に至らなかった事例、出願した方が良かったことが後でわかった事例、なども知りたかったです。

〇政策面での要望・意見
＜費用面等での手当＞
・　本邦においては、IP に関してあまりにも研究者の負担が大きいです。橋渡し研究など含め、各機関の TLO 機能拡充を企図している事は十分にわかるのですが、やはり機関ごとのレベル差も顕著です。できれば弁理士事務所などへの相談などを、出願前

の事前段階からより容易にできるよう、予算執行の制約などを大幅に解除いただき、かつ個別研究者の直接経費ではなく、間接経費側から支出を義務付ける（人件費などばかりに回さない）などしていただきたいです。各機関の内製化は、現実的にうまくいくケースが稀で、適切にアウトソーシングしていただきたいです。

・ 特許を維持するためのサポート体制。
・ 維持などに必要な費用を支援していただけるような枠組みがあればと思います。

＜戦略・活用面での支援＞

・ 我が国の特許の出願数はかなり多いと思いますので、ライセンス収入にどのように繋げていくかについての戦略やサポートを充実させて頂きたいと思います。大学でも知財部が様々なサポートをして下さりますが、能力や熱意については個人差がかなり多いように感じます。親身に相談に乗ってくれ、非常に頼りになる方がおられても、気が付いたら異動になっていることもあり、同じようなサポートを受けられないことも経験しました。大学知財部に優れた人材が配属されることを願います。
・ 製薬会社に相談しても P1 をやった上ですら中々進まない印象であり、特許出願あたりから知財の取得とその後をサポートしていただけると、より商品化など導出しやすいように思います。

＜制度・システム面での検討＞

・ 研究者の業績評価に特許をより入れるようにすると研究者のモチベーションが上がると思います。

（２） AMED

（ｉ）対象

AMED 主催セミナーの受講者役職は、以下のとおりであった。産学連携担当者が研究者に対して特許活動のメリット等を紹介するためのヒント等の意味合いがあったこともあり、参加者の多くは産学連携関係者となっている。

図表 V-4　受講者の属性

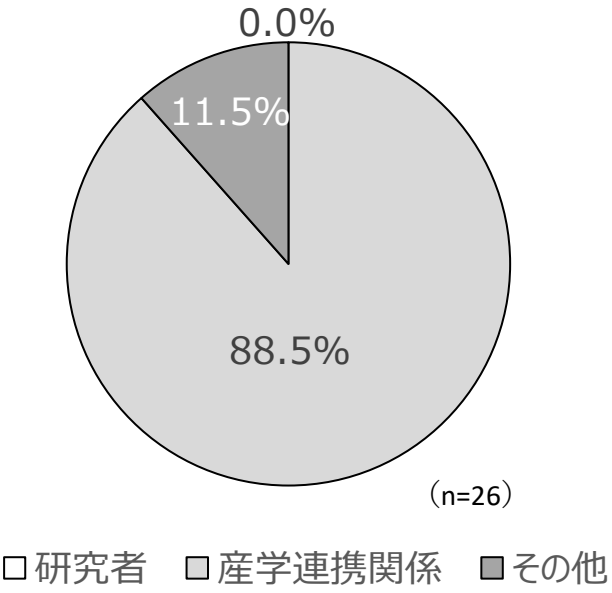

（ⅱ）特許出願経験／研究者の特許出願サポート経験

AMED 主催セミナーの受講者のうち、特許出願経験／特許出願サポート経験を有する者は 4 割程度であり、多くの受講者は未経験であった。

図表 V-5　受講者の特許出願経験／特許出願サポート経験

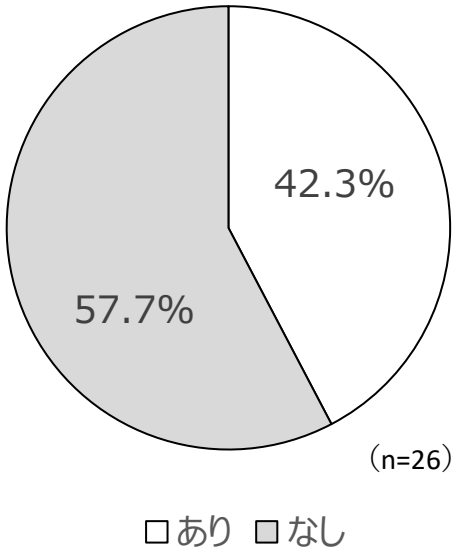

（iii）セミナーの感想

JST 主催セミナーの受講者の感想として「特許の重要性を認識できた」という意見が最も多く、65.4%を占めた。また、「周囲の研究者にも特許のことを話してみようと思った」という感想も約 3 割の参加者から得られている。また、その他の意見として「この仕事についてまだ 1 年もたっていませんが、先生方が特許を意識していない場合もあることに、驚きがありました。」との感想があった。なお、「自分の研究成果について、改めて特許の視点で考えてみようと思った」という回答がなかったが、これは回答者のほとんどが研究者ではなく産学連携担当者であったことに起因している。

図表 V-6　受講者の感想（複数回答）

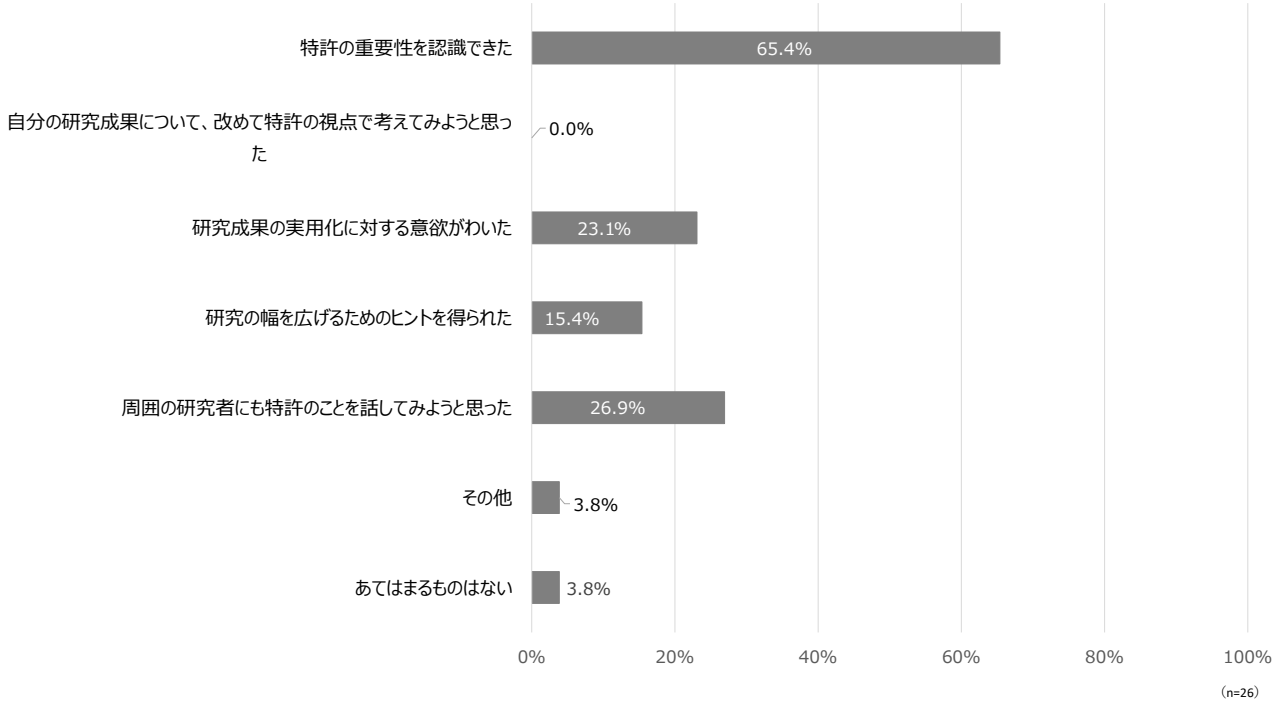

その他、自由記述の感想として次のような意見があった。

【アンケート調査で得られたその他の意見の例】

○その他の感想

＜産学連携担当者にとって有用な情報だった＞

・　研究費獲得や企業との交渉に対して、メリットであること。研究支援を行うにあたって、目からうろこでした。

○さらに知りたい内容についての要望

＜特許に関する費用面の情報＞

・　自立して研究を行うには、特許等からのお金は必要であるということを情報提供できるとよい。

＜特許制度や出願タイミングに関する情報＞

・　初めに、新規性について詳しく知っておきたいと思いました。
・　論文、学会発表前に出願しないといけないこと。
・　研究のどの段階で特許出願を考えるべきかを具体例（医療系だけでなくほかの分野も含めて）をいくつか挙げて解説してほしい。例は多いほどわかりやすいと思います。
・　特許を検討している場合、公開（論文・学会発表等）前に相談してほしい。当該発明の発明者は誰かなのかを、漏れなく知らせてほしい（冒認出願や、論文ではないがギフトオーサーシップの回避)。

＜社会実装と特許の関係に関する情報＞

・　社会実装のためには知財マネジメントは必須であること、特許制度の活用も必須であることを理解いただけますように、社会実装できなくなった失敗事例に関します情報も含めていただきたいと考えました。
・　大学の評価とは違うが、世の中のためや、今後の自分の幅を広げるため等、意識を向けるようにしてほしい。
・　大学は論文や学会発表で評価されるが、それでは社会貢献はできないので、特許を取得し、社会及び大学に貢献する方向性を考えて欲しい。

＜研究の広がりと特許の関係に関する情報＞

・　セミナー内でご説明いただいた「特許の視点で考える研究」や、具体的な成功事例などが掲載されるとイメージしやすくなるのではないかと思います。

＜特許に詳しい人のサポートを得ることの必要性＞

・　周りの意見、特に特許に詳しい人の意見を聞くことを入れてほしいです。例えば、用法用量の特許など、とることを考えたことがある人に聞かないと、特許を出したことのない研究者では特許になるとは思わないと思います。

＜パンフレットの中で研究者向けの特許情報サイト等を紹介してほしい＞

・ AMED ホームページ、知的財産教材「医療研究者向け知的財産教材」を広く知ってもらえるようにしてはと思います。

＜係争事例＞

・ 係争事例の紹介をしてほしい。

○政策面での要望・意見

＜児童・生徒・学生に対する知財教育を進めるべき＞

・ 大学、高校、中学校などで、知財に関して、統計リテラシー、金融リテラリーなどと同様に、実学としての学びの機会を大幅に増やしていただきたいと考えております。

＜費用面等での手当＞

・ 出願や特許権の維持の費用について、アカデミアを優遇して出願のハードルを下げる。研究者への啓蒙（理工系医薬系の大学、大学院の必須講義として 1 コマ設定するなど)。
・ 海外特許出願に対する支援金の拡充。
・ 特許化するには時間と費用が膨大にかかるので、VUCA の時代、本当に必要なモノは国としてきちんと保護する方法を考える必要があると思う。

＜制度・システム面での検討＞

・ 仮出願の制度を、US 並みに使いやすくしてもらえると特許を考える頻度が増えて、制度が普及するし、それが良い発明につながると思います。
・ 創薬ナビのような、だれでも簡単に研究内容の開示を最小限にとどめて特許への道を相談できるシステムを構築して欲しい。創薬ナビの”敷居”がまだ高いと感じている研究者は多数いると思います。

＜相談先の明確化＞

・ 様々なサポートがあり助かります。特許庁と INPIT 様どちらにお願いしたらよいのかわからない方が多いのではと思います。

Ⅵ． まとめ

１．研究者に提供する知財情報の方向性

（１）研究者のマインドに応じた特許の見せ方

本調査研究においては、出願経験の有無を問わず広く大学研究者に対してアンケート調査やヒアリング調査等を実施した。

その中で、研究者のタイプとして「サイエンスの追求」を非常に重視している者（真理探究タイプ）もいれば、「研究成果の実用化」を非常に重視している者（実用志向タイプ）、「サイエンスの追求」と「研究成果の実用化」の両方を非常に重視している者（バランスタイプ）が一定数存在することがわかった。

興味深い点として、全てのタイプにおいて特許を重要だと感じている大学研究者が多く存在していることがあげられる。ただし、特許を重要だと感じている理由については差があり、真理探究タイプにおいては研究テーマの広がりを実現するうえで特許の考え方がそのヒントになる点を強調していたのに対し、バランスタイプと実用志向タイプにおいては研究成果の実用化に際して特許が役立つという点を強調していた。

図表 Ⅵ-1　研究者のタイプごとに見た特許の魅力

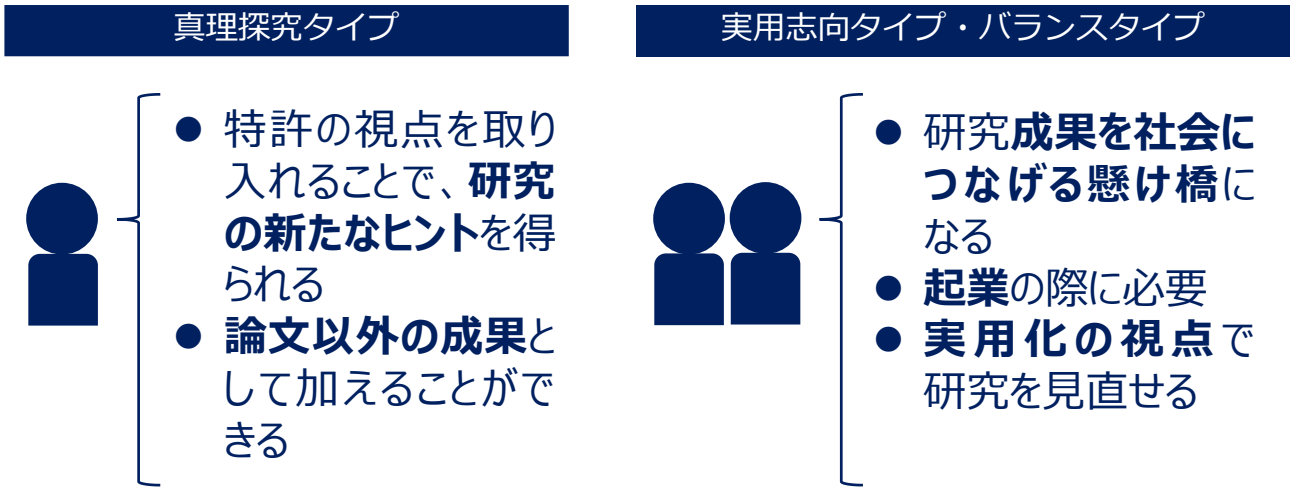

この点は、アンケート調査だけでなくヒアリング調査でも類似する意見を多く得られているところであり、研究者から見た特許の魅力として、少なくともこの二つの側面があることは明らかになりつつある。

（２）今後の検討課題

これまで、大学研究者が特許に取り組む意義として、社会実装を前提とした話については一定程度周知されてきたところである。したがって、そのような側面に焦点を当てた事例等は公表もされており、情報としては拡充されつつある。

本調査研究では、これ以外のメリットとして、大学研究者が特許の視点を取り入れることによって研究テーマの広がり等が見えるようになるという側面があることも明らかになった。これは、特許出願に取り組まなくても、例えば大学研究者自身の研究領域における特許情報調査をすることによっても得られる利点である。今回はこのような側面が相当あるということが見えたという部分が到達点となり、その具体例として得られた情報は限定的であろう。したがって、今後この側面に焦点を当てた事例研究等を行うことにより、例えば研究成果の実用化よりもサイエンスの追求に強い意志を持つ大学研究者（真理探究タイプ）に対しても、特許意識を高めてもらえる契機となる可能性がある。

図表 VI-2　研究者のタイプ応じた特許の見せ方と今後の検討課題（例）

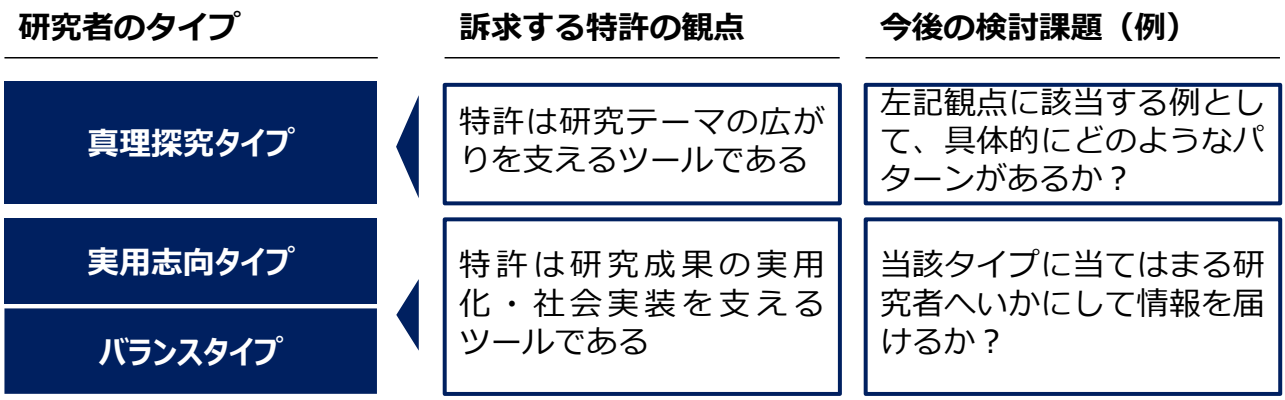

２．研究者へ特許の情報を提供するためのアプローチ環境整備

（１）特許に興味を持っているが出願へたどり着けていない研究者へのアプローチ

本調査研究でのアンケート調査結果から、特許に興味を持ちつつも出願をできていない大学研究者が一定数存在することが明らかになった。出願経験のない大学研究者に対するヒアリング調査結果からも、このような層が存在することが明らかになっている。

その理由は多様であるが、繁忙を理由とする例もあれば、進め方がわからない例、制度や費用が障壁となっている例もあった。

このような層は、適切な支援があれば出願等の活動へと移行する可能性が高く、各大学

において該当する研究者の掘り起こしや支援が望まれる。

（２）研究者の周囲に存在するプレーヤーを通じたアプローチ

（ⅰ）産学連携組織

本調査研究では、大学研究者だけでなく大学産学連携組織に対してアンケート調査とヒアリング調査を実施した。

その中で、特許出願支援や特許権の維持管理等については一定程度十分な活動を実施できている一方で、発明発掘活動や特許権のライセンス先開拓については十分に活動できていない組織も多く存在していることが明らかになった。

（ⅱ）その他のプレーヤー

特許出願経験のある大学研究者が、特許に関心を持ち、特許出願に取り組んだ背景として、企業との共同研究が契機となった例もあったが、それ以外にも多くの要素があることがわかった。

例えば、若手の頃に所属していた研究室の教授からの話や、URA との会話、他の研究者の特許に関する経験を偶然耳にしたこと等が最初の接点であったとの例もあった。たとえ偶然であったとしても、特許の情報に触れる機会があり、それに触発されて自身の研究と特許の関係を考えるようになった例があるということである。

（３）今後の検討課題

まず、大学産学連携組織において、十分に活動できていない領域がある原因として人員不足等が挙げられていたところであるが、当該組織の活動を効率的に実施できるような支援策の検討が考えられる。当然全ての大学研究者が特許出願を必ずしなければならないということではないので、特許出願を考えた方がよいが未だ取り組んでいないような大学研究者をどのような視点で抽出し、その研究者に対してどのようなアプローチをすることが適切であるか等の具体策の検討等が必要であろう。この点、後者については本調査研究で研究者のタイプ別に見た特許のメリットをパンフレットとして整理したところであるので、それをドアノックツールとして活用するのも一案である。

また、大学研究者を取り巻くプレーヤーから特許の話を出すことによって、大学研究者が特許の情報に触れる機会を増やすことも一定の効果がるものと見込まれる。前述のとお

り、そのような情報に触れたことが契機となって特許のことを考えるようになった大学研究者が一定数存在するからである。そうなると、大学研究者向けの様々なイベント等の中で積極的に特許に関するセミナー等を入れて拡散することも一案であるし、または大学研究者を取り巻く様々なプレーヤーに特許の意識を高めてもらい、その者から大学研究者に対して特許の話をする機会を増やせるようにするという考え方もあるだろう[3]。

さらに、このようなアプローチを通じて大学研究者の特許に対する意識を高めることは、その研究室に所属する学生の特許意識を高めることにもつながるだろう。

[3] 類似する取組として、中小企業の知財活動を促進することを目的として、そのステークホルダーたる地域金融機関の知財意識を高め、地域金融機関から中小企業に知財の話題を提供できるようにすることを目的とした施策がある。

資料編

資料 I

アンケート調査

Ⅰ．実施概要

１．大学研究者向けアンケート調査票

経済産業省特許庁 令和６年度産業財産権制度問題調査研究
「大学の研究者の目線に立った知財の情報提供に関する調査研究」
大学研究者の特許意識アンケート調査のご依頼

令和6年12月
経済産業省 特許庁 総務部 企画調査課
（調査請負先：三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社 知的財産コンサルティング室）

本アンケート調査は、大学の研究者の目線に立った知財の情報提供に関する調査研究の一環といたしまして、特許庁調査の請負先：三菱UFJリサーチ＆コンサルティング（株）が実施するものです。本調査研究では、**大学研究者の皆様の、特許に対するご関心や率直な印象等を把握する**ことを目的としております。これにより、**大学研究者の皆様の研究成果を、特許というツールを活用しながら社会還元する施策を検討する際の基礎情報**とさせていただくことを予定しております。したがいまして、これまでに特許出願のご経験のある研究者の方はもちろん、**特許出願のご経験のない方も含めてお考え等を把握させていただきたく**、お手数をおかけ致しますが、何卒ご協力くださいますようお願い申し上げます。

（注） ・調査票は、researchmap から抽出した任意の研究者の方に送付させていただいております。
・アンケートのご回答につきましては、本調査の目的以外で使用することはございません。回答結果は、(1)特徴的な事例を取り上げて研究・分析すること、(2)特徴的な事例について個別のヒアリング対象を選定することを目的に利用し、回答した大学・研究者等が特定されるような形で公表されることはございません。

～ ご回答にあたって ～

＜本アンケート票の構成内容とご回答者について＞
- ご回答に際しての所要時間は **10～15 分程度**を想定しております。
- ご回答いただいた内容について、ヒアリングをさせていただく可能性がございます。

＜ご回答いただいた場合＞
- 調査結果をまとめた資料をご提供させていただきます。
  ※希望者のみ

＜ご返送方法について＞
- 本アンケート調査には**①WEB サイト**、もしくは**②電子ファイル**のいずれかを通じて、**令和7年1月15日（水）**までにご回答をお願い致します。
- ①WEB サイトからのご回答を希望される方は、以下へアクセスをお願いいたします。
  https://questant.jp/q/EXP0AAAZ
- ②電子ファイルでのご回答については、次のページに記載する＜電子ファイルの送付先＞までご送付をお願いいたします。

1

＜調査趣旨に関するご質問先＞
特許庁総務部企画調査課
TEL: 03-3592-2910　メール：bzl-katsuyou@jpo.go.jp

＜電子ファイルの送付先・アンケート内容に関するご質問先＞
三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社　知的財産コンサルティング室
大学知財アンケート事務局
TEL: 03-6733-3482　メール: daigaku-ip@murc.jp

《ご記入いただきました情報の取扱について》

皆様の個人情報は、三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティングの WEB サイトに掲載致しております「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」に従って適切に取り扱います。　〈ご参考　http://www.murc.jp/corporate/privacy〉

- 【利用目的】ご回答いただいた内容は、外部に漏洩することのないよう厳重に管理し、個別の回答内容がそのまま公表されることは一切ありません。また、お預かりする個人情報は、本アンケート調査に関するご連絡やお問い合わせ、今後のインタビュー調査に関するご連絡のほか、特許庁からの情報提供のために利用させて頂く場合がございます。
- 【預託】ご回答いただいた内容は原則、委託元である特許庁、本調査の実施主体である三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティングが取り扱います。
- 【個人情報をご記入いただけない場合】ご回答者様のお名前のご記入は任意です。個人情報をご記入いただけない場合であっても、貴学名や所属学部・専攻等名のみでもご記入いただき、アンケート調査へのご協力をお願い致します。個人情報が未記入であっても集計から除外することはございません。
- 【お問い合わせ先】以上の内容をご確認いただき、ご同意の上、ご回答ください。また、お預かりしている個人情報の開示・削除等のお申し出、その他のお問い合わせにつきましては、上記に記載しました当社お問い合わせ先までお願い申し上げます。

0．はじめに

問1　**アンケート調査にご協力いただいた方**に、アンケート**調査結果のエグゼクティブサマリ**をご提供させていただきます。希望される方は、以下にチェックを入れてください。

※2025 年 4 ～ 5 月頃の予定

	アンケート調査結果のサマリ資料を希望する　※○を記入した方は、問 32 へ忘れずに記入をお願いいたします

1．研究者としての活動の状況について伺います。

問2　ご自身の情報を教えてください。

年代		1. 20代　2. 30代　3. 40代　4. 50代　5. 60代　6. 70代以上 7. その他（　　）
所属		1. 国立大学　2. 公立大学　3. 私立大学　4. その他（　　）
雇用形態		1. 常勤（定年制）　2. 常勤（任期付き）　3. 非常勤　4. その他（　　）
民間経験		1. 民間企業での勤務経験あり　2. 民間企業での勤務経験なし
専門領域 ※もっともあてはまるもの一つを選択		1. ライフサイエンス　2. 情報通信　3. 環境・農学　4. ナノテク・材料　5. エネルギー 6. モノづくり技術（機械・電気電子・化学工学）　7. 社会基盤（土木・建築・防災） 8. フロンティア（航空・船舶）　9. 自然科学一般　10. その他（　　）

※専門領域はresearchmapの分類をもとにしている。

問3　研究活動の実績を教えてください。

論文投稿経験		1. 査読付きのものに投稿経験あり　2. 査読なしであれば経験あり　3. なし
論文投稿件数		（　　）件　※年間平均として、おおよその件数をご記入ください
査読者経験		1. あり　2. なし
企業との共同研究経験		1. あり　2. なし
企業への技術指導・コンサルティングの経験		1. あり　2. なし
外部資金の獲得経験		1. あり（具体的に⇒科研費のみ ・ 科研費以外（JST、NEDO等）のみ ・ 両方） 2. なし

問4　研究者として成し遂げたいこととして、以下の項目についてどの程度当てはまるかご回答ください。

1. 未知の分野を探究して新たな知を発掘したい	あてはまる　5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1　あてはまらない
2. 研究成果を実用化したい	あてはまる　5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1　あてはまらない

（その他の観点を含めて自由記述）

0．はじめに

問1　**アンケート調査にご協力いただいた方**に、アンケート**調査結果のエグゼクティブサマリ**をご提供させていただきます。希望される方は、以下にチェックを入れてください。

※2025 年 4 ～ 5 月頃の予定

	アンケート調査結果のサマリ資料を希望する　※○を記入した方は、問 32 へ忘れずに記入をお願いいたします

1．研究者としての活動の状況について伺います。

問2　ご自身の情報を教えてください。

年代		1. 20代　2. 30代　3. 40代　4. 50代　5. 60代　6. 70代以上 7. その他（　　）
所属		1. 国立大学　2. 公立大学　3. 私立大学　4. その他（　　）
雇用形態		1. 常勤（定年制）　2. 常勤（任期付き）　3. 非常勤　4. その他（　　）
民間経験		1. 民間企業での勤務経験あり　2. 民間企業での勤務経験なし
専門領域 ※もっともあてはまるもの一つを選択		1. ライフサイエンス　2. 情報通信　3. 環境・農学　4. ナノテク・材料　5. エネルギー 6. モノづくり技術（機械・電気電子・化学工学）　7. 社会基盤（土木・建築・防災） 8. フロンティア（航空・船舶）　9. 自然科学一般　10. その他（　　）

※専門領域はresearchmapの分類をもとにしている。

問3　研究活動の実績を教えてください。

論文投稿経験		1. 査読付きのものに投稿経験あり　2. 査読なしであれば経験あり　3. なし
論文投稿件数		（　　）件　※年間平均として、おおよその件数をご記入ください
査読者経験		1. あり　2. なし
企業との共同研究経験		1. あり　2. なし
企業への技術指導・コンサルティングの経験		1. あり　2. なし
外部資金の獲得経験		1. あり（具体的に⇒科研費のみ ・ 科研費以外（JST、NEDO等）のみ ・ 両方） 2. なし

問4　研究者として成し遂げたいこととして、以下の項目についてどの程度当てはまるかご回答ください。

1. 未知の分野を探究して新たな知を発掘したい	あてはまる　5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1　あてはまらない
2. 研究成果を実用化したい	あてはまる　5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1　あてはまらない

（その他の観点を含めて自由記述）

2．特許に対するお考えについて伺います。

問9　特許に対する印象について、最もあてはまるもの１つに○を入力してください。

	1. 非常に重要なものだと思っている
	2. どちらかというと重要なものだと思っている
	3. あまり重要ではないと思っている
	4. まったく重要ではないと思っている

問10　今後、研究成果を特許にすることについてのご意向として、最もあてはまるもの１つに○を入力してください。

	1. 大いに意欲がある
	2. どちらかというと意欲がある
	3. あまり意欲はない
	4. まったく意欲がない

問11　これまでに学内で発明届を提出したことはありますか。

	1. ある　⇒問 12 へ進んでください
	2. ない　⇒問 14 へ進んでください

問12　この設問は、問 11 で1（発明届の提出経験がある）を選択した方だけにお伺いします。発明届提出後のご経験についてお聞かせください。

	1. 大学としての特許出願をしてもらえなかった経験がある　⇒問 13 へ進んでください
	2. 大学としての特許出願をしてもらえなかった経験はない　⇒問 14 へ進んでください

問13　この設問は、問 12 で1（大学としての特許出願をしてもらえなかった経験がある）を選択した方だけにお伺いします。大学として特許出願してもらえなかった発明について、その後どうなりましたか。最もあてはまるもの１つに○を入力してください。

	1. 特許出願をあきらめた	
	2. 研究者個人として特許出願をした	
	3. その他	具体的に:

⇒問14へ進んでください

問14 ご自身の研究領域について、他者の論文だけでなく特許について調べたことはありますか。

	1. ある
	2. ない

問15 これまでの特許出願のご経験を教えてください。最もあてはまるもの1つに○を入力してください。

	1. あり【“大学単独 or 他大学・公的研究機関との共同”と“企業との共同”の両方】 ⇒問 16 に進んでください
	2. あり【“大学単独”または“他大学・公的機関との共同”のみ】 ⇒問 16 に進んでください
	3. あり【“企業との共同”のみ】 ⇒問 16 に進んでください
	4. あり（形式は覚えていないが経験はある） ⇒問 16 に進んでください
	5. なし ⇒問 24 に進んでください

【問 16～問 23 は、問 15 で「特許出願経験あり」とご回答いただいた方のみにお伺いします】

問16 特許出願のご経験は、概ね何件程度ですか。（正確に覚えていない場合は、おおよその件数としてご回答ください）

	1. 1件
	2. 2～5件
	3. 6～10 件
	4. 11 件以上

問17 問 16 でご回答いただいた件数のうち、「大学単独」で特許出願した件数（企業との共同出願ではない件数）は何件程度ですか。（正確に覚えていない場合は、おおよその件数としてご回答ください）

	1. 0件（すべて企業との共同出願） ⇒問 18 に進んでください
	2. 1件 ⇒問 19 に進んでください
	3. 2～5件 ⇒問 19 に進んでください
	4. 6～10 件 ⇒問 19 に進んでください
	5. 11 件以上 ⇒問 19 に進んでください

問18 この設問は問 17 で1を選択した方だけにお伺いします。「大学単独」での特許出願をしていない理由についてご教示ください。

⇒問19へ進んでください

問19 特許出願の結果について教えてください。

	1. 特許権になったものがある ⇒問 20 に進んでください
	2. 特許権になったものはない ⇒問 21 に進んでください
	3. 不明 ⇒問 21 に進んでください

問20 特許権になった研究成果のその後について、あてはまるものすべてに○を入力してください。

	1. その特許を企業が活用して実用化に至った(実用化に貢献できた)ものがある
	2. 企業による活用には至ったが、実用化はできていない
	3. その特許が関係する内容で起業したものがある
	4. 今のところ上記のような進展に至ったものはない

問21 特許出願を経験して、ご自身にとってプラスに働いたことや、お感じになったメリットがあれば教えてください。

問22 特許出願を経験して、「大学研究者もこれは知っておいた方がよい」と感じるものとして、当てはまるものすべてに○を入力してください。

	1. 論文や学会だけでなく、特許出願のことも考えた方がよい	
	2. 大学研究者にとって、特許に取り組むことでプラスになることがあることを理解した方がよい	
	3. 研究成果を開発・実用化につなげる企業の考え方も知っておいた方がよい	
	4. 費用面等、特許出願に際して大学が活用できる施策があることを知っておいた方が良い	
	5. その他	具体的に:

問23 前問のご回答についての理由を教えてください。

【問 24～問 30 は、問 15 で「特許出願経験なし」とご回答いただいた方のみにお伺いします】

問24 特許出願をされてこなかった理由について、当てはまるものすべてに○を入力してください。

	1. 興味はあったが費用面で断念した ⇒問 25、26 にも回答をお願いします
	2. 興味はあったが進め方がわからなかった ⇒問 25、26 にも回答をお願いします
	3. 興味はあったが研究活動が忙しくて手がまわらなかった ⇒問 25、26 にも回答をお願いします
	4. 興味はあって特許出願を考えたが、制度の問題(新規性喪失等)に直面して断念した ⇒問 25、26 にも回答をお願いします
	5. 自身には特許は関係ないものだと思っていた ⇒問 27 にも回答をお願いします
	6. 特許に対してどちらかというとネガティブな印象を持っていた ⇒問 28 にも回答をお願いします
	7. 特許とは別の手段で研究成果の実用化を図ることができているため ⇒問 29 にも回答をお願いします
	8. その他 ⇒問 30 にも回答をお願いします

問25 【この設問は問 24 で回答1～4のいずれかに○を入力した方のみにお伺いします】

特許出願を断念する前に、どのような点で特許出願に興味を持たれていましたか。

問26 【この設問は問 24 で回答1～4のいずれかに○を入力した方のみにお伺いします】

特許出願をしなかったことで被った不利益等があれば教えてください。

問27 【この設問は問 24 で回答5を選択した方のみにお伺いします】

特許出願はご自身とは関係ないものだと思われた理由について教えてください。

問28 【この設問は問 24 で回答6を選択した方のみにお伺いします】

具体的に、どのような点で特許に対してネガティブな印象をお持ちだったか教えてください。

問29 【この設問は問 24 で回答7を選択した方のみにお伺いします】

具体的に、どのような手段で実用化を図る活動をされているか教えてください。

問30 【この設問は問 24 で回答8を選択した方のみにお伺いします】

「その他」と回答された内容を具体的に教えてください。

問31 【この設問は問 24 での回答内容に関わらずお伺いします】

どのような支援等があれば、今後特許出願を行うことを考える可能性がありますか。当てはまるものすべてに○を入力してください。

	1. 費用面のサポート	
	2. 人員面のサポート（特許になる可能性のある成果の発掘や出願まで伴走してくれる人員等）	
	3. 初心者向けの特許出願ガイドブック等の提供	
	4. 研究者が特許出願をしてメリットを得られた事例集等の提供	
	5. 研究者に対する特許セミナーの提供	
	6. その他	具体的に:

3. 貴殿の概要について伺います

問32 ご回答者の所属部署名・役職・連絡先等をご記入下さい。※個人情報の管理につきましては、２ページをご参照下さい。

ご　氏　名			
貴　学　名			
ご　所　属			
e－mail		電　話	

アンケートは以上で終了です。ご協力いただき誠にありがとうございました。

２．産学連携本部向けアンケート調査票

経済産業省特許庁 令和６年度産業財産権制度問題調査研究
「大学の研究者の目線に立った知財の情報提供に関する調査研究」
産学連携本部から見た大学研究者の特許意識アンケート調査のご依頼

令和6年12月
経済産業省 特許庁 総務部 企画調査課
（調査請負先：三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社 知的財産コンサルティング室）

本アンケート調査は、大学の研究者の目線に立った知財の情報提供に関する調査研究の一環といたしまして、特許庁調査の請負先：三菱UFJリサーチ＆コンサルティング（株）が実施するものです。本調査研究では、**大学研究者の皆様の、特許に対するご関心や率直な印象等を把握する**ことを目的としております。これにより、**大学研究者の皆様の研究成果を、特許というツールを活用しながら社会還元する施策を検討する際の基礎情報**とさせていただくことを予定しております。つきましては、上記目的に資する大学の産学連携本部等の活動実態についても把握させていただきたく、お手数をおかけ致しますが、何卒ご協力くださいますようお願い申し上げます。

（注）

・アンケートのご回答につきましては、本調査の目的以外で使用することはございません。回答結果は、（1）特徴的な事例を取り上げて研究・分析すること、（2）特徴的な事例について個別のヒアリング対象を選定することを目的に利用し、回答した大学等が特定されるような形で公表されることはございません。

・一部の大学研究者に対しては、別途アンケート調査票を送付させていただいております。

～ ご回答にあたって ～

＜本アンケート票の構成内容とご回答者について＞

- ご回答に際しての所要時間は **10～15 分程度**を想定しております。
- ご回答いただいた内容について、ヒアリングをさせていただく可能性がございます。

＜ご回答いただいた場合＞

- 調査結果をまとめた資料をご提供させていただきます。
  ※希望者のみ

＜ご返送方法について＞

- 本アンケート調査には**①WEB サイト**、もしくは**②電子ファイル**のいずれかを通じて、**令和7年1月15日（水）**までにご回答をお願い致します。
- ①WEB サイトからのご回答を希望される方は、以下へアクセスをお願いいたします。
  https://questant.jp/q/4CVIK453
- ②電子ファイルでのご回答については、次のページに記載する＜電子ファイルの送付先＞までご送付をお願いいたします。

1

＜調査趣旨に関するご質問先＞
特許庁総務部企画調査課
TEL: 03-3592-2910　メール：bzl-katsuyou@jpo.go.jp

＜電子ファイルの送付先・アンケート内容に関するご質問先＞
三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社　知的財産コンサルティング室
大学知財アンケート事務局
TEL: 03-6733-3482　メール: daigaku-ip@murc.jp

《ご記入いただきました情報の取扱について》

皆様の個人情報は、三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティングの WEB サイトに掲載致しております「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」に従って適切に取り扱います。　〈ご参考　http://www.murc.jp/corporate/privacy〉

- 【利用目的】ご回答いただいた内容は、外部に漏洩することのないよう厳重に管理し、個別の回答内容がそのまま公表されることは一切ありません。また、お預かりする個人情報は、本アンケート調査に関するご連絡やお問い合わせ、今後のインタビュー調査に関するご連絡のほか、特許庁からの情報提供のために利用させて頂く場合がございます。
- 【預託】ご回答いただいた内容は原則、委託元である特許庁、本調査の実施主体である三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティングが取り扱います。
- 【個人情報をご記入いただけない場合】ご回答者様のお名前のご記入は任意です。個人情報をご記入いただけない場合であっても、貴学名や所属学部・専攻等名のみでもご記入いただき、アンケート調査へのご協力をお願い致します。個人情報が未記入であっても集計から除外することはございません。
- 【お問い合わせ先】以上の内容をご確認いただき、ご同意の上、ご回答ください。また、お預かりしている個人情報の開示・削除等のお申し出、その他のお問い合わせにつきましては、上記に記載しました当社お問い合わせ先までお願い申し上げます。

0．はじめに

問1　**アンケート調査にご協力いただいた方**に、アンケート**調査結果のエグゼクティブサマリ**をご提供させていただきます。希望される方は、以下にチェックを入れてください。
※2025 年 4 ～ 5 月頃の予定

	アンケート調査結果のサマリ資料を希望する　※希望するに〇を記入した方は、問 12 へ忘れずに記入をお願いいたします

1．貴学の産学連携本部の活動状況について伺います。

問2　貴学の属性を教えてください。

貴学の属性		1. 国立大学　2. 公立大学　3. 私立大学　4. その他（　　）

問3　貴学の産学連携本部の活動状況を教えてください。

発明発掘活動		1. 十分に実施できている　2. 概ね実施できている　3. あまり実施できていない 4. 実施できていない　5. 本学では産学連携本部の活動範囲ではない
特許出願支援		1. 十分に実施できている　2. 概ね実施できている　3. あまり実施できていない 4. 実施できていない　5. 本学では産学連携本部の活動範囲ではない
特許権維持管理		1. 十分に実施できている　2. 概ね実施できている　3. あまり実施できていない 4. 実施できていない　5. 本学では産学連携本部の活動範囲ではない
特許権のライセンス先開拓		1. 十分に実施できている　2. 概ね実施できている　3. あまり実施できていない 4. 実施できていない　5. 本学では産学連携本部の活動範囲ではない
訴訟対応・準備		1. 十分に実施できている　2. 概ね実施できている　3. あまり実施できていない 4. 実施できていない　5. 本学では産学連携本部の活動範囲ではない

問4　本設問は、**問 2 で「3. あまり実施できていない」「4. 実施できていない」を選択した項目のみご回答をお願いします**。
実施できていない理由として、当てはまるものを全て選択してください。

発明発掘活動		1. 活動に必要な知識・スキルの不足　2. 活動を実施するための人員不足 3. その他（具体的に：　　）
特許出願支援		1. 活動に必要な知識・スキルの不足　2. 活動を実施するための人員不足 3. その他（具体的に：　　）
特許権維持管理		1. 活動に必要な知識・スキルの不足　2. 活動を実施するための人員不足 3. その他（具体的に：　　）
特許権のライセンス先開拓		1. 活動に必要な知識・スキルの不足　2. 活動を実施するための人員不足 3. その他（具体的に：　　）
訴訟対応・準備		1. 活動に必要な知識・スキルの不足　2. 活動を実施するための人員不足 3. その他（具体的に：　　）

問5　貴学において発明届が出された発明のうち、特許出願につながる割合を教えてください。

発明届出件数	件　※（　　）年度実績
特許出願件数	件　※（　　）年度実績

2．貴学における研究者の評価ついて伺います。

問6　貴学の研究者（終身雇用）について、**特許出願・登録の件数**は、当該研究者の**採用および昇格**に対してどの程度影響がありますか。
採用と昇格それぞれ最もあてはまるものを1つ選択して○を記入してください。

採用	昇格		
		1．論文の件数よりも高く評価される	
		2．論文と同等の評価をされる	
		3．論文の件数程ではないが、ある程度は評価される	
		4．その他	具体的に：

問7　貴学の研究者（任期付き）について、**特許出願・登録の件数**は、当該研究者の**採用および更新・昇格**に対してどの程度影響がありますか。
採用と更新等それぞれ最もあてはまるものを1つ選択して○を記入してください。

採用	更新等		
		1．論文の件数よりも高く評価される	
		2．論文と同等の評価をされる	
		3．論文の件数程ではないが、ある程度は評価される	
		4．その他	具体的に：

3．貴学の研究者の特許意識等ついて伺います。

問8　貴部から見て、貴学の研究者の方々の特許に対する意識はどの程度であるか教えてください。

	1．全体として意識は高いと感じる⇒問9へお進みください
	2．意識の差があり、偏りがある（一部の研究者だけは意識が高い）⇒問 10 へお進みください
	3．全体として意識が低いと感じる⇒問 11 へお進みください

問9　本設問は、問8で「1．全体として意識は高いと感じる」を選択した方のみにお伺いします。
研究者の方々の特許意識向上に寄与していると考えられる貴学のご活動・工夫について、お差し支えない範囲でご教示ください。

⇒問 12 へお進みください

問10 本設問は、問8で「2. 意識の差があり、偏りがある（一部の研究者だけは意識が高い）」を選択した方のみにお伺いします。
意識の差が生まれている原因として思い当たるものがあればご教示ください。

⇒問12へお進みください

問11 本設問は、問8で「3. 全体として意識が低いと感じる」を選択した方のみにお伺いします。
どのような場面で意識の低さを感じることがありますか。お差支えのない範囲でご教示ください。

⇒問12へお進みください

問12 貴部から見て、研究者の方々が誤解している／不足していると思うこととして、あてはまるものがあればすべて選択してください。

	1. 特許は研究成果を独占するものであって社会への共有の妨げとなるという誤解がある	
	2. 拒絶理由通知を受けたら必ず特許にならないという誤解がある	
	3. 新規性を喪失したら原則特許を受けることができないという知識が不足している	
	4. 新規性喪失の例外規定の適用手続きをすれば、いかなる場合も新規性喪失に至らなかったものとみなされるという誤解がある	
	5. 論文投稿から見ると、特許出願をすることは必ず二重投稿に該当してしまうという誤解がある	
	6. 特許出願と特許権取得が別物であるという知識が不足している	
	7. 出願から権利化、権利維持に係る費用の知識が不足している	
	8. 取得した特許権の実施（他者へのライセンス・譲渡等）に係る知識（契約等）が不足している	
	9. その他	具体的に:

4. 貴殿の概要について伺います

問13 ご回答者の所属部署名・役職・連絡先等をご記入下さい。 ※個人情報の管理につきましては、２ページをご参照下さい。

ご　氏　名			
貴　学　名			
ご　所　属			
e－mail		電　話	

アンケートは以上で終了です。ご協力いただき誠にありがとうございました。

３．実施形式

（１）大学研究者向け

調査期間	2024 年 12 月 16 日（月）～2025 年 1 月 15 日（水）
調査方法	オンライン回答形式または電子媒体による回答形式 ※回答依頼に際しては、researchmap を所管している国立研究開発法人科学技術振興機構に協力をいただいた。
調査対象	researchmap に登録している研究者（5461 者）
抽出方法	特定の分野・大学・職階等に偏りが生じないよう、以下の観点から配布先のバランスを考慮したうえでランダムに抽出。 ・ 所属区分が「常勤研究者」「非常勤研究員,職員」「博士研究員（ポスドク)」のいずれかである ・ 職階が「機関の長相当」「教授相当」「准教授・常勤専任講師相当」「助教相当」「研究員・ポスドク相当」「非常勤講師相当」のいずれかである ・ 研究分野の大分類が「ライフサイエンス」「情報通信」「環境・農学」「ナノテク・材料」「エネルギー」「ものづくり技術（機械・電気電子・化学工学)」「自然科学一般」のいずれかである
回答数	179 者

（２）産学連携本部向け

調査期間	2024 年 12 月 16 日（月）～2025 年 1 月 15 日（水）
調査方法	オンライン回答形式または電子媒体による回答形式
調査対象	国内大学の産学連携本部（43 機関）
抽出方法	知財活動状況に偏りが生じないよう、以下の観点によるバランスを考慮して抽出。 ・ 「共同研究件数」「特許出願件数」「特許保有件数」のいずれかの指標が 20 位以内に入っている大学から 11 機関 ・ 上記に該当しない大学について、国立大学および私立大学から 22 機関
回答数	28 機関

４．集計表

（１）大学研究者向け

○年代

20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
3	27	52	48	47	2
1.7%	15.1%	29.1%	26.8%	26.3%	1.1%

○所属

国立大学	公立大学	私立大学	その他
108	15	54	2
60.3%	8.4%	30.2%	1.1%

○雇用形態

常勤（定年制）	常勤（任期付き）	非常勤	その他
142	36	0	1
79.3%	20.1%	0.0%	0.6%

○民間企業での勤務経験

民間企業での勤務経験あり	民間企業での勤務経験なし
57	122
31.8%	68.2%

○専門領域

ライフサイエンス	情報通信	環境・農学	ナノテク・材料	エネルギー	モノづくり技術（	社会基盤（土木・建築・防災）	フロンティア（航空・船舶）	自然科学一般	その他
51	24	15	35	9	29	2	2	11	1
28.5%	13.4%	8.4%	19.6%	5.0%	16.2%	1.1%	1.1%	6.1%	0.6%

○論文投稿経験

あり	なし
177	2
98.9%	1.1%

○査読者経験

あり	なし
168	11
93.9%	6.1%

○企業との共同研究経験

あり	なし
146	33
81.6%	18.4%

○企業への技術指導・コンサルティング経験

あり	なし
105	74
58.7%	41.3%

○公的な外部資金（科研費、JST、NEDO 等）の獲得経験

あり	なし
169	10
94.4%	5.6%

○投稿経験のある論文誌の種別

査読付きのものに投稿したことがある	査読付きのものには投稿したことがない
176	1
99.4%	0.6%

○年間平均論文投稿件数

全数	平均
564.5	3.2

○獲得経験のある公的外部資金の種類

科研費のみ	科研費以外の公的資金（JST、NEDO等）の	両方ある
48	11	110
28.4%	6.5%	65.1%

○未知の分野を探究して新たな知を発掘したい

大いにあてはまる	あてはまる	どちらでもない	あまりあてはまらない	あてはまらない
105	71	1	2	0
58.7%	39.7%	0.6%	1.1%	0.0%

○研究成果を実用化したい

大いにあてはまる	あてはまる	どちらでもない	あまりあてはまらない	あてはまらない
79	73	18	8	1
44.1%	40.8%	10.1%	4.5%	0.6%

○研究を進めるモチベーションにつながるもの

自身の研究テーマについて、新たな方向性や広がりが見えたとき	想像していなかった結果を得られたとき	企業等に関心を持ってもらえて、共同研究や社会実装の道筋が見えたとき	表彰、報奨金、昇格等の評価を得られたとき	その他
168	152	109	67	3
93.9%	84.9%	60.9%	37.4%	1.7%

○研究を進めるうえで直面しがちな悩み

自身のキャリア	研究テーマの開拓	社会実装への遠さ	研究資金の獲得	研究室のメンバー確保	その他
79	76	72	144	101	7
44.1%	42.5%	40.2%	80.4%	56.4%	3.9%

○企業との共同研究について

積極的に進めたい	どちらかといえば進めていきたい	あまり進めたいとは思わない	進めたいとは思わない
78	83	15	3
43.6%	46.4%	8.4%	1.7%

○研究成果をもとに起業（スタートアップ）することについて

大いに関心がある	関心がある	あまり関心はない	全く関心がない
34	76	55	14
19.0%	42.5%	30.7%	7.8%

○特許に対する印象

非常に重要	どちらかというと重要	あまり重要ではない	全く重要ではない
71	81	23	4
39.7%	45.3%	12.8%	2.2%

○今後研究成果を特許にすることに対する意向

大いに意欲がある	どちらかというと意欲がある	あまり意欲はない	全く意欲はない
64	80	29	6
35.8%	44.7%	16.2%	3.4%

○発明届の提出経験

ある	ない
126	53
70.4%	29.6%

○発明届の提出後について

大学としての特許出願をしてもらえなかった経験がある	大学としての特許出願をしてもらえなかった経験はない
41	85
32.5%	67.5%

○大学として特許出願してもらえなかった発明のその後について

特許出願をあきらめた	研究者個人として特許出願をした	その他
32	2	7
78.0%	4.9%	17.1%

○他者の論文だけでなく特許を調査した経験の有無

ある	ない
130	49
72.6%	27.4%

○特許出願経験

あり	なし
137	42
76.5%	23.5%

○特許出願の形態（出願経験のある研究者のみ回答）

単独での特許出願	他大学・公的研究機関との共同出願	民間企業との共同出願	形態は覚えていない
90	52	88	2
65.7%	38.0%	64.2%	1.5%

○特許出願経験数（出願経験のある研究者のみ回答）

1件	2～5件	6～10件	11件以上
32	48	20	37
23.4%	35.0%	14.6%	27.0%

○大学単独で出願した件数（出願経験のある研究者のみ回答）

0件	1件	2～5件	6～10件	11件以上
12	26	40	4	8

○特許出願の結果（出願経験のある研究者のみ回答）

特許権になったものがある	特許権になったものはない	不明
110	20	7
80.3%	14.6%	5.1%

○特許権になった研究成果のその後（特許権になった経験を有する研究者のみ回答）

その特許を企業が活用して実用化に至った（実用化に貢献できた）ものがある	企業による活用には至ったが、実用化はできていない	その特許が関係する内容で起業したものがある	今のところ上記のような進展に至ったものはない
38	34	8	49
34.5%	30.9%	7.3%	44.5%

○特許出願を経験して、「大学研究者もこれは知っておいた方がよい」と感じるもの（出願経験のある研究者のみ回答）

論文や学会だけでなく、特許出願のことも考えた方がよい	大学研究者にとって、特許に取り組むことでプラスになることがあることを理解した方がよい	研究成果を開発・実用化につなげる企業の考え方も知っておいた方がよい	費用面等、特許出願に際して大学が活用できる施策があることを知っておいた方が良い	その他	特にない
96	81	100	71	5	14
70.1%	59.1%	73.0%	51.8%	3.6%	10.2%

○特許出願してこなかった理由（出願経験のない研究者のみ回答）

興味はあったが費用面で断念した	興味はあったが進め方がわからなかった	興味はあったが研究活動が忙しくて手がまわらなかった	興味はあって特許出願を考えたが、制度の問題(新規性喪失等)に直面して断念した	自身には特許は関係ないものだと思っていた	特許に対してどちらかというとネガティブな印象を持っていた	特許とは別の手段で研究成果の実用化を図ることができているため	その他
7	12	13	8	21	3	5	8
16.7%	28.6%	31.0%	19.0%	50.0%	7.1%	11.9%	19.0%

○どのような支援等があれば、今後特許出願を積極的に行う可能性があるか

費用面のサポート	人員面のサポート（特許になる可能性のある成果の発掘や出願まで伴走してくれる人員等）	初心者向けの特許出願ガイドブック等の提供	研究者が特許出願をしてメリットを得られた事例集等の提供	研究者に対する特許セミナーの提供	その他
135	135	45	48	40	12
75.4%	75.4%	25.1%	26.8%	22.3%	6.7%

（２）産学連携本部向け

○属性

国立大学	公立大学	私立大学	その他
21	0	7	0
75.0%	0.0%	25.0%	0.0%

○産学連携本部の活動状況

	十分に実施できている	概ね実施できている	あまり実施できていない	実施できていない	本学では産学連携本部の活動範囲ではない
発明発掘活動	1	15	11	1	0
特許出願支援	8	20	0	0	0
特許権維持管理	11	17	0	0	0
特許権のライセンス先開拓	1	7	17	3	0
訴訟対応・準備	0	2	11	11	4

	十分に実施できている	概ね実施できている	あまり実施できていない	実施できていない	本学では産学連携本部の活動範囲ではない
発明発掘活動	3.6%	53.6%	39.3%	3.6%	0.0%
特許出願支援	28.6%	71.4%	0.0%	0.0%	0.0%
特許権維持管理	39.3%	60.7%	0.0%	0.0%	0.0%
特許権のライセンス先開拓	3.6%	25.0%	60.7%	10.7%	0.0%
訴訟対応・準備	0.0%	7.1%	39.3%	39.3%	14.3%

○十分に活動できていない理由

＜発明発掘活動＞※発明発掘活動について「あまり実施できていない」「実施できていない」を選択した機関のみ回答

活動に必要な知識・スキルの不足	活動を実施するための人員不足	その他
2	12	1
16.7%	100.0%	8.3%

＜特許権のライセンス先開拓＞※特許権のライセンス先開拓について「あまり実施できていない」「実施できていない」を選択した機関のみ回答

活動に必要な知識・スキルの不足	活動を実施するための人員不足	その他
7	19	2
35.0%	95.0%	10.0%

＜訴訟対応・準備＞※訴訟対応・準備について「あまり実施できていない」「実施できていない」を選択した機関のみ回答

活動に必要な知識・スキルの不足	活動を実施するための人員不足	その他
10	13	11
45.5%	59.1%	50.0%

○発明届出の件数（年間）

合計	平均
2053	73.3

○特許出願の件数（年間）

合計	平均
1658	59.2

○研究者（終身雇用）の特許の実績に関する評価体系

	論文の件数よりも高く評価される	論文と同等の評価をされる	論文の件数程ではないが、ある程度は評価される	その他
採用	0	0	10	18
昇格	0	0	12	16

	論文の件数よりも高く評価される	論文と同等の評価をされる	論文の件数程ではないが、ある程度は評価される	その他
採用	0.0%	0.0%	35.7%	64.3%
昇格	0.0%	0.0%	42.9%	57.1%

○研究者（任期付き）の特許の実績に関する評価体系

	論文の件数よりも高く評価される	論文と同等の評価をされる	論文の件数程ではないが、ある程度は評価される	その他
採用	0	0	10	18
昇格	0	0	12	16

	論文の件数よりも高く評価される	論文と同等の評価をされる	論文の件数程ではないが、ある程度は評価される	その他
採用	0.0%	0.0%	35.7%	64.3%
昇格	0.0%	0.0%	42.9%	57.1%

○産学連携本部から見た大学研究者の特許意識

全体として意識は高いと感じる	意識の差があり、偏りがある（一部の研究者だけは意識が高い）	全体として意識が低いと感じる
1	27	0
3.6%	96.4%	0.0%

○大学研究者が特許について誤解していると思うこと

特許は研究成果を独占するものであって社会への共有の妨げとなるという誤解がある	拒絶理由通知を受けたら必ず特許にならないという誤解がある	新規性を喪失したら原則特許を受けることができないという知識が不足している	新規性喪失の例外規定の適用手続きをすれば、いかなる場合も新規性喪失に至らなかったものとみなされるという誤解がある	論文投稿から見ると、特許出願をすることは必ず二重投稿に該当してしまうという誤解がある	特許出願と特許権取得が別物であるという知識が不足している	出願から権利化、権利維持に係る費用の知識が不足している	取得した特許権の実施（他者へのライセンス・譲渡等）に係る知識（契約等）が不足している	その他
5	5	8	9	1	12	19	18	8
17.9%	17.9%	28.6%	32.1%	3.6%	42.9%	67.9%	64.3%	28.6%

資料Ⅱ

ヒアリング調査

Ⅰ．実施概要

１．特許出願経験のある大学研究者向けヒアリング調査項目

（１）特許出願の経緯

①特許出願をおこなった理由・背景、特許に興味を持った理由

②特許出願を行う際に、どのような人とどのような役割で協働したか？

③特許出願をして良かったこと

④実用化している場合、具体的に研究成果がどのような形で社会実装されているか？

（２）論文との関係

①論文と特許をどのような関係性として見ているか？両方取り組む場合に気を付けていることはあるか？両者の内容に違いを持たせているか？

②論文と特許を比べた場合、そのプロセスの中で負担等に違いはあるか？

（３）研究者の特許意識

①周囲の研究者の特許意識については、どのように感じるか？

②まだ特許に取り組んでいない研究者に、特許に対する関心を持ってもらうにはどのような策を講じることが有効であると思うか？

（４）研究者としての考え

①今後、研究者として成し遂げたいことは何か？

②それを実現する際に、障壁となりそうなことはあるか？

２．特許出願経験のない大学研究者向けヒアリング調査項目

（１）特許に対する印象

①これまでに特許出願を考えた経験の有無

②（特許出願を考えた経験がある場合）特許出願をしなかった理由

③特許に対して、どのようなイメージを持っているか？

（２）学内の体制

①学内の産学連携関係の担当者（URA、コーディネーター等）とは、どのようなテーマで接点を持ったことがあるか？

（３）研究者の特許意識

①周囲の研究者の特許意識については、どのように感じるか？

②まだ特許に取り組んでいない研究者に、特許に対する関心を持ってもらうにはどのような策を講じることが有効であると思うか？

（４）研究者としての考え

①今後、研究者として成し遂げたいことは何か？

②それを実現する際に、障壁となりそうなことはあるか？

３．産学連携本部向けヒアリング調査項目

（１）研究者の特許意識

①貴学の研究者について、特許に対する意識は変化してきているように感じるか？

②特許出願の経験がない研究者は、特許をどのように捉えていると感じるか？

③特許出願経験の有無を問わず、研究者が特許について誤解していそうなことはあるか？

（２）特許出願のプロセス

①貴学内での特許出願プロセスはどのようになっているか？また、そのプロセスで誰がどのような役割を担っているか？

②特許出願へ向けて活動する中で、課題として感じていることはあるか？

（３）研究者への啓蒙

①研究者に対して特許の啓蒙を行うようなことはあるか？あるとすれば、どのような取組か？

②その取組の中で効果があったものはあるか？

③今後、研究者の特許意識を高めるためには、どのような策を講じることが有効であると思うか？

（４）大学における特許の位置づけ

①大学として、研究者の特許に関する実績を評価するような動きはあるか？

②（ある場合）職位や雇用形態によって差はあるか？

資料Ⅲ

委員会の開催

Ⅰ．委員会の開催

本調査研究において、以下の要領で 3 回の委員会を開催した。

回次	第一回委員会
日時	令和 6 年 11 月 15 日（金）10:00～12:00
実施形式	WEB 会議形式
議事	（１）調査研究の趣旨 （２）各調査の実施方針および中間報告 （３）パンフレットおよびセミナーの検討に関する頭出し

回次	第二回委員会
日時	令和 7 年 1 月 17 日（金）15:00～17:00
実施形式	WEB 会議形式
議事	（１）アンケート調査結果 （２）パンフレット案について

回次	第三回委員会
日時	令和 7 年 3 月 4 日（火）10:00～12:00
実施形式	WEB 会議形式
議事	（１）ヒアリング調査結果報告およびパンフレット最終案 （２）調査研究のとりまとめ

資料Ⅳ

パンフレット

研究活動を前に進めるヒント

～きっと見つかる！あなたにぴったりの特許の使い方～

はじめに

私たちの社会は、大学研究者の皆様の日々の挑戦によって支えられております。その貢献に対し、深く感謝申し上げます。

このパンフレットは、大学研究者の皆様が研究をさらに発展させるためのヒントとなるような情報提供を目的に作成されたものです。研究を進める過程においては、新しいアイデアが浮かばなかったり、社会実装が困難であったりすることがあるかと存じます。そのような際に、特許という視点が一つの壁を突破するための有効な手段となることを期待しております。このパンフレットの情報により、研究者の皆様がさらなる活躍を遂げ、革新的なアイデアを社会に提供されることを心より願っております。

また、大学の産学連携本部の皆様には、大学研究者の方々に親身になって支援していただいていること、心より御礼申し上げます。このパンフレットは、大学研究者の中でも特許にまだ関心を持たれていない方や、初めて特許制度を知る方にとって理解しやすくなるよう編集しております。そうした方々との対話の際に、ぜひご活用いただければ幸いです。

令和７年３月
特許庁総務部企画調査課

目次

1．はじめに
2．研究の幅を広げるツールの紹介
3．社会実装への橋渡しになるツールの紹介
4．研究者のタイプ別に見た考え方
5．取り組む際のプロセス
6．参考情報

研究を通じて目指すもの

あなたはどのタイプの研究者でしょうか？

	未知の分野を探究して新たな知を発掘したい	研究成果を実用化したい	
真理探究タイプ	YES	NO	4 ページへ
実用志向タイプ	NO	YES	8 ページへ
バランスタイプ	YES	YES	8 ページへ

研究を通じて目指すもの

本パンフレット作成の一環として実施したアンケート調査結果によれば、前頁の問に対して、大学研究者は以下のように回答しています。

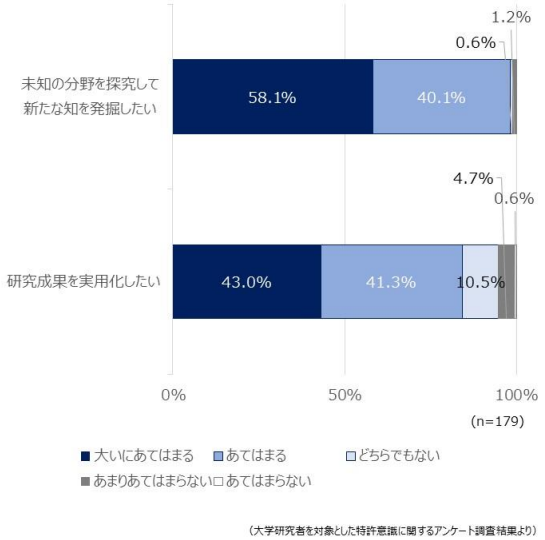

（大学研究者を対象とした特許意識に関するアンケート調査結果より）

2

研究の幅を広げるツールの紹介

研究者のストーリー

基礎研究の成果から応用研究のアイディアが生まれたきっかけ

A大学B教授
（生命科学系）

研究に対する考え

もともとは基礎研究系でもあることから、特許や実用化の意識は低かったと思います。

ストーリー

- 細胞増殖に関する研究に従事
- その一環として、がんの診断薬や、抗がん剤のスクリーニング手法を開発
- 当時は特許意識がなかったが、大学の**URAに特許出願を促された**ことがきっかけで特許出願を実施
- 特許の考えに触れることによって、基礎研究としてだけではなく、**応用展開を見据えた研究へと広げることができた**
- また、特許を取得していることがAMED等の**研究費獲得にも貢献**し、臨床試験等にも進められるようになった

特許について

昔は論文として成果を発表していれば、いつか誰かが実用化してくれるだろうと思っていましたが、実用化に向けて特許という観点で取り組むことが重要だとわかりました。特許出願後は、「患者の治療への貢献」という意識が高まってきています。

※特許庁平成30年度産業財産権制度問題調査研究「大学の知的財産権制度活用の現状と研究者の知財意識に関する調査研究」報告書および事例集をもとに作成

研究の幅を広げるツール

研究の幅を広げるそれを実現するツールの一つが特許

研究者の生声

研究を進める中で「研究テーマの開拓」という悩みに直面することがある

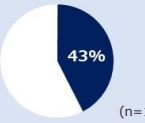

（大学研究者を対象とした特許意識に関するアンケート調査結果より）

研究に特許の視点を加えることでヒントを得る

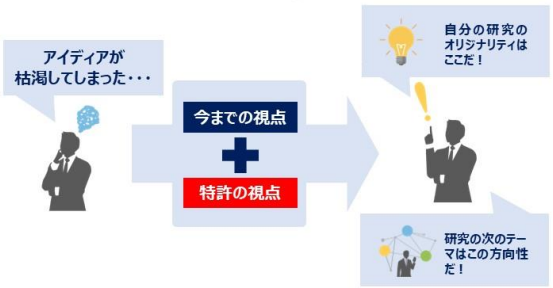

研究の幅を広げるツール

特許情報を調査してヒントを得る特許に取り組むことで見方が増える

特許情報を調査すると・・・

最近はこういう方向で研究している人が結構いるのか！

こういう課題を解決する研究がトレンドなのか！

※インターネット環境さえあれば調査できるので、ご自身で実施する分には費用はかかりません

研究者の生声

- 特許調査等を通じて、専門分野の技術的課題の理解を深めることができた
- 自分の研究内容の位置付けや今後の展開を客観的に考えられるようになった

特許情報を調査できるWEBサイト（J-PlatPat）
https://www.j-platpat.inpit.go.jp/

特許出願に取り組んでみると・・・

自分の研究のオリジナリティはここにあるのか！

特許の考え方に触れて、研究の見方が広がった！

研究者の生声

- 研究のオリジナリティについて考えるきっかけとなった
- 研究の視点とは異なった見方をできるようになった
- 特許を意識することによって見えてくる研究の方向性がある

3

社会実装への橋渡しになるツールの紹介

研究者のストーリー

企業と連携により研究が実用化でき、自分では思いつかなかった新たなテーマも発見

C大学D教授（医学部）

研究に対する考え

医学研究は、「純粋なサイエンス」というよりも、「病気の原因を明らかにして、今助からない患者が助かるようにする」ことを目的に行うものであるとの理念で取り組んでいます

ストーリー

- 特定の現象に基づく疾患の治療法等に関する研究に従事
- これまでに有効な手法や薬剤開発等はされず、治療法の確立には至っていなかった
- D教授の研究により、治療効果を期待できる物質の構造等を制御することによって、候補となる薬剤の人体への吸収効率等を高めることを実現
- しかし、この成果を**社会実装するにはまだ距離がある**ことを実感
- そこで、**研究成果を特許**にして、上記理念を語りながらPRしていたところ、理念に共感した**企業の協力を得ることができた**
- 今では、この研究成果が**企業を通じて実用化**され、薬剤としてだけでなくサプリメント等の形でも世に出ることになった

特許について

研究成果を特許にしたことで企業が振り向いてくれるようになりました。特許が研究成果を社会に還元するための「つなぎ」の役割を果たしてくれると思います。

※特許庁平成30年度産業財産権制度問題調査研究「大学の知的財産権制度活用の現状と研究者の知財意識に関する調査研究」報告書および事例集をもとに作成

研究成果が特許を介して社会実装されるまで

特許は、研究成果で社会をよくするためのショートカットツール

研究者の生声

- 自分の研究の社会的意義を意識することができた
- 実用化するにあたり特許は極めて重要であることがわかった
- 社会に対して役立ったという自覚を得た

（大学研究者を対象とした特許意識に関するアンケート調査結果・ヒアリング調査結果より）

研究成果を社会につなげるツール

企業とつながる、自ら起業する、それを支えるツールの一つが特許

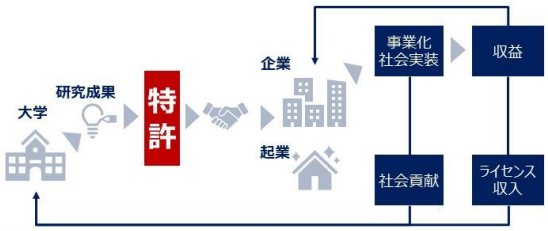

note: 研究者／産学連携担当者の見解

- 特許出願に取り組み始めてから企業との連携が促進するようになった
- 研究成果を論文として広く発表すれば、研究成果が広く普及し、企業がそれを活用してくれるものであるという、楽観的な意識を持つ研究者も多いが、「誰でも使える成果は、逆に誰も使いたがらない」ということを知っておくべきである
- 大学が研究成果を特許権として保護していることが、企業にとっては安心して連携できる材料となる場合がある（大学の産学連携担当者としても紹介しやすいことがある）
- 研究成果をPRして回ったが、全ての企業から断られるという結果になってしまった。いずれの企業からも、「研究成果としては非常に有用で面白い。しかし、その成果が特許になっていないのであれば、企業としては協働して実用化に取り組んでいくことは、正直難しい。」ということを言われた
- 特許出願することで得た成果メリットの１つであると考えている。特許権を確保していることが、連携する企業側にとっては、研究成果を継続して実施できるという安心感を得ることにつながり、商品化に対する経営判断に好影響したと捉えている
- ベンチャーを設立して、大学での研究成果を社会還元するにあたり、特許を取得するということは必須のことである

（特許庁（請負先：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）「大学の知的財産権制度活用の現状と研究者の知財意識に関する調査研究報告書（2019年3月）より）

4

研究者のタイプ別に見た考え方

4 研究者のタイプ別に見た考え方

研究者のタイプ別に見た特許意識

特許に対してどのような印象を持っていますか？

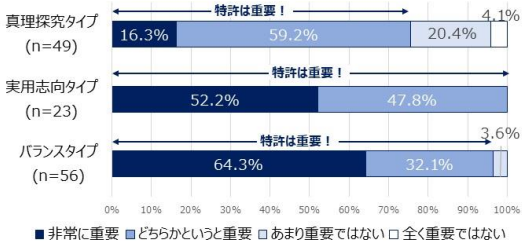

タイプの見方

	未知の分野を探究して新たな知を発掘したい	研究成果を実用化したい
真理探究タイプ	YES	NO
実用志向タイプ	NO	YES
バランスタイプ	YES	YES

なぜ特許は重要だと思いますか？

真理探究タイプ
- 特許の視点を取り入れることで、研究の新たなヒントを得られる
- 論文以外の成果として加えることができる

実用志向タイプ　バランスタイプ
- 研究成果を社会につなげる懸け橋になる
- 起業の際に必要
- 実用化の視点で研究を見直せる

12

5

取り組む際のプロセス

5 取り組む際のプロセス

学内でのプロセス例

不明点は是非大学の産学連携本部に尋ねてみてください

プロセス		キーポイント・留意点
発明	研究成果は発明	• 特許取得すれば普及する？（とりあえず特許出願すればいいというものではない） • 共同研究先の企業は関わっている？（大学研究者のみで発明したものは大学単独で出願） • まずは**産学連携本部やURAに相談**！
発明届	学内に届出	• 各大学で定められた様式で発明届出書を提出
各種調査	特許性 市場性	• 類似技術で既に特許になっているものはないか？ • 主要な市場プレーヤーは誰か？ • 市場の成長性はありそうか？ • 日本以外の海外市場も有望であれば、海外への出願も検討
発明委員会	出願の検討	• 大学として特許出願すべき発明であるか？ • 認められれば研究費とは別の予算から出願等の費用を出してもらえる場合も。
特許出願	次のページへすすむ	

産学連携本部とは？
大学によって名称は異なりますが、多くの大学で産学連携本部が設置されています。ここでは、研究推進や知的財産管理等をサポートしながら、大学の産学連携活動を推進することを目的とした活動が展開されています。
産学連携本部では、多くの場合URAや産学連携コーディネーターと呼ばれる職種のスタッフが活躍しており、研究者の研究推進・産学連携活動をサポートしています。

14

研究成果が特許を介して社会実装されるまで

不明点は是非大学の産学連携本部に尋ねてみてください

プロセス		キーポイント・留意点
特許出願	特許取得を目指す	• 発表前に特許出願（特許にするための要件がいくつかある） • もし出願前に発表してしまったら、救済策を相談 • 出願内容は原則1年6月後に公開 • 3年以内に審査請求しないと審査が開始されない • 弁理士との連携
↓ 特許庁の審査官が審査を実施		
中間処理	拒絶されてもあきらめない	• 拒絶されても（拒絶理由通知が来ても）一発NGではない • 拒絶された後でも、特許にするための策はある（敗者復活的な途もある）
↓ 特許庁と電話・対面等で相談可能		
権利化	特許権を取得	• 発明者として記録される • 特許権を維持するための費用
活用	実用化に向けて動く	• 企業等へのライセンス

弁理士とは？
弁理士は、国家資格により認められた知的財産に関するスペシャリストです。特許権・実用新案権・意匠権・商標権（これらを産業財産権といいます）のほか、著作権や育成者権等を含む知的財産権について広く取り扱い、その適正な保護や利用を促し、経済や産業の発展に貢献することを使命としています。
産業財産権の手続に関する業務は、高度な専門的知見を要することから、法制度上、弁理士が独占して行うことが認められています。
（出典）特許庁Webサイトより
https://www.jpo.go.jp/news/benrishi_about/index.html

特許出願へ取り組む際に注意しておきたいこと

特許出願→論文投稿、の順番が大事！

- ✓ 原則、特許出願前に公知になっている発明は、特許を受けることができません。（特許法第29条）
- ✓ そのため、論文投稿や学会発表の前に特許出願を行うことが望ましいです。
  （新規性の喪失に至らなかったものとみなされる例外もあります）

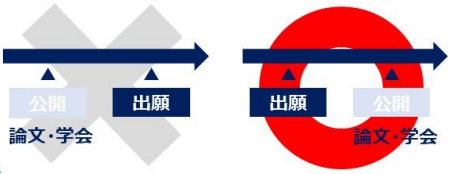

特許権の効力はどこまで及ぶ？

- ✓ 特許権の効力は、その権利を取得した国では有効です。
- ✓ しかし、外国においては有効ではなく、外国でも効力を及ぼすためにはその国でも特許権を取得する必要があります。

※特許権取得を図る国の考え方等については、産学連携本部と相談して決定することをお勧めします。

論文投稿の流れとの比較

論文投稿と特許出願のプロセスは似ているところもある ただし細部に違いがあるので、産学連携本部に相談することが望ましい

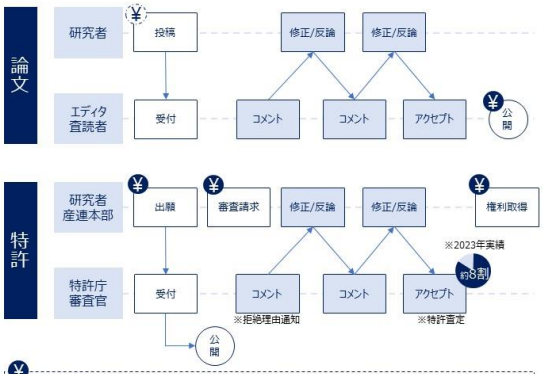

費用はどれくらいかかる？
出願、審査請求、登録・維持のタイミングで費用が発生します。大学として特許出願をすることになった場合は、出願費用等も大学負担になることがあります（大学によって異なる可能性があるので、産学連携本部へご確認ください）。
なお、費用の詳細は以下をご確認ください。（ここに掲載されている費用のほかに、弁理士を活用する場合は別途弁理士に支払う費用もかかります）
https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/document/panhu/industrial_pcharge.pdf

コラム －研究者や産学連携本部の特許に対するコメント－

- 特許出願は、論文執筆とプロセスやパラダイムが似ており、共通点も多い。
- 論文と特許の両方にチャレンジすることは「一粒で二度おいしい」という感覚だ。
- 論文レベルで精密に整えなくても、特許でアイデアが実証されたところをベースに出願できるという話は大学の若い先生に伝えている。

memo

6

参考情報

特許に関する情報

大学研究者を対象としたガイド

●これだけは知っておきたい知財基礎
～大学の研究者のために～
（独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT））
https://www.inpit.go.jp/jinzai/daigaku-kenkyusha/index.html

その他参考情報

特許制度・料金等

● 特許庁WEBサイト
https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/panhu.html

特許文献の検索

● J-PlatPat（特許情報プラットフォーム）
https://www.j-platpat.inpit.go.jp/

事例集

● 大学研究者のための特許活用事例集（特許庁）
https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/zaisanken-seidomondai/2018_06_jirei.pdf

memo

産学連携・知的財産の担当者の連絡先や、相談事項等のメモ欄としてご活用ください。

研究活動を前に進めるヒント

令和６年度特許庁産業財産権制度問題調査研究
「大学の研究者の目線に立った知財の情報提供に関する調査研究」

特許庁総務部企画調査課

禁 無 断 転 載

令和６年度　特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

大学の研究者の目線に立った
知財の情報提供に関する調査研究報告書

令和７年 3 月

請負先　　三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社

〒105-8501　東京都港区虎ノ門 5-11-2
オランダヒルズ森タワー
電 話　 03-6733-1000
FAX　 03-6733-1028
URL　 http:// www.murc.jp
E-mail　 murcip@murc.jp